

外来種被害防止行動計画（仮称）の構成案 （ - 愛知目標の達成に向けて - ）

前文	1
第1章 <u>外来種対策に関する認識と基本認識及び目標</u>	3
第1節 外来種問題の基本認識	4
1 <u>外来種対策の目的</u>	
2 <u>外来種に関する科学的知見を踏まえた適切な認識</u>	
3 <u>外来種対策を実施する上での基本認識</u>	
第2節 外来種対策をめぐる主な動向	10
第3節 行動計画の目的及び役割	14
第4節 行動計画の対象及び目標	14
第2章 <u>外来種被害防止行動計画の基本的な考え方及び行動と指針</u>	21
第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方	21
1 <u>外来種対策の理解と協力を得るためのにおける普及啓発と・教育の推進と人材の育成</u>	21
2 優先度を踏まえた外来種対策の推進	32
3 侵略的外来種の導入の防止（予防）	36
<u>（1）</u> 意図的に導入される外来種の適正管理	
<u>（2）</u> 非意図的な導入に対する予防	
4 効果的、効率的な防除の推進	43
5 国内由来の外来種への対応	48
6 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応	49
7 情報基盤の構築及び調査研究の推進	51
8 その他の対策	54
第2節 各主体の役割と行動指針	56
第3章 国による具体的な行動	64
第1節 <u>外来種対策の理解と協力を得るためのにおける普及啓発と・教育の推進と人材の育成</u>	64
第2節 侵略的外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進	67
第3節 侵略的外来種の導入の防止（予防）	68
1 意図的に導入される外来種の適正管理	
2 非意図的な導入に対する予防	
第4節 効果的、効率的な防除の推進	74
1 侵入初期のモニタリングと早期防除	
2 生物多様性の保全上重要な地域における外来種対策	
3 広域に分布する外来種対策	
4 各主体の連携体制の構築	
第5節 国内由来の外来種への対応	85
第6節 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応	87
第7節 情報基盤の構築及び調査研究の推進	88
第8節 その他の対策	90

第 4 章 実施状況の点検と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

付属資料 侵略的外来種リスト作成の基本方針 / 参考文献一覧（条約法令一覧等） / 策定の流
れ 等

外来種被害防止行動計画（仮称）**素案**

前 文

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得られる恵みにより支えられています。現在の多様な生命とそのつながりは、生命の誕生から約 40 億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応した進化により形成されたものです。私たちは、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくるために、生物多様性を保全していく必要があります。

わが国は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化があること、大陸との分断・接続という地史的過程を有することなどから、世界的にも生物多様性の豊かな地域です。わが国の生物種は、既知のもので 9 万種以上、まだ知られていないものまで含めると 30 万種を超えると推定されています。わが国の生物相は、固有種の比率が高く、さらに地域ごとに独自の生物相・生態系を形成しているという特徴を持っており、こうした生物多様性の保全を考えていく上で、各地域の生態系、種及び遺伝的形質の固有性を保全していくことは重要です。

また、わが国の文化は海と山の恵みをもたらす豊かな自然に支えられてきました。例えば、地域に伝わる伝統的な食文化はその地域の気候風土や生物多様性によってもたらされる季節ごとの海の幸や山の幸に根ざしています。

平成 22 年 5 月にわが国の生物多様性の損失の状況を総合的に評価した「生物多様性総合評価報告書」においては、人間活動に伴うわが国の生物多様性の損失はすべての生態系に及び、全体的にみれば生物多様性の損失は今も続いていると評価しています。さらに、その損失の 4 つの大きな要因の一つである、奄美大島・沖縄島北部（やんばる）地域のマングースや小笠原のグリーンアノール、琵琶湖等のオオクチバスなどの侵略的外来種の影響が近年顕著であるとしています。また、侵略的外来種による被害は、生物多様性に対してするものだけでなく、セアカゴケグモなどの人の生命・身体や、アライグマなどの農林水産業へも大きな被害を与えているものもいます。

一方で、農林水産業をはじめ様々な産業分野では、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、緑化植物、漁業対象種等として多くの外来種が利用されており、その中には管理下から逸出することで問題が発生するものもありますが、これらは我々の社会や生活を支えています。このように、今後もこれらの有用な外来種を適切な管理のもとで利用していくことは、我々が生活していく上でも重要であることから、社会的な便益と生態系等へのリスクという観点から、の中で重要な役割を果たしているものもあり今後、我々の社会と外来種との適切な関わり方を考えていく必要があります。

侵略的外来種が引き起こす問題については、1958 年（昭和 33 年）にチャールズ・サザ

1 | ーランド・エルトンにより執筆された「侵略の生態学」において、侵略的外来種の中には
2 | が人間活動に伴い生態系に深刻な影響を与えている外来種こと等が指摘され、1980年（昭
3 | 和55年）に国際自然保護連合（IUCN）、世界自然保護基金（WWF）、国連環境計画（UNEP）
4 | により作成された世界環境保全戦略においても、生態系に深刻な被害を与えている侵略的
5 | 外来種の脅威が指摘されています。その後、1992年（平成4年）の地球サミットにおいて
6 | 生物多様性条約が採択され、同条約の第8条(h)に「生態系、生息地若しくは種を脅かす
7 | 外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。」として
8 | 外来種対策が位置づけられています。このような国際動向を受け、わが国では2006年（平
9 | 成16年）に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外
10 | 来生物法」という。）が成立し、2007年（平成17年）に施行されました。外来生物法に
11 | 基づき指定された特定外来生物については、飼育・栽培、運搬、輸入等が規制されるな
12 | ど、わが国においても本格的な対策が始まりました。2010年（平成22年）10月に愛知県
13 | 名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、長期目標（Vision）「2050
14 | 年までに「自然と共生する世界」を実現」、短期目標（Mission）「2020年までに生物多様性
15 | の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施」に加え、その達成に向けた具体的な
16 | 行動目標として20の個別目標（愛知目標）が掲げられました。そのうち侵略的外来種に関す
17 | る目標は「2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、
18 | 優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止す
19 | るために定着経路を管理するための対策が講じられる。」とされています。

20 | わが国は、生物多様性を保全し、自然がもたらす恵み（生態系サービス）を持続的に享
21 | 受するため、愛知目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

22 | 本計画は、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、
23 | 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の主要行動目標の一つとして、2014年（平成26
24 | 年）までに策定すると位置づけられたもので、環境省、農林水産省及び国土交通省が、有
25 | 識者から構成される「外来種被害防止行動計画策定会議」の検討結果を踏まえ、2020年（平
26 | 成32年）までのわが国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として策定するもので
27 | す。

28 | 本計画において、さまざまな社会活動（生活、経済等）の中に外来種被害についての対
29 | 策も取り組むべき施策として社会経済活動の中に外来種対策が当然実施すべき施策として
30 | 組み込んでいく込まれていく（主流化する）ための基本的な考え方、国、地方自治体、民
31 | 間団体、企業、研究者、国民等のさまざまな主体が外来種問題に取り組むための行動指針、
32 | それらを踏まえた国の行動計画を示すことにより、わが国の外来種対策を総合的かつ効果
33 | 的に推進し、わが国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを目指します。
34 |

第 1 章 外来種対策に関する認識と基本認識及び目標

本計画では、わが国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進するため、第 1 章において外来種問題の基本認識を整理し、本計画の目的、目標等の位置づけを、第 2 章においては本計画に基づき各主体が外来種対策を進める上での基本的考え方を、第 3 章においては第 2 章の基本的な考え方を踏まえ国が実施すべき行動計画を示します。

本計画で示す外来種対策は、4 つの観点から推進します。第 1 としては、「全体の基盤となる対策」の観点から、「外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進」「優先度を踏まえた外来種対策の推進」「情報基盤の構築及び調査研究の推進」について記載します。第 2 として、最も根本的かつ重要な外来種対策である「導入・逸出の防止」の観点から、「意図的に導入される外来種の適正管理」「非意図的な導入に対する予防」について記載します。第 3 として、すでに侵入・定着した段階における「防除の推進」の観点から、「効果的、効率的な防除の推進」について記載します。第 4 として、近年問題意識が高まってきている「地域的固有性の維持保全」の観点から、「国内由来の外来種への対応」「同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応」について記載します。

< 図 1 . 行動計画の構造 >

本計画では、導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）について「外来種」の用語を用います。「外来種」のうち、わが国に自然分布域を有しているが、国内や国外からその自然分布域を越えて国内の分布域から非分布域他地域に導入される生物種については「国内由来の外来種」の用語を用います。また、「外来種」のうち、侵略性が高く、我が国わが国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、侵略性が高い外来種のことを「侵略的外来種 (invasive alien species)」と呼びます。

なお、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)(以下「外来生物法」という。)においては、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」わが国に自然分布域がなく、海外からわが国に人為的に導入される生物を「外来生物」と規定しています。そのため、外来生物法に規定されている用語を用いる場合は、上記にかかわらず、同法の定義によります。

本計画では、わが国の生物多様性を保全するため、わが国に自然分布域がなく、海外からわが国に人為的に導入され、わが国の生態系等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物として外来生物法に基づき輸入等が規制される「特定外来生物」だけでなく、「国内由来の外来種」も含めて「外来種」による生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害を防止するための対策を外来種問題として取り扱うものです。さらに、本計画では、ある生物種の自然分布域内において、遺伝的形質が異なる集団（個体群）が導入さ

れることにより生じる遺伝的攪乱に係る対策についても取り扱うものとします。

< 図 2 . 外来種問題の概念図 >

第 1 節 外来種問題の基本認識

外来種問題へ対応する上で基本となる認識を以下に整理します。

1 . 外来種対策の目的

● 生物多様性の恵みを後世に受け継ぐため、侵略的外来種による生態系への被害を防止する必要がある。外来種対策を実施する目的は、生物多様性の確保、人の生命及び身体
の保護並びに農林水産業の健全な発展である。

2 . 外来種に関する科学的知見と社会経済的状況を踏まえた適切な認識

- 社会生活では多くの外来種が利用され、それらは私達の生活に欠かせないものもある。
これらの外来種の多くは生態系等へ被害を及ぼしていない。
- 侵略的外来種を産業利用する際は、生態系への影響がより小さく、産業において同等
程度の社会経済的効果を得られるというような代替性がないか検討が必要である。
- 外来種の利用にあたっては、適切な管理の実施が必要である。
- 侵略的外来種も、生物多様性の観点からみると、その自然分布域における生態系の重
要な構成種であり、侵略的外来種そのものではなく、意図的・非意図的に関わらず人
為による自然分布域を超えた導入により生態系等へ被害が生じることが問題である。

3 . 外来種対策を実施する上での基本認識

● 外来種対策は、各主体が外来種に関する適切な認識を持ち、科学的知見を踏まえた予
防原則に基づいて、連携して定着段階ごとに戦略的に実施することが必要である。

1 . 外来種対策の目的

外来種対策は、生物多様性の確保、人の生命及び身体
の保護並びに農林水産業の健全な発展を図ることが究極の目的であり、その目的を達成するために必要な手段の一つです。

わが国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置していること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有することなどを要因として、複雑な進化の過程を経て形成された豊かな生物相を有しており、固有種（亜種、変種も含む）の比率も高いという特徴を持っています。また、野生生物の分布は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地域固有の多様な生態系が形成されています。

戦後に急速に進んだ経済・社会のグローバル化を背景として、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に自然分布域外に導入され、野生化する外来種が増加しています。外来生物法に基づく特定外来生物等の一部の生物の輸入は規制されていますが、多くの国々、地域との人の往来や物資の交易・移動は社会経済活動を維持する上で必要であることから、特定外来

1 生物の非意図的な導入、その他現状で規制を受けていない外来種の意図的・非意図的な導
2 入が依然として発生しています。

3 <図 3 . 侵略的外来種によるさまざまな被害>

4 こうした外来種の中には侵略的外来種が含まれており、侵略的外来種により、在来種の
5 捕食、在来種との生息域・餌等に関する競合、交雑による在来種の遺伝的攪乱、寄生生物
6 や感染症の媒介等の生態系への被害、咬傷等の人の生命や身体への被害、食害や用水路の
7 通水被害等の農林水産業への被害だけでなく、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物
8 の汚損等、さまざまな被害が及ぶ事例がみられます。

9 侵略的外来種が生態系に導入されることは、地域固有の在来種の絶滅が懸念されること
10 を始め、長い進化の過程で形成された地域固有の遺伝的形質の変化、生態系の改変が深刻
11 化し、復元することが難しくなる場合があるなど、わが国の生物多様性を保全する上で、
12 重大な問題となっています。

13 例えば、ハブや農作物を荒らすネズミを駆除する目的で 1910 年(明治 43 年)に沖縄島、
14 1979 年(昭和 54 年)頃に奄美大島に導入されたマングースは、近年まで年々生息地を拡
15 大し、ヤンバルクイナやアマミノクロウサギなどの希少な野生生物を捕食し、その存続に
16 大きな脅威となっています。平成 24 年度に仮想評価法を用いて両地域のマングース駆除に
17 対する国民全体の年間の支払意志額を算出したところ、やんばる地域、奄美大島ともに
18 1,319 億円となりました(コラム参照)。

19 また、池に生息する生物群集が国の天然記念物に指定されている深泥池(みぞろがいけ
20 京都市)において、1972 年に 8.3%だった外来種率(生息する魚類の種数に対する外来種
21 の率)が 2000 年には 60.0%に達し、生息する在来魚の種数は 15 種から 7 種に減少したこ
22 とが報告されています。いたりまた、「河川水辺の国勢調査」により調査対象河川の 6 割以
23 上でオオクチバスやブルーギルが確認されていたりします。

24 小笠原諸島等に侵入しているグリーンアノールは、在来の昆虫を補食しており、小笠原
25 諸島では固有種のおがさわらしじみ等が激減しているという報告があります。

26 さらに、千葉県では観光施設から逃げ出したアカゲザルがニホンザルと交雑しているこ
27 とが確認されており、交雑が広範囲に拡大すればニホンザルの遺伝子の固有性が失われ、
28 種としての絶滅につながる危険性があります。すでに、本州や四国ではタイリクバラタナ
29 ゴとニッポンバラタナゴの交雑が進行し、ニッポンバラタナゴの地域的な絶滅が生じてい
30 ます。その他にも、野外に放出されたチュウゴクオオサンショウウオが河川に定着し、在
31 来のオオサンショウウオとの交雑個体が多数確認されていることや、チュウゴクモクズガ
32 ニが飼育下で在来モクズガニ属と容易に交雑することが報告されています。一方、国内由
33 来の外来種モツゴとシナイモツゴの交雑は、雑種第一代が不妊となるため遺伝的攪乱を伴
34 わないとされていますが、モツゴによるシナイモツゴへの一方向の交雑によりシナイモツ
35 ゴの正常な繁殖が阻害されるなどの悪影響が指摘されています。

36 このように外来種との交雑が発生すると、遺伝子の固有性が失われることに加えて、交

1 雑個体が生じることにより個体群の繁殖能力が低下するなどにより、種の絶滅という問題
2 が発生する可能性や、生態的特性が変化し在来種への捕食性や競合性が高まる可能性も懸
3 念されます。

4 また、近年ではゲンジボタル等で典型的に見られるように、種としては同じとされてい
5 ても地理的に遺伝的形質が異なる場合に、他地域の個体や個体群が導入されることによる
6 遺伝的攪乱が懸念されています。

7 生態系に新たな外来種が加わることは種の多様性を豊かにすることであり良いことであ
8 ると誤解されることがありますが、外来種の導入は長い進化の歴史によって形作られてき
9 た地域ごとの生物多様性を歪めるものであり、本来、生物多様性を豊かにするものではあ
10 りません。特に侵略的外来種の導入は単純な個別の種の問題にとどまらず、我が国わが国
11 の生物の進化の歴史の結果形成された生態系を大きく改変させるおそれがあり、生態系管
12 理・保全の一環として外来種対策を考える必要があります。すなわち、外来種対策の本質
13 的な目的は固有の生態系や種、遺伝的多様性の保全や回復にあるという点が重要であり、
14 根絶等の様々な外来種対策はそれ自体が目的ではなく、そのための手段の一つであること
15 を認識しておくことが必要です。

16 加えて、侵略的外来種による被害は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や
17 農林水産業への被害など、社会経済活動に対しても深刻な影響を与えています。人の生命・
18 身体への被害の例としては、セアカゴケグモ、タイワンハブ等による咬傷被害が確認され
19 ていたり、カミツキガメやヒアリ等による咬傷被害等のおそれが指摘されています。また、
20 アライグマによる全国の農業被害は平成 24~~3~~年度に約 3 億 3-8千万円になりました。さ
21 らに、かつて果実や果菜類に大きな被害を与えたミバエ類の根絶には、26 年の歳月と総額
22 約 254 億円の直接防除費(人件費を除く)が費やされました。その他にも、ヌートリアによ
23 る農産物の食害や畦の破壊、マツノザイセンチュウによる松枯れ被害、カワヒバリガイに
24 よる用水路等の通水阻害などが確認されています。また、滋賀県の伝統的食文化である鮎
25 寿司の原料である琵琶湖固有種のニゴロブナがオオクチブラックバスやブルーギルの捕食
26 等により減少激減したり、地域の伝統的食文化が失われる危機が生じたり、アライグマに
27 よる文化財の汚損、外来水草の大量発生と枯死による悪臭の発生、ムラサキイガイによる
28 構造物の汚損、ハリエンジュが河道内に高木林を形成すること等による文化等に対する治
29 水・利水への影響・被害等が確認されています。

30 こうした侵略的外来種は、各地域の生物進化の歴史には登場せず、各地域の生物多様性
31 を構成する要素ではないことから、本来、導入された地域においては自然環境下にいるべ
32 きではない存在です。その点が、在来種のニホンジカやカワウ等のように、農林水産業等
33 への被害対応として、適正な個体数より増えすぎた場合は減らすことが必要であっても絶
34 滅させるべきではない種と異なります。こうした侵略的外来種は、農林業等の被害への対
35 応として、適正な個体数より増えすぎた場合は減らすことが必要であっても絶滅させるべ
36 きではない在来種のニホンジカやイノシシとは異なり、各地域の生物進化の歴史には登場

1 ~~せず、各地域の生物多様性を構成する要素ではないことから、本来、導入された地域にお~~
2 ~~いては自然環境下にいるべきではない存在です。~~また、逆に日本から世界各地に導入され
3 て繁茂しているクズやオーストラリア沿岸・地中海等に定着しているワカメ、アメリカで
4 深刻な農業害虫となったマメコガネ等、わが国の在来種が海外で侵略的外来種となってい
5 る事例もあります。

6 平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」においては、わが国
7 の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果から 4 つの危機に起因すると分析し、そ
8 のうちの一つが人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれた外来種な
9 どによる危機であるとしています。

10 2. 外来種に関する科学的知見と社会経済的状況を踏まえた適切な認識

11 外来種は古くは縄文時代から導入されたイネに代表されるように、家畜、栽培植物、園
12 芸植物、緑化植物、漁業対象種等として利用され社会の発展に貢献してきました。現在も、
13 農林水産業をはじめ様々な産業分野において、我々の暮らしの中で重要な位置を占め、欠
14 かすことはできません。世界的にも農作物の導入は文明の発展に深い関わりがあります。
15 利用されている外来種の多くは概ね人間の管理下にあり、生物多様性に対しても特に大き
16 な問題は生じていません。また、侵略的な外来種の中にも、産業の根幹を担っている種が
17 あるのも事実です。このように、今後もこれらの有用な外来種を適切な管理のもとで利用
18 していくことは、私たちが生活していく上でも重要です。

19 しかし、外来種の一部には、人間の管理下から逸出逸脱することにより、場所によって
20 は生態系等に対しても大きな影響を与えるものがあり、それらに対する適切な対応が必要
21 です。

22 また、日本で生態系への被害を及ぼしている侵略的外来種は、本来の生育・生息地では
23 その生態系を構成する在来種であることを認識する必要があります。人間活動による、本
24 来の自然分布域からの意図的もしくは非意図的な導入により、生態系等へ被害が生じてい
25 ることが問題であることを合わせて認識する必要があります。

26 一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、緑化植物、漁業対象種
27 等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものもあります。

28 今後、このような外来種については、生態系等に係る被害を及ぼす場合又は及ぼすおそ
29 れのある場合は、生態系等への影響等を考慮した対応を行う等、我々の社会と外来種との
30 適切な関わり方を考えていく必要があります。

31 3. 外来種対策を実施する上での基本認識

32 外来種対策にあたっては、生物の多様性は微妙な均衡を保つことによって成り立って
33 おり、科学的に解明されていない事象が多く、一度損なわれた生物の多様性を再生するこ
34 とが困難であることから、外来種対策は予防的観点から外来種対策を実施する必要があり
35 見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1 ます。また、対象種の定着状況（未定着、定着初期、分布拡大期、まん延期）によって取
2 るべき戦略が大きく異なってくるため、定着段階に応じた戦略を立てて計画的に対策を実
3 施することが必要です。

4 なお、本計画では、国内への定着情報がないものを「未定着」、国内への定着が一部地域
5 のもの（定着後の年数は長いが、潜在的に定着可能な範囲に対して分布が限定的なものを
6 含む）を「定着初期」、国内の多くの地域に定着しているが、全域には拡大していないもの
7 （現在も分布を拡大中なのか不明なものも含む）を「分布拡大期」、全国に分布しており、
8 生息・生育可能な立地・環境では普通に見られるが、未侵入である保全上重要な地域への
9 さらなる分布拡大・定着が懸念されるものを「まん延期」とします。

10 <図4．侵略的外来種の定着状況と防除の困難度>

11 外来種は、定着が進むにつれて、対策に係る費用や労力等のコストが大きくなり、対応
12 が困難になることから、ります。そのため、未定着の段階で、新たに侵入した外来種を早
13 期に発見するためのモニタリングを実施していくと同時に、外来種被害予防三原則である
14 「入れない」、「捨てない」、「拡げない」に従ってを広く周知し、外来種に対する意識付け
15 など予防的な取り組みを促すことが必要重要です。特に、本来の生息・生育地でなく
16 ても野外に生息・生育することが個々の外来種にとって良いことと考えたり、地域固有の
17 生態系等への影響について考慮しないこと、また、生息・生育する種数が増加することに
18 より生物多様性が豊かになるという誤解や、飼育が難しくなったペットは野外に逃がして
19 あげた方が幸せであるといった不適切な認識があること等から、地域固有の生態系等への
20 影響について考慮しないまま、安易に外来種を野外へ放出したり遺棄する事例もあります。
21 従って、外来種の導入による生態系等への影響を科学的にわかりやすく説明する等、野外
22 に放つことをさせないための普及啓発の強化が必要です。また、外来種対策の結果、外来
23 種との代替として外国産の同種の生物が大量に導入され、国内の自然環境に拡散している
24 ことによる遺伝的攪乱影響の問題も指摘されています。

25 一方、侵入・定着が確認された場合には、根絶を目指し迅速に対応することが重要です。
26 被害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化してから対応するのに比べはるかに効
27 果的であり、殺処分する数も少なく、コストも低く抑えることができます。また、定着し
28 てからある程度の年月が経過している外来種は、1つの外来種を防除することにより他の
29 外来種が爆発的に増加することもあるため、生物間相互作用を考慮することも重要です。
30 すでにまん延した外来種については、当面は根絶の実現性が低く、コストをかけて低密度
31 管理を継続せざるを得ないなど、長期間の対策が必要となる場合もありますが、根絶と再
32 侵入防止が可能な場合には、根絶させ、再侵入を防止する方が長期的にみればコストを抑
33 えることができます。

34 わが国への定着が確認された外来種は増加し、各地で定着している多くの外来種の分布
35 は拡大傾向にあり、侵略的外来種の被害を防止するための資金や体制は十分ではありません
36 ん。しかし、奄美大島及びやんばる地域のマングース対策のように、対策を継続すること

1 によって効果がみられる事例もあることから、長期を見据えた人材育成や予算確保等の体
2 制整備など、各主体が強い意思をもって根絶を目指していくことが重要です。また、外来
3 種の防除には費用がかかることは事実ですが、防除を行うことによって生態系サービスが
4 回復したり、農林水産業被害が軽減されるなど大きなメリットがあるといえます。

5 なお、外来種問題は多岐に渡り、全国各地のさまざまな環境において、各種の侵略的外
6 来種によって被害が生じています。外来種は、第1章第1節2で述べているように私たち
7 の生活と密接に関わると共に、その利用は社会経済活動の一環として行われていることか
8 ら、国、地方自治体、事業者、民間団体、国民など各主体が連携し、社会のさまざまな場
9 面で外来種対策に取り組まなければこれらの問題の解決はできません。

10 （各定着段階における防除の考え方の詳細については、第2章第1節4効率的・効果的
11 な防除の推進、及び図5参照）

12 未定着の段階では、新たに侵入してくる外来種を早期に発見するためのモニタリングを
13 侵入の危険性の高い地域において集中的に実施していくことが必要です。また、定着した
14 場合であっても、定着初期の段階で早期に発見し、迅速に根絶させることが重要です。被
15 害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化してから対応するのに比べ、根絶ははる
16 かに容易であり、長期的にみた場合コストを抑えることができ、また殺処分等も少なくて
17 すみます。分布拡大期には、広域的な地域連携に基づく封じ込めによる拡散の防止や低密
18 度管理による被害の低減を行う必要があります。特に、分布拡大地域における早期防除を
19 徹底する必要があります。まん延期においては、生物多様性保全上重要な地域において地
20 域的な根絶や低密度管理を行う必要があります。島嶼部などで在来種の回復等の防除によ
21 る効果が確認されている事例が生まれてきていますが、外来種の根絶や広域に分布・拡大
22 する外来種の封じ込めは容易ではありません。

23 <図5・まん延した侵略的外来種を根絶させる場合の防除段階ごとの防除の留意点>

24 既にまん延した外来種を根絶する場合において、防除を開始した初期段階から根絶に至
25 るまでには、段階ごとにそれぞれ留意点があります。防除を開始した初期段階では、効果
26 的な防除手法を採用すれば、密度を減らしていくことが可能です。一方、低密度状態にな
27 るにつれ、防除の単価は急速に上昇し、同じ手法では防除が難しくなってきます。例えば
28 奄美大島ややんばる地域におけるマングース対策で低密度状態の段階で探索犬を導入した
29 ように、低密度状態になってからは防除の開始当時とは異なる手法を取り入れる必要があ
30 ります。低密度状態から根絶させるには低密度状態での防除に適した手法の開発や防除の
31 単価が高い中での事業の継続が必要になりますが、根絶と再侵入防止が可能な場合は、根
32 絶させ、再侵入を防止する方が長期的に見た場合、コストを抑えることができます。

34 わが国への定着が確認された外来種は増加し、各地で定着している多くの外来種の分布
35 は拡大傾向にあり、侵略的外来種の被害を防止するための資金や体制は十分ではありません。
36 外来種問題は多岐に渡り、全国各地のさまざまな環境において、各種の侵略的外来種

1 によって被害が生じていることから、国、地方自治体、企業、民間団体、国民など各主体
2 が連携し、社会のさまざまな場面で外来種対策に取り組まなければこれらの問題の解決は
3 できません。

4 コラム：環境サービス（生態系サービス）の経済的評価 仮想評価法

7 仮想評価法（CVM：Contingent Valuation Method）は、環境変化に対する支払意志額
8 （環境を守ったり環境サービスを向上させるために支払ってもかまわない最大額）や受
9 入補償額（環境を守らないことで生じる不利益を受け入れるために必要な最小の補償
10 額）を人々に尋ねて、環境の価値を評価する方法です。評価対象の範囲が広く、レクリ
11 エーションや景観などの利用価値から野生生物や生態系などの非利用価値まで評価す
12 ることができます。この方法では、環境サービスの変化に対する説明内容（シナリオ）
13 を適切に設計することが、ゆがみのない結果を得るために必要とされています。

14 環境省では平成 24 年度に、環境経済に関する政策研究として「わが国における効果
15 的な生物多様性の経済的評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用に関する研究」を
16 実施し、その中で環境施策の費用と便益を評価する目的で、やんばる地域と奄美大島の
17 生態系が有する価値の可視化を試みました。全国を対象としてインターネットを利用し
18 たアンケート（サンプル数はやんばる 1674，奄美大島 1786）から推定したやんばる地
19 域の環境サービスの変化（マングースによるヤンバルクイナやアマミノクロウサギなど
20 希少な固有種の個体数の減少）に対関する年間支払意志額の平均値は 2,538 円、奄美大
21 島は 2,539 円で、これに全国世帯数を乗じた値はやんばる地域、奄美大島ともに 1,319
22 億円となりました。なお、支払意志額の平均値ではなく中央値を用いた場合は、やんば
23 る地域 234 億円、奄美大島 297 億円となります。やんばる地域と奄美大島におけるマン
24 グース対策は、まさに環境保全のための対策の一環として実施していますが、この経済
25 価値評価はこの取り組みの費用を評価する一つの参考となるものです。詳しくは下記を
26 参照。

27 京都大学・長崎大学・北海道大学・東北大学・甲南大学 2013 わが国における効果的
28 な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究
29 報告書。平成 24 年度環境経済の政策研究、環境省、125pp.

30 http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/F_research/9_H24Report130318.pdf

32 第 2 節 外来種対策をめぐる主な動向

33 侵略的外来種が引き起こす問題については、1958 年（昭和 33 年）チャールズ・サザーラ
34 ンド・エルトンにより執筆された「侵略の生態学」において、侵略的外来種が人間活動に
35 伴い生態系に深刻な影響を与えていること等が指摘され、1980 年（昭和 55 年）に IUCN、
36 WWF、UNEP により作成された世界環境保全戦略においても、侵略的外来種の脅威が指摘さ

1 れています。平成 4 年に生物多様性条約が採択され、国際的にも外来種に関する取組が進
2 展し、わが国も平成 5 年に同条約を締結しました。同条約第 8 条(h)では「生態系、生息地、
3 若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅す
4 ること」と定められています。平成 14 年 4 月に開催された生物多様性条約第 6 回締約国会
5 議では「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指
6 針原則」を決議しました。その中では、予防的取組の重要性のほか、侵入のできるだけ初
7 期の段階で対処し、根絶、封じ込め等の対処を講ずべきとするなど、外来種対策として講
8 ずべき基本的な施策の方向性が網羅的に示されました。

9 わが国では、こうした国際的な動向を踏まえ、平成 14 年 3 月に策定された「新・生物多
10 様性国家戦略」において、外来種問題をわが国の生物多様性の危機の一つとして位置づけ、
11 その中で「日本のように独特の生態系を有する島国では、移入種により絶滅の危機にさら
12 される動植物が多く、生物多様性に与える影響が甚大であることを認識しなければなりま
13 せん」と記述しています。さらに外来種対策として、影響を生じているか、その懸念のあ
14 る種のリスト化、逸出すると影響を生じるおそれのある飼育動物の管理、定着していて影
15 響軽減が必要な侵略的外来種の排除等の取組について着実に進めていくことが必要とされ
16 ました。

17 こうした状況の中、河川における外来種対策を検討するため、平成 10 年に学識経験者か
18 らなる外来種影響・対策研究会を設置し、平成 13 年 7 月に「河川における外来種対策に向
19 けて(案)」を公表、平成 15 年 8 月には我が国わが国で初めて外来種対策の事例集となる
20 「河川における外来種対策の考え方とその事例 - 主な侵略的外来種の影響と対策 - 」を作
21 成し公表しています。さらに、平成 25 年 12 月には、これまでの知見をとりまとめ「河川
22 における外来植物対策の手引き」及び「河川における外来魚対策の事例」として公表して
23 います。

24 平成 15 年 12 月には中央環境審議会が答申した「移入種対策に関する措置のあり方につ
25 いて」において、外来種対策について総合的に実施していくために制度化の必要性が指摘
26 され、外来生物法が平成 16 年 5 月に成立し、同年 6 月に公布され、平成 17 年 6 月に施行
27 されました。

28 その後、自然公園法施行令(昭和 32 年政令第 298 号)及び自然環境保全法施行令(昭和
29 48 年政令第 38 号)の一部改正(平成 18 年 1 月施行)並びに自然公園法(昭和 32 年法律
30 第 161 号)及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)の一部改正(平成 22 年 4 月施行)
31 により、国立・国定公園及び自然環境保全地域での動植物の放出等の規制が強化されまし
32 た。また、自然公園法及び自然環境保全法の一部改正(平成 22 年 4 月施行)により生態系
33 維持回復事業に基づく対策が行われるようになりました。

34 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)においては、「鳥獣
35 の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を平成 23 年 9 月に変更し、農林
36 水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣

1 捕獲を推進し被害の防止を図ることとしました。

2 また、外来生物法も含めて生物多様性に関連する個別法全体を束ねる基本法となる生物
3 多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）の制定、地域における多様な主体の連携による生
4 物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号、平成 23 年
5 10 月施行）の制定、第四次環境基本計画の策定（平成 24 年 4 月閣議決定）等、更なる外
6 来種対策に係る施策の充実のための法整備等を行っています。

7
8 国際的には、平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）
9 において、生物多様性に関する新たな世界目標として 20 の個別目標からなる愛知目標（決
10 議 / 2）が採択され、このうち侵略的外来種に関するものとして個別目標 9「2020 年ま
11 までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制
12 御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を
13 管理するための対策が講じられる。」が設定されました。また、ペット、水族館、動物園、
14 植物園での展示生物並びに生き餌・食料となる生きた生物として導入された侵略的外来種
15 についても国際的な基準を作成すること等についても議論されました。また、COP10 を受
16 けて改定された生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）では、愛知目標
17 の達成に向けたわが国の国別目標を設定しているほか、侵略的外来種による影響が近年深
18 刻化していることを踏まえて、その対策の強化を進めることとしています。

19
20 これらの動向を踏まえ、平成 24 年 12 月 13 日に中央環境審議会野生生物部会において「外
21 来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」が意見具申されまし
22 た（付属資料 参照）。その中では、主に以下の施策を講ずべきとしています。

23 特定外来生物の効果的な選定

- 24 ・わが国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種を掲載した「侵
25 略的外来種リスト(仮称)」の策定を通じて、被害に係る科学的評価を踏まえ、予防的観
26 点から特定外来生物の追加指定を検討すること
- 27 ・特定外来生物に指定されていないが、特定の地域に限定して大きな影響を及ぼす外来種
28 についても、「侵略的外来種リスト(仮称)」に選定し、広く普及啓発を図るとともに、自
29 然公園法や条例等による効果的な規制や対策を推進していくこと
- 30 ・特定外来生物との交雑個体・集団についても、特定外来生物の指定対象となるよう、法
31 的位置づけを整理して、必要な規制を行うこと

32 飼養等許可の適切な執行管理の推進

- 33 ・飼養等許可された特定外来生物の管理について指導監督を強化すること
- 34 ・特定外来生物の代替種を開発し、代替種の利用方針と特定外来生物の飼養等許可の運用
35 方針を再検討すること
- 36 ・防除に資する学術研究に伴う特定外来生物の野外への放出については、法的な許可制度

- 1 を検討すること
- 2 輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策の推進
- 3 ・非意図的な導入が輸入時に確認されたときの輸入品の廃棄、消毒等の法的に徹底できる
- 4 措置について検討すること
- 5 ・非意図的な導入における海外からの侵入経路を特定し、効果的な対策を検討すること
- 6 ・国内の他地域への導入を防止するため、注意すべき行為や経路の把握に努め、実行可能
- 7 な対策を検討すること
- 8 ・国立公園等においては必要に応じ対策の強化を検討すること
- 9 国による防除の推進及び地方公共団体等の防除に係る確認・認定の促進
- 10 ・国として実施すべき防除の優先度の考え方を整理し、それを踏まえた防除対象種とその
- 11 地域の実情に応じた防除目標を策定すること
- 12 ・国は、地方公共団体と連携して取組ができるよう成果の共有、情報交換などの枠組みを
- 13 構築し、地方公共団体の取組を促進すること
- 14 ・特に生物多様性の保全上重要な地域の外来種の防除にあたっては、ヤギなどの家畜、イ
- 15 ヌ、ネコ等のペットの管理を含めた対策を講じること
- 16 ・国の防除にあたっては、当該地域の生態系管理の一環として、国立公園の管理や希少種
- 17 の保全等とも連動させて外来種対策を進めていくこと
- 18 国内由来の外来種対策の推進
- 19 ・侵略的外来種リスト(仮称)の作成等を通じて、科学的知見を集積し、外来種被害防止行
- 20 動計画(仮称)において、対応の基本的考え方を整理し、自然公園法等を活用した対策
- 21 の検討や条例等における規制の推奨等を推進すること
- 22 生物の導入による遺伝的攪乱への対応
- 23 ・外来種被害防止行動計画(仮称)の策定を通じて、科学的知見を集積し、対応の基本的な
- 24 考え方を整理し、広く普及啓発を図ること
- 25 各主体の協力と参画、普及啓発の推進
- 26 ・国、地方公共団体、企業、民間団体、国民などの役割を明確にして、多様な主体と連携
- 27 して外来種対策を推進すること
- 28 ・外来種問題に関する普及啓発については、教育現場を始めさまざまな機会・媒体を通じ
- 29 て戦略的に実施すること
- 30 調査研究の推進
- 31 ・国は、研究者等と連携して、外来種の分布情報等の情報収集を始め、効果的な防除手法
- 32 の開発等、必要な調査研究を推進すること
- 33 その他
- 34 ・東日本大震災によって生態系が攪乱された地域において、必要に応じて外来種の侵入状
- 35 況等について把握し、震災復興において生物多様性に配慮されるよう、情報提供を行う
- 36 ことを検討すること

1

2 **第 3 節 行動計画の目的と役割**3 本計画は、外来種対策を多様な主体が連携して総合的かつ効果的に推進させ、わが国の
4 生物多様性を保全することを目的とします。5 具体的には、外来種対策を社会の中で主流化するための基本的な考え方やそのために各
6 主体がどのように外来種対策に取り組むべきかを示す行動指針を提示するとともに、2020
7 年(平成 32 年)までのわが国における外来種対策全般に関する中期的な総合戦略を策定す
8 るものです。ここでは、外来種を取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、NGO・NPO 等の
9 民間団体、国民等のさまざまな主体に広く認識され、各主体が外来種対策を実施するよう
10 になることを「外来種対策の主流化」と呼びます。11 全国各地において侵略的外来種による生態系、人の生命身体、農林水産業等に対するさ
12 まざまな被害が生じていますが、それらの被害を防止するための資金や体制は十分ではあ
13 りません。こうした問題に対応していくためには、各主体が外来種対策におけるそれぞれ
14 の役割を認識し、互いに連携し、限られた資源を効果的、効率的に活用して外来種対策を
15 推進し、主流化していく必要があります。

16 そのため、本計画の策定により、

- 17 ・外来種の取扱いに関する国民全体の認識の向上と各主体による適切な行動の促進
-
- 18 ・優先度を踏まえた効果的、効率的な防除の推進
-
- 19 ・多様な主体の参加による役割分担と連携のもとで、広域的な防除の推進
-
- 20 ・非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の推進
-
- 21 等が特に期待されます。

22

23 **第 4 節 行動計画の対象及び目標**24 本計画は、環境省、農林水産省及び国土交通省が、わが国全体の外来種対策の司令塔と
25 して、外来種対策を主導的かつ総合的に推進する必要があることから、学識経験者などか
26 ら構成される「外来種被害防止行動計画策定会議」の意見を踏まえ、国としての行動計画
27 を策定するものです。また、国以外の各主体に対しては、本計画に記載する基本的な考え
28 方及び各主体の役割と行動指針に従って行動していただくことを期待するものです。29 本計画では、生物多様性国家戦略 2012-2020 の「100 年計画」「長期目標」「短期目標」「国
30 別目標」を念頭にして、2020 年目標を掲げます。

31

32 < 生物多様性国家戦略 2012-2020 「100 年計画」における外来種に関する記述(抜粋) >

33 2 国土のグランドデザインの全体的な姿(P58)

34 地球温暖化の影響を受けて脆弱な生態系である島嶼・高山帯などに生息・生育する一部
35 の種では絶滅のリスクが高まるが、国内全体にわたるモニタリング体制が構築される中
36 で、動植物の効果的な保護がなされることによりレッドリストの中でランクが下がる種

1 がランクが上がる種を上回るなど国土全体では種の絶滅リスクが低下する。人口減少や
2 国内資源の有効活用などを背景に、海外の自然資源への依存度が低下することや、さら
3 に意図しない外来種の導入に対する水際でのチェック体制が充実し、優先度に基づく計
4 画的な防除が各地で進展し、ペット等の適正な飼養管理の徹底や保全上重要な地域にお
5 ける駆除が図られることにより、外来種による新たなリスクの拡大はなくなっている。

7 3 国土の特性に応じたランドデザイン

8 (1) 奥山自然地域 (P61)

9 【望ましい地域のイメージ】

10 周囲に低地があることで隔てられた形となっている高山においては、固有種や遺存種が
11 地球温暖化の影響を受けて種の構成や分布範囲を変化させているが、外来種が排除される
12 など地球温暖化以外の人為的な影響を受けないよう保全されモニタリングが続けられてい
13 る。

15 (3) 都市地域 (P63)

16 【現状】

17 都市地域は人間活動が集中する地域であり、高密度な土地利用、高い環境負荷の集中が
18 見られます。また、都市では食料をはじめ、多くの生態系サービスを他の地域に依存して
19 おり、生態系サービスを通じて他の地域と関係しています。都市における樹林地や草地な
20 どの緑地は、都市に生きる生物の生息・生育の場として重要であるとともに、都市住民に
21 にとって身近な自然とのふれあいの場として貴重なものとなっています。しかしながら、
22 市街地の拡大に伴い、ヒバリやホタル類など多くの身近な生物の分布域が郊外に後退し、
23 その結果、斜面林、社寺林、屋敷林など都市内に島状に残存する緑地に孤立して細々と生
24 きる生物、カラス類やムクドリなど人為的な環境にも適応することのできた一部の生物な
25 ど、都市地域で見られる生物は非常に限られています。歴史的に都市環境の要素として組
26 み込まれたお堀や河川、水路に生息する魚類などは少なくなり、そこではペットのミドリ
27 ガメ等が放され、外来植物が繁茂する状況も見られます。居住地周辺において身近な自然
28 とのふれあいや生物多様性の保全活動への参加を求めるニーズは急速に高まりつつある一
29 方で、生活圏に緑地が少なく、生物多様性に乏しいことを背景に、自然との付き合い方を
30 知らない子どもたちやそれを教えることのできない大人たちも増えています。

32 (4) 河川・湿地地域 (P65)

33 【現状】

34 これまで河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林は、農地、宅地などとして営々と開発、利
35 用され、また、洪水等の災害を防止するための河川改修や流域の土地利用の変化により、
36 流量の減少、水循環の経路の変更や分断、砂礫の供給の減少、攪乱の減少や水質汚濁など

1 が生じたことから、河川生態系は大きな影響を受けてきました。自然湖沼においても、干
2 拓・埋立、湖岸改修、水位の改変、水質汚濁、富栄養化、外来種の侵入などによって、湖
3 沼生態系は大きな影響を受けてきました。日本に生育する水草のおよそ3分の1の種が絶
4 滅危惧種に選定されるなど、水辺環境には多くの絶滅危惧種が存在します。その一方で、
5 水質などの河川環境が改善する中でアユの遡上が回復した事例もあります。

7 【望ましい地域のイメージ】

8 流域の汚濁負荷の削減が進み、河川に流入する水質が改善することで、源流部から河口
9 部まで清らかな水が流れている。湖沼でも水質改善や水位変動の回復、**外来種対策などが**
10 **進んでいる**。水質の改善された湖沼や湿原、冬期にも水が張られている水田や河口部の干
11 潟にはアジア太平洋地域からの渡り鳥が飛来し、国内外を通じて、渡り鳥の飛来地のネッ
12 トワークが確保されている。

14 (7) 島嶼地域(P68)

15 【現状】

16 わが国は、北海道、本州、四国、九州という主要4島のほかに、6,800あまりと言われ
17 る大小さまざまな島嶼を有し、有人島は400あまりとなっています。周囲を海に囲まれ、
18 生物の行き来が限られていることから、既に周辺地域では見られなくなった在来の生物相
19 が島嶼という限られた空間の中で残されている場合があります。また、小笠原諸島や南西
20 諸島をはじめとして海によって隔離された長い歴史の中で、独特の生物相が見られる島々
21 が存在します。こうした島嶼では小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ独特の生態
22 系が形成されており、**生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な**
23 **地域といえます**。島嶼地域には、もともと分布が非常に限定された地域固有の種が多く、
24 また、人為的な影響も受けやすいことから、島嶼地域に生息・生育する種の多くが絶滅の
25 おそれのある種に選定されています。

27 【目指す方向】

- 28 ・希少種の保護増殖や外来種の防除などにより独特の生態系や固有の生物相の保全を推進
29 する。
- 30 ・独自性を活かした豊かな地域づくりを進める。

32 【望ましい地域のイメージ】

33 島嶼においては、**侵略的な外来種は根絶され**、対馬のツシマヤマネコ、西表島のイリオ
34 モテヤマネコ、奄美のアマミノクロウサギ、沖縄のヤンバルクイナ、小笠原のムニンノボ
35 タンなど固有の動植物や在来の動植物が安定して生息・生育し、それらの独特の生態系や
36 固有の生物相が十分に調査され、**かけがえのない地域の資産として**、島によっては世界の

1 資産として広く認識されている。また、水際には、島外からの外来種の侵入がないようチ
2 ェックされているほか、固有の種の夜間調査に観光客が小グループに分かれて参加するな
3 ど、特徴ある自然や文化を活かし、環境に細心の注意を払ったエコツアーが盛んに行われ、
4 独自の自然と島の文化を紡ぐ豊かな地域づくりが進んでいる。

5
6 < 長期目標、短期目標（P56 抜粋） >

7 【長期目標（2050 年）】

8 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以
9 上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社
10 会を実現する。

11
12 【短期目標（2020 年）】

13 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達
14 成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

15
16 < 国別目標（P108 抜粋） >

17 国別目標 B-4（対応する愛知目標の個別目標：9）

18 2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、そ
19 の定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の
20 優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進す
21 る。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や
22 本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するた
23 めの定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等に
24 ついて検討し、対策を推進する。

25
26 主要行動目標

27 B-4-1 2014 年までに、侵略的外来種リスト（仮称）を作成し、リストの種について定着経
28 路に係る情報を整備する。（環境省、農林水産省）

29 B-4-2 2014 年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するととも
30 に、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すため
31 に、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

32 B-4-3 優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取
33 組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。（環境省、農林水産
34 省）

35
36 関連指標群

1 特定外来生物、侵略的外来種リスト（仮称）の指定等種類数とそのうちの未定着種数
 2 外来生物法に基づく防除の確認・認定件数
 3 奄美大島及び沖縄島やんばる地域（防除実施地域内（2012 年度時点））におけるマンゲ
 4 ースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルク
 5 イナの生息状況（生息確認メッシュ数）
 6 地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備（件数）
 7
 8 外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）（事務局注：行動計
 9 画及びリストの正式名称が確定したら修正）は生物多様性国家戦略策定時点では（仮称）
 10 であったため、正式名称に差し替えました。

11
 12 <2020 年目標>

13 愛知目標 9「2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けら
 14 れ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防
 15 止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。」を達成します。

16 愛知目標 9 の達成のため、社会の中で外来種対策を主流化し、推進するための以下の 8
 17 つの基本的な考え方と各主体の役割と行動指針を第 2 章で示します。

18 外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進

19 優先度を踏まえた外来種対策の推進

20 侵略的外来種の導入の防止(予防)

21 効果的、効率的な防除の推進

22 国内由来の外来種への対応

23 同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

24 情報基盤の構築及び調査研究の推進

25 その他の対策

26 第 3 章では、第 2 章で示された基本的な考え方及び各主体の役割と行動指針を踏まえ、
 27 国として 2020 年（平成 32 年）を目標に実施すべき 8 つの行動計画を示します。これらの
 28 行動計画については、それぞれ 2020 年（平成 32 年）までの個別の行動目標を以下のとお
 29 り、設定します。

30 外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進

31 【現状】

32 ・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：64.7%

33 ・外来生物法の内容を知っている人の割合：11.8%

34 【目標（2020 年）】

35 ・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80%

36 ・外来生物法の内容を知っている人の割合：30%

1 侵略的外来種リスト(仮称)の作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

2 【現状】

- 3 ・生物多様性地域戦略の策定自治体数：23 都道県（参考：11 政令指定都市、18 市区町）
- 4 ・外来種に関する条例の策定自治体数：20 都道府県
- 5 ・外来種リストの策定自治体数：14 道府県

6 【目標（2020年）】

- 7 ・生物多様性地域戦略の策定自治体数：47 都道府県
- 8 ・外来種に関する条例：47 都道府県
- 9 ・外来種リストの策定自治体数：47 都道府県

10 侵略的外来種の導入の防止(予防)

11 意図的に導入される外来種の適正管理

12 【現状】

- 13 ・外来種が適切に管理されておらず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例がある

14 【目標（2020年）】

- 15 ・侵略的外来種リスト（仮称）に基づき適切な対応が行われるよう当該リストの認知
- 16 度を高めます。侵略的外来種リスト（仮称）の内容を知っている人の割合：50%
- 17 非意図的な導入に対する予防

18 【現状】

- 19 ・非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価すること
- 20 ができていない。

21 【目標（2020年）】

- 22 ・どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態がを把握さ
- 23 れし、特定外来生物の定着経路を管理するための対策がを優先度の高いものから実
- 24 施されているする。

25 効果的、効率的な防除の推進

26 【現状】

- 27 ・各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封
- 28 じ込めに成功した特定外来生物はいない。

29 【目標（2020年）】

- 30 ・「第3章第4節2（2）及び（3）」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。

31 国内由来の外来種への対応

32 【現状】

- 33 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数：13 都道県
- 34 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む外来種リストの作成数：13 都道県

35 【目標（2020年）】

- 36 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数：47 都道府県

1 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む外来種リストの作成数：47 都道府県
2 同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

3 【現状】

4 事務局注：平成 25 年度に事例収集調査を予定（ウェブ検索などで把握）

5 【目標（2020 年）】

6 ・同種の生物の導入による遺伝的攪乱の被害を防止するために実施された取組の数：
7 （事務局注：目標値については平成 25 年度に実施する事例収集調査で現状を把握し、
8 検討）

9 情報基盤の構築及び調査研究の推進

10 【現状】

11 ・侵略的外来種に関する分布情報は限定的である
12 ・侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している

13 【目標（2020 年）】

14 ・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブ上で公開する
15 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する

16 その他の対策

17 【現状】

18 ・愛知目標の個別目標 9 の達成のための外来種被害防止行動計画を策定

19 【目標（2020 年）】

20 ・我が国わが国における愛知目標の個別目標 9 を達成するまでの取組の成果を締約国
21 会議等の国際会議で公表する
22

第 2 章 外来種被害防止行動計画の基本的な考え方及び行動と指針

第 1 節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

1 外来種対策の理解と協力を得るためのにおける普及啓発と・教育の推進と人材の育成
2
3
4
5 外来種問題の存在については、近年、報道などで取り上げられる機会も増え、学校教育
6 の中において取り扱われる等、徐々に一般の国民に認知され始めていますが、まだ広く一
7 般に浸透しているとはいえません。外来種問題とその対策の必要性を広く一般の国民に浸
8 透させ、その解決に向けた行動を促すためには、普及啓発と、人材の育成が必要です。

9 < 図 6 . 外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の段階と目標 >

(1) 現状

10
11
12 侵略的外来種により、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に対するさまざまな被害
13 が生じていることから、外来種対策は必要な合意形成がなされた上で、広くさまざまな主
14 体が連携して取り組んでいくことが必要です。すなわち、外来種問題の主流化(「外来種を
15 取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、民間団体、国民等のさまざまな主体に広く認識
16 され、各主体が社会経済活動の中で必要な外来種対策を実施するようになること」)のため
17 には、外来種問題とその対策について、全ての主体が正しく理解するための普及啓発と教
18 育を推進することが重要です。

19
20 しかし実際には、「外来種」という言葉自体は認知されつつあるものの、実際の外来種が
21 どのような種であるかといった具体の普及は遅れています具体的な事例の認知は進んでい
22 ません。また、野外に定着している侵略的外来種への餌付けが微笑ましいニュースとなる
23 等、誤った侵略的外来種による被害拡大を助長する情報発信の事例も散見されています。

24 学校教育においては、近年、中学校及び高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、
25 外来種や生態系のバランスについては中学校及び高等学校でも学ぶ内容となりました。平
26 成 23 年 2 月に環境省から文部科学省を通じて全都道府県の教育委員会等宛に、外来生物の
27 取扱い及び外来生物法に係る周知のための通知を出しています。平成 24 年度に環境省が実
28 施した「外来生物法」の認知度調査では、中学生において、認知した経路は「学校の授業」
29 が 41.7%と最も高く、認知度も「内容を知っている」及び「聞いたことがある」を合わせ
30 た回答が 63.2%と会社員や大学生等より高い傾向にあり、学校教育の効果があつたことが
31 考えられます。しかし、外来種問題について学習してきた経験の少ない教師が多く、現場
32 においても適切な指導が難しい状況にあることが考えられます。

33 環境省、農林水産省、国土交通省、地方自治体、動物園・水族館・植物園、民間団体等
34 では、外来種の全般的な事項に加え、飼養・輸入・運搬等もテーマとして、国民全体から
35 学校、地方自治体、ペット愛好家、輸入業者、旅行客などを主たる対象として、パンフレ
36 ット・ポスター作成や新聞等への寄稿、ホームページの開設解説、講演会、講習会などを
37 行ってきました。

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

(2) 基本的な考え方

外来種対策の普及啓発では、まず外来種の存在や外来種が与える影響について科学的知見を踏まえ適切に伝え、認識を深める取組が重要です。その上で、予防的観点等から現在侵略的外来種とする科学的知見が十分得られていない種も含めて外来生物被害予防三原則の遵守を推進するため、外来種問題やその対策の必要性についての理解を深め、さらには自主的・積極的に外来種対策の防除活動や調査研究等に参加・協力するとともに、自らそのような取り組みを主催するなど、外来種対策について行動意識を持つ人々を増やすための普及啓発が必要です。

さらに、将来的には外来種対策を実施するにあたり総合的な判断ができ、指導的立場に立てるような人材の育成を目指す必要があります。

普及啓発における3つの段階

普及啓発の実施にあたっては、外来種に対する認識を深めてゆく段階を「認識（知ること）」「理解（わかること）」「行動（行動すること）」の三つに区分し、各段階に応じて適切な方法を選択する必要があります。

【認識（知ること）の段階】

○普及啓発の考え方

第一段階としては、外来種問題の存在に気づき、外来種がさまざまな被害をもたらし得る存在であるという認識を国民全体に広く浸透させることが必要です。侵略的外来種は生態系、人の生命身体、農林水産業等に対して大きな被害をもたらしている又はそのおそれがあること、生物多様性を保全するためには外来種を適切に扱い、必要に応じて防除を行い、その被害を防止していく必要があること等の認識を広く浸透させる必要があります。

普及啓発の対象

この段階では、基本的には対象を絞らずに広く国民に普及啓発することが求められます。中でも、将来に向けて、国民全体に外来種問題や、その対策の必要性についての認識を浸透させることが重要であり、そのためには特に学校教育段階での普及啓発や、社会経済活動において意図的に外来種を利用する機会や、非意図的に外来種を運搬する機会が多い状況にある事業者を対象にした普及啓発も必要です。

普及啓発の方法

国民全体に広く浸透させることが必要なので、教科書をはじめ、国や地方自治体が作成したパンフレット、メディア等による報道などが考えられます。その際、特に一般の国民は、メディアによる報道を通じて外来種を認識する機会が多いことから、外来種を適切に

扱った報道がなされることが重要です。また、NPO等の民間団体が取り組む外来種対策の中にはメディアの注目度が高いものもあり、またこれらの取組に参加することにより外来種問題の深刻さをより一層実感できるものであることから、普及啓発における大きな役割が期待されます。

普及啓発の際の留意点

特にこの段階では、外来種が問題となっていない地域も含めて、広く普及啓発する必要があることから、地方自治体等による幅広い普及啓発が必要となります。

また、外来種による被害の防止に関して、関心呼びやすい人の生命身体や農林水産業への被害のみでなく、生態系への被害についても国民の認識の向上が急務であり、さらなる対応が必要です。

第一段階としては、外来種問題の存在に気づき、外来種がさまざまな被害をもたらし得る存在であるという認識を国民全体に広く浸透させることが必要です。侵略的外来種は生態系、人の生命身体、農林水産業等に対して大きな被害をもたらしている又はそのおそれがあること、生物多様性を保全するためには外来種を適切に扱い、必要に応じて防除を行い、その被害を防止していく必要があること等の認識を広く浸透させる必要があります。

認識の段階に該当する普及啓発や教育の媒体としては、国や地方自治体が作成したパンフレット、メディア等関係者による報道、教科書などが考えられますが、特にメディアによる報道を通じ、一般の国民が外来種を認識する機会が多いことから、外来種を適切に扱った報道が重要です。

将来に向けて、国民全体に外来種問題や、その対策の必要性についての認識を浸透させることが重要であり、そのためには学校教育だけではなく、自然系博物館等における社会教育が推進されることが重要です。教科書に外来種問題が適切に掲載されることとともに、教科書等に載っている外来種問題を適切かつ発展的に教えることができるよう、教育者や指導者向けの啓発、教材やプログラムの開発等も学校教育や社会教育の充実のために必要です。さらに、ペットや昆虫等を飼い始める就学前から適切な指導が行われるよう保護者を対象とした普及啓発を行うことが重要です。また、学校教育については、理解の段階まで教育を進めることが重要です。

【理解（わかること）の段階】

普及啓発の考え方

第二段階として、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の理解・遵守など、外来種問題や外来種対策を科学的知見を踏まえ適切に理解し、その必要性についての共通認識が形成されることが重要です。外来種問題を単に知っているだけでなく、わが国の生物多様性の保全において侵略的外来種による被害の防止が重要であることについて理解が進むことが必要です。

普及啓発の対象

この段階では、「認識の段階」における普及啓発の実施者になりえる外来種問題に関わる行政機関の職員、外来種をテーマに普及啓発するメディア等関係者、実際に現場で指導に当たる教育者や指導者等、外来種の利用を積極的に進めている事業者を対象に普及啓発することが求められます。

特に地方自治体については、住民からの問い合わせの窓口であることから、地域住民等における外来種防除を推進するためにも、関係する部署における周知徹底が必要です。

さらに、ペットや昆虫等を飼い始める機会の多い就学前や小学生の頃から適切な指導が行われるよう保護者を対象とした普及啓発を行うことが重要です。

普及啓発の方法

この段階では、「認識の段階」より詳細な説明が必要なため、国や地方自治体のホームページや出張授業・説明会、メディア等による特集番組、自然系博物館等による企画展などが考えられます。動物園、水族館、植物園は生きた動植物を展示しており、子供を含めた多くの国民が来訪することから、外来種に関する普及啓発を進める上で重要な役割を担っており、一層の役割が期待されます。自然系博物館等には、各地域の外来種問題を科学的知見を踏まえ適切に伝える機能が期待されます。なお、本行動計画を一般向けに整理した資料とすることで、この段階における普及啓発資料となることが想定されます。

また、教科書等に記載している外来種問題を適切かつ発展的に教えることができるよう、教育者や指導者向けの啓発、教材やプログラムの開発等も必要となります。

普及啓発の際の留意点

この段階は、丁寧な説明が必要となるため、現場に近い者による普及啓発が必要となります。また、説明の際は以下に留意が必要です。

・外来種対策の目的

生物多様性の恵みを後世に受け継ぐとともに、健全な農林水産業の発展、人の安全を確保することを目的として、侵略的外来種による生態系への被害を防止に向けた取り組みを実施していることを伝えることが必要です。

・外来種の基本認識

外来種全てではなく生態系等に対して「侵略的」なものが問題であること、またその場合でも、対策の対象は侵略的外来種そのものではなく、意図的・非意図的に関わらず人為による自然分布域を超えた導入により、生態系等へ被害が生じていることが問題であることは、外来種に対する誤解を招かないためにも丁寧に説明する必要があります。

・利用されている外来種の存在

また、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、緑化植物、漁業対象種等

1 として利用されており、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものがあり、
2 我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものがあるということは、普及啓発の
3 際に合わせて説明する必要があります。

4 ただし、これらの外来種についても、人間の管理下から逸出して生態系等へ被害を及ぼ
5 す可能性があるものもあることから、利用する際は適切な管理が必要であることを説明す
6 る必要があります。

7 ・交雑による問題

8 交雑による問題は、大きく分けて2つあります。1つは生物多様性の重要な構成要素で
9 ある種としての遺伝子の固有性が失われるという問題、もう1つは正常な繁殖が妨げられ
10 子孫が残せなくなる場合があるという問題です。このように複雑な問題や誤解しやすいポ
11 イントを分かりやすく説明することが重要です。

12 ・外来種を放つことによる問題

13 「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種がいることで種数が増えること」
14 を良いことと考える誤解がありますが、外来種を生態系に導入することは種の多様性を豊
15 かにすることではなく、もともとその地域に成立していた生態系を変質させ、生物多様性
16 を損なうことにつながります。外来種被害防止予防原則の「捨てない」について、適正飼
17 養の重要性と野外に放つことの悪影響についての普及啓発の強化が必要です。日本ではさ
18 まざまな生きた動植物が一般家庭や学校などで飼育栽培されており、それらを適切に管理
19 し続けることは、新たな外来種を増やさないための極めて重要な行為です。

20 ・動物愛護との関係

21 動物愛護管理法では人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類等を遺棄した場合は、罰則
22 が適用されます。動物愛護管理法における所有者による動物の「逸走の防止」や「終生飼
23 養」の努力義務規定（平成25年9月1日施行の改正法）や、ペット業者による販売時の適
24 正な飼養や保管のために必要な事項（寿命、大きさ、飼育方法等）の説明義務についても、
25 周知徹底を図ることが必要です。

26 第二段階として、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「広げない」の理解・
27 遵守など、外来種問題や外来種対策の必要性についての共通認識の形成を図ります。外来
28 種問題を単に知っているだけでなく、わが国の生物多様性の保全において侵略的外来種に
29 よる被害の防止が重要であることを理解させることが必要です。

30 この段階に該当する普及啓発の媒体としては、国や地方自治体のホームページや出張授
31 業・説明会、メディア等関係者による特集番組、自然系博物館等による企画展・講座・シ
32 ンポジウム、教科書などが考えられます。動物園、水族館、植物園は生きた動植物を展示
33 しており、子供を含めた多くの国民が来訪することから、外来種に関する普及啓発を進め
34 る上で重要な役割を担っており、一層の役割が期待されます。自然系博物館等には、各地
35 域の外来種問題を正しく伝える機能が期待されます。

36 外来種問題への取組が社会に与えるさまざまな影響、たとえば捕獲した外来動物の殺処

分と動物愛護との関係や、外来種と在来種の交雑が近親交配の防止になるのではといった疑問等については、丁寧に伝える必要があります。「ペットや観賞用の生物を野外に放つこと」や「外来種がいることで種数が増えること」を良いことと考える誤解がありますが、外来種を生態系に導入することは種の多様性を豊かにすることではなく、もともとその地域に成立していた生態系を変質させ、生物多様性を損なうことにつながります。外来種被害防止予防原則の「捨てない」について、適正飼養の重要性と野外に放つことの悪影響についての普及啓発の強化が必要です。日本ではさまざまな生きた動植物が一般家庭や学校などで飼育栽培されており、それらを適切に管理し続けることは、新たな外来種を増やさないための極めて重要な行為です。また、動物愛護管理法では人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類を遺棄した場合は、罰則が適用されます。動物愛護管理法における所有者による動物の「逸走の防止」や「終生飼養」の努力義務規定（平成 25 年 9 月 1 日施行の改正法）や、ペット業者による販売時の適正な飼養や保管のために必要な事項（寿命、大きさ、飼育方法等）の説明義務についても、周知徹底を図ることが必要です。

【コラム】 Q & A：外来種問題の理念に係る仮想的な問答の例

外来種問題については、今なおいくつかの誤解があり、生物多様性の保全に沿った方向性が広く理解されているとは言い難い状況にあります。科学的観点から是正を図り、幅広く普及啓発を行い、社会的な合意形成を図る必要があります。

ここでは、子供を含め、外来種問題について考える機会の少ない方を対象にした一般的・仮想的な問答を通じて、外来種問題に対応する上で必要な科学的見解や理念を整理します。以下の仮想的な疑問に対する答えは、外来種対策の基本的な考え方として広く周知することが必要です。

問い：外来種とは何ですか？

答え：外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物を指します。国外から持ち込まれたものだけではなく、たとえば本州だけに生息・生育しているものが北海道に持ち込まれた場合にも外来種となります。私たちの身近にも外来種はたくさんいて、四葉のクローバーでおなじみのシロツメクサは、牧草として外国から入ってきたものです。また、金魚の水草でおなじみのホテイアオイや、アメリカザリガニなども外来種です。なお、渡り鳥や、海流によって入ってくる魚・植物の種などは、自然の力で移動するので外来種には当たりません。

問い：「侵略的外来種」とは何ですか？

答え：外来種の中で、生態系、人の生命や身体、農林水産業等へ被害を及ぼしたり、及ぼすおそれがあるなど、侵略性が高いものを、特に侵略的外来種（invasive

1 alien species) と言います。具体的な例としては、沖縄島や奄美大島に持ち込
2 まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどがあげられ
3 ます。「侵略的」というと、何か恐ろしい・悪い生きものではないかと思われが
4 ちですが、本来の生息・生育地ではごく普通の生きものとして生活しており、
5 その生きもの自体が恐ろしいとか悪いというわけではありません。たまたま、
6 持ち込まれた場所の条件が、大きな影響を引き起こす要因を持っていたに過ぎ
7 ません。日本ではごく普通に見られるクズ(植物)やマメコガネ(昆虫)も、
8 持ち込まれた北アメリカでは「侵略的外来種」と言われています。

10 問い：外来種がいるとどのような悪いことが起きるのでしょうか？

11 答え：外来種による影響は、主に以下の3つが挙げられます。

12 生態系への影響

13 生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことをくり返し、微妙な
14 バランスのもとで成立しています。ここに、その地域にもともといなかった生き
15 もの(外来種)が入ってくると、生態系のバランスが崩れ、悪影響を及ぼす場合
16 があります。

17 具体的には、外来種がもともといた生きもの(在来種)を食べて減らしてしま
18 うことや、外来種が在来種と同じ食物や生息・生育場所(すみか)を巡って競争
19 したり、これらを奪ってしまうこと、また、近縁の在来種と交雑してしまい、在
20 来種の遺伝的な独自性がなくなることなどの問題が起こっています。

21 たとえば、そこに生息する生物が国の天然記念物に指定されている深泥池(み
22 ぞろがいけ 京都市)では、1972年に8.3%だった外来種率(生息する魚類の種
23 数に対する外来種の率)が2000年には60.0%に達し、生息する在来魚の種数は
24 15種から7種に減少しています。

25 人の生命・身体への影響

26 たとえば毒を持っている外来種が入ってくると、咬まれたり、刺されたりして
27 人の生命や身体に危険が生じるおそれがあります。石垣島などから沖縄島に持ち
28 込まれた毒ヘビであるサキシマハブは、たくさん増えて人を咬む被害をもたらし
29 ています。南アメリカ原産のヒアリというアリは日本にはまだ侵入していません
30 が、アメリカ合衆国や中国、台湾などに持ち込まれて急速に拡がっています。毒
31 針で人を刺して、アメリカでは年間100人以上が死亡していると推定されていま
32 す。

33 農林水産業への影響

34 外来種の中には、畑を荒らしたり、漁業の対象となる生物を食べたり、危害を
35 加えるなどして、農林水産業に被害を及ぼすものもいます。

36 たとえばアライグマは平成24年度に全国で3億3,8千万円もの農業被害を出

1 しています。

2
3 問い：外来種が野外で増えて、多くの生きものが見られるようになるのは、良いこと
4 ではないでしょうか？

5 答え：世界各地には地域特有の生きものが生息・生育しています。こうした固有の生
6 きものは、海、川、山脈などにより生きものが自由に行き来できないことによ
7 って、生活の仕方や形などに違いが生じ、地域ごとの姿に進化してきたもので
8 す。人が外来種をさまざまな地域に持ち込み、野外で増えると、もともといた
9 生きもの（**在来種**）が絶滅したり、どの地域でも同じ生きものだけになったり、
10 それぞれの地域固有の生物多様性（生きものたちの豊かな個性とつながり）が
11 失われてしまいます。これらが失われることは、決して良いことではありません
12 ん。

13
14 問い：飼っている外来種は野外に逃がしてあげた方が幸せなのではないですか？

15 答え：逃がされた外来種が野外で増えてゆくと、もともとそこにいた在来の生きもの
16 （**在来種**）を食べたり、交雑したり、病気をうつしたり、農作物を荒らすなど
17 のさまざまな被害も**もたらす**可能性があります。また、飼われていた生きもの
18 にとっても、慣れない環境の中で**うまく**食物を**捕れ**なかつたり、**交通事故にあ**
19 **って**しまう可能性があるなど、必ずしも幸せというわけでは**ありません**。生き
20 ものを育て始めたら、責任を持って最後まで**飼うことが大切です**。それが、日
21 本にもともといた生きものを守ることに**もつな**がります。

22
23 問い：もともといた生きもの（**在来種**）にとって、外来種との交雑は近親交配の防止
24 につながる良いこと**な**のではない**で**しょうか？

25 答え：もともといた生きもの（**在来種**）は、その地域で進化を遂げてきたかけがえの
26 ないものです。**これらが外来種と交雑してしまうと、もともといた生物の形、**
27 模様、生活の仕方などの固有の特徴が失われて、その生きものがいなくなる（絶
28 滅する）ことに**もつな**がりかねません。

29
30 問い：それでは、外来種は日本に全くいない方が**良い**の**です**ね。

31 答え：必ずしも**そう**では**あり**ません。自分たちの生活や社会を振りかえ**て**みましょ
32 う。**例えば、イネやニワトリは外来種ですが、私たちは多くの恩恵を受けてお**
33 **り、人に適切に管理されていることから野外に**拡**がることはほとんどなく、被**
34 **害も報告されていません**。全ての外来種が被害をもたら**す**わけでは**あり**ませ**ん**
35 し、人の生活にとって**有益**で**必要不可**欠な外来種**も**あり、**これらが**私たちの生
36 活や社会を豊かにしてきたことも忘れては**い**けません。

1
2 問い：外来種防除で捕獲した動物を殺すことは、動物愛護の点から問題ではないので
3 しょうか？

4
5 答え：動物愛護という言葉は人により様々な意味で使われていますが、動物愛護管理
6 法第2条に基本原則では、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめては
7 ならず、適正に取り扱うべきとされています。一方、人間は牛や豚等を食べた
8 り、動物を利用して生活していますし、ネズミやハエを駆除する等して、好ま
9 しい生活衛生環境を維持したりもしています。このように、私たちの生命や生
10 活は他の生物に支えられたり、犠牲にしたりして成り立っていることを理解す
11 ることが重要です。また、牛や豚等を食べるために、それらを殺さなければな
12 らない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなけれ
13 ばならないとされています。

14 食料の確保や好ましい生活衛生環境の維持と同様に、外来種を駆除する事は好
15 ましい自然環境を守ったり回復させる等、生物多様性を保全するために必要な作
16 業であるとともに、動物の愛護管理に配慮した適切な取扱いを行うべきであると
17 考えます。外来種を殺さなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない
18 方法で行うべきですが、例えば生物多様性の保全上、重要な島でのネズミ根絶事
19 業のように、現実的に殺鼠剤等の薬剤によって殺すという手法しかない場合もあ
20 ります。また、ノヤギやマンガスのように生け捕りが行われる場合でも、在来
21 生態系、人の健康、農林水産業等に係る被害を防止するためには、技術、労力、
22 資金といった現実的な制約から、生かし続けることが困難であり、可能な限り苦
23 痛を与えない方法で殺さざるを得なく、それが社会的にやむを得ない選択となっ
24 ています。

25
26 参考：環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/kids/index.html> 他

27
28 **【行動（行動すること）の段階】**

29 **○普及啓発の考え方**

30 第三段階として、外来種対策への参加・協力・主催（実施）といった行動につなげる普
31 及啓発が必要です。「参加」とは、第三者が主催する防除やシンポジウムなどへ自ら足を運
32 ぶことを意味します。これまでは、受動的に得ていた外来種に関する情報を能動的に得よ
33 うと行動することです。「協力」とは、第三者が主催する防除やシンポジウムなどに、主催
34 者側の協力者として参加することを意味します。これまでの「参加」から、情報を発信し
35 ようとする意識が出てきた時にする行動のことです。「主催（実施）」とは、外来種対策の
36 第三者に発信するために取る行動、もしくは、発信はせずとも、自ら防除作業をしようす

1 る行動のことを意味します。外来種問題に関する豊富な知識を身に付け、適切な手法で防
2 除を実施することなどが必要です。

3 4 ○普及啓発の対象

5 「普及啓発の考え方」で示した「参加」、「協力」、「主催」といった3つの観点から、こ
6 の段階を整理します。

7 参加...基本的に対象を絞らずに広く国民に普及啓発することが求められます。認識の段階
8 の普及啓発が適切になされ、外来種問題の存在に気付いていることが重要です。

9 協力...社会貢献活動を実施し得る民間企業や団体、または外来種対策に参加している者な
10 どが対象となります。

11 主催（実施）...第3者に発信できる機能を有する外来種問題に苦慮している行政機関や生
12 物多様性の保全等を目的としている民間企業、団体などが対象となります。また、
13 自ら行う防除作業は、当然すべての国民が実施できる可能性があることから、対象
14 を絞らずに普及啓発することが求められます。

15 16 ○普及啓発の方法

17 方法についても、「参加」、「協力」、「主催」といった3つの観点から、この段階を整理し
18 ます。

19 参加...自然系博物館等による講座・シンポジウムなど、防除マニュアルや講習会、防除活
20 動への参加を呼びかけるホームページや会報などが考えられます。活動の参加者を
21 より増やすための情報発信が求められます。

22 協力...参加したシンポジウムなどの場において広報活動を行うことが有効です。また、メ
23 ディア、ホームページなどを通じて、広く発信することで協力者を増やせることも
24 考えられます。

25 主催（実施）...認識の段階の普及啓発の際や、「参加」、「協力」の普及啓発の際に、様々な
26 主体により外来種対策を実施していく必要性について説明することが有効です。

27 28 ○普及啓発の際の留意点

29 直接的な外来種対策活動として、侵略的外来種の防除活動が挙げられます。捕獲の際な
30 どに特殊な技術や知識を必要としたりする場合は、誰もがすぐに参加できるわけではない
31 ことに注意が必要です。

32 一方、特に身近な地域で見られる外来種の分布状況や生息・生育状況を調べてその情報
33 を発信することや植物の防除などは多くの方に参加いただけることから、活動への積極的
34 な参加を促すような情報発信が重要と考えられます。特に、これまで見られなかった外来
35 種の新たな分布記録は重要な情報であり、全国で広く情報収集され、発信・公表されるこ
36 とが必要です。

1 また、防除活動やその広報周知活動、防除マニュアル等について一元的に把握して、情
2 報発信するような機能は有益であると考えられます。

3 この段階に該当する普及啓発の媒体としては、防除マニュアルや講習会、防除活動への
4 参加を呼びかけるホームページや会報などが考えられます。幅広い主体の参画を促すため、
5 各主体の外来種対策における役割分担の整理とその普及啓発が必要です。

6 防除活動の主催者には、活動の参加者をより増やすための情報発信が求められます。ま
7 た、防除活動やその広報周知活動、防除マニュアル等について一元的に把握して、情報発
8 信するような機能は有益であると考えられます。

9 この他、身近な地域で見られる外来種の分布状況や生息・生育状況を調べてその情報を
10 発信することも重要な行動です。特に、これまで見られなかった外来種の新たな分布記録
11 は重要な情報であり、全国で広く情報収集され、発信・公表されることが必要です。

13 人材の育成

14 外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策に関
15 するノウハウをもつ人材は限られています。一方、今後、外来種が侵入し定着する機会は
16 ますます増加することが予測され、外来種に係る調査研究又は対策に携わる人材の育成・
17 確保が課題と考えられます。外来種対策に必要な人材としては、主に、外来種対策を企画・
18 立案する人材、効果的、効率的な防除を実施するための科学的データや技術を提供する研
19 究者・技術者、そして実際に防除作業に従事する人材等が挙げられます。

20 外来種防除の多くは、地方自治体が担っていることから、外来種対策の企画・立案を行
21 う人材の多くは地方自治体の職員が想定されます。しかし、担当職員は必ずしも生物の専
22 門家ではないことから、講習会や研修の機会を設け、研究者や関係組織・機関と連携しな
23 がら外来種対策の企画・立案を行えるような体制づくりが必要です。また、外来種防除を
24 専門とする研究者や技術者を育成するためには、大学等の教育機関における教育プログラ
25 ムの開発が必要です。特に、実用性があり実際の防除に役立つ調査研究・技術開発を行う
26 ことが重要であり、そういった人材を育成するためには、外来種対策を社会に主流化させ、
27 外来種対策に係る雇用体制や社会的な受け皿を整えていくことも必要です。

28 また、実際に防除作業を行う人材については、これまで各地の防除現場で多くの NPO・
29 NGO 団体、ボランティア等がその役割を担い、成果を上げていることから、今後もこのよ
30 うな人材の活用が期待されます。一方、外来種防除作業は長い年月に及ぶものであること
31 を踏まえ、育成した人材を長期にわたって継続的に確保することも必要となります。また
32 特に、防除が進み外来種が低密度化すると捕獲は困難となり、防除従事者は捕獲意欲を保
33 ちにくくなる傾向にあります。低密度状態になればなるほど、より深い管理知識と捕獲
34 技術、組織的な捕獲体制が必要となります。この段階では、費用をかけた分だけ捕獲がで
35 きなくなりますが、捕獲した量だけでなく、一個体の捕獲がもたらす根絶への効果は
36 上がると考えられます。その点を考慮して防除の取り組みを評価する必要があります。な

1 お、低密度化した段階で防除の手をゆるめると、外来種は再び増加しこれまでの成果が無
2 駄になるおそれがあります。効果的、効率的な防除を実施するために専門的な知識・技術
3 を有する防除従事者を育成し、それぞれの防除現場に配置できるような体制づくりが今後
4 の課題です。

6 2 優先度を踏まえた外来種対策の推進

7 侵略的外来種の生態系等への被害を防止するための資金や体制は十分ではなく、限られ
8 た資源を効果的、効率的に活用する必要があります。このため、被害の現状や定着状況(定
9 着初期、分布拡大、まん延等)を踏まえた上で、対象種や対象地域の特性、現実的な実施
10 体制等に応じて、費用対効果を考慮し、対策の優先度を評価し、対策の優先度に基づき、
11 予算と人的資源を集中させた、計画的、効率的、効果的な対策を推進していくことが必要
12 です。さらに、国や地域ごとに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的
13 な計画(以下、「生物多様性戦略」とします。)生物多様性戦略や侵略的外来種のリストを
14 作成し、リストの中から対策の優先度の高い種や地域を選定し、生物多様性戦略に基づい
15 た戦略的な対策を実施することが必要です。現在、生物多様性戦略を定めている地方自治
16 体は 52 団体(2623 都道府県、3229 市町村区。平成 2625 年 2-3 月末時点)、侵略的外来種
17 のリストを作成している地方自治体は 14 団体(14 都道府県。平成 24 年 4 月時点)となっ
18 ています。こうした取り組みをさらに推進していく必要があります。また、土地利用区分
19 毎に外来種対策の手引き等で優先度の考え方等を定めている場合もあり、そうした場合は
20 それらを参考に推進していくことが必要です。

21 計画的、効率的、効果的な外来種対策の推進のために必要となる外来種対策の優先度の
22 基本的な考え方を以下に示します。

24 (1) 基礎情報の収集

25 対策の優先度を考えるにあたっては、まず、外来種による影響(生態的特性、定着、被
26 害の状況)とその対応(対策の実施状況)を評価するための基礎情報の把握を目的に、情
27 報の収集を行う必要があります。これらの集めるべき情報は、「実際の影響や問題について
28 の状況把握」及び「対策の実施状況の把握」を目的としたものと考えられます。但し、侵
29 入が確認された場合に迅速な対応が必要であるとの知見がすでに得られているものや、基
30 礎情報の収集に時間がかかることが予想され、その間に分布域や被害が大きく拡大する危
31 険性がある場合には、迅速に防除を開始することも必要です。これらの情報は、国、地方
32 自治体、研究機関等が役割分担しながら収集し、互いに共有することが必要です。

33 実際の影響や問題についての状況把握

- 34 ・ 定着状況の情報
- 35 ・ 被害に関する情報
- 36 ・ 新たに侵入してくる生物に関する情報 等

対策の実施状況の把握

- ・ 各主体で取り組んでいる対策に関する情報 等

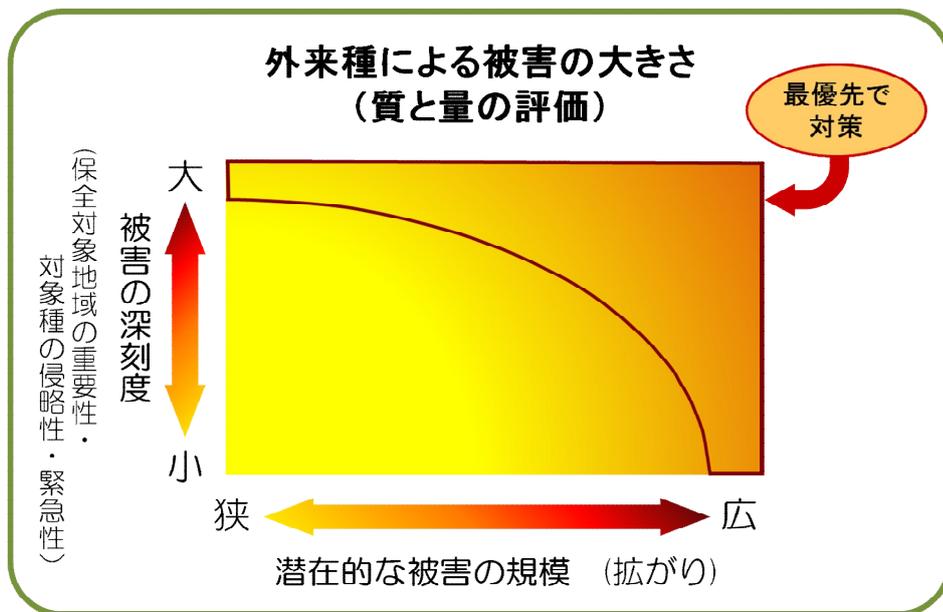
← 2) 対策の優先度の検討

収集した情報に基づき、対策の優先度を検討する際には、次のような観点からの評価が必要となります。一般的には、対策の必要性が高く、対策の実行可能性が高いものが、対策の優先度が高いといえます。一方、被害規模の大きいケースでは、一般に対策の実効性が低い場合が多いため、その場合には、より戦略的かつ慎重な検討が求められます。

なお、基本情報は侵略的外来種リスト（仮称）をはじめ、地域ごとの侵略的外来種のリストを策定している場合は、それらの情報等を参考とします。

【第一段階】 対策の必要性の評価（何を守りたいか、防ぎたいのか）

外来種対策の目的は、生物多様性を保全するために、侵略的外来種による生態系等への被害を防止、低減、緩和していくことにあることから、まずは被害（おそれも含む）の大きさを「被害の深刻度（質）」と「被害規模（拡がり・量）」等から評価し、対策の必要性を判断します。



被害の深刻度、潜在的な規模の観点からの必要性の評価

1 < 被害の深刻度（質） >

2 次の3つの観点で踏まえ、総合的に深刻度を判断します。

- 3 ・ 保全対象地域の重要性（（保護地域等 × 希少種）としての優先度評価）

4 保護地域：原生自然環境保全地域・自然国立公園・国指定鳥獣保護区・保護林・
5 世界自然遺産地域等

6 影響を受けやすい生態系・群落：島嶼、高山帯、湿地、海岸部など、不可逆的
7 な影響を受けやすい地域

- 8
- 9 ・ 対象種の侵略性

10 『被害の特性』

11 在来生物の捕食

12 生息地、生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の
13 駆逐

14 植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊

15 交雑による遺伝的攪乱

16 農林水産業への被害寄生生物・感染症の媒介

17 人の生命・身体への被害

18 寄生生物・感染症の媒介農林水産業への被害

19 治水・利水への影響・被害 等

20 『種の特性』

21 繁殖能力の強弱

22 逸出可能性の高低

23 定着可能性の有無

24 競合種の有無

- 25 ・ 緊急性（定着段階、拡散の速度等拡散・定着時間の長短）

26 即時的評価：現在の侵入・定着・被害段階。特に定着初期であって根絶可能な
27 場合は緊急性が高い

28 先読み評価：想定される侵入・経路・被害段階の移行速度

29

30 < 潜在的な被害の規模（拡広がり・量） >

- 31 ・ 影響の大きさ：生態系・人体・農林水産業等への影響の大小、分布の広拡がり

32

33 【第二段階】 対策の内容・手法（実行可能性・実効性・効率性）に関する評価（効果
34 的、効率的に実施できるか）

外来種対策を実施するにあたっては、対策の必要性が高いところから優先して取り組むこととし、次に対策の実行可能性・実効性・効率性（費用対効果等）から、効果的、効率的に実施することのできる対策の対象・内容・手法を評価し、優先度の高い対象・内容・手法を選定します。

対策の実行可能性・実効性・効率性（費用対効果等）の観点からの優先度評価

< 対策の実行可能性・実効性 >

- ・ 目標の達成可能性（効果の大小。根絶を目標とする場合は、定着初期において達成の可能性が高い）
- ・ 実施体制の有無（対象種の対策にマッチした実施主体の有無、複数主体の連携の必要性）
- ・ 対策の困難性（対策の手法の有無、予算の有無、関係者の理解、必要とする期間の長短）
- ・ 対策の技術の確立の程度
- ・ 上記の実施要件を確保した状態での継続性

< 対策の効率性 >

- ・ 対策のレベル（侵入防止、根絶、被害の緩和・低減、管理）と対策規模（努力量 / 年）・スケジュール（目標期間）の設定
- ・ 保全対象の維持回復の可否
- ・ 対策実施後の被害再発防止策の検討
 - 対策の対象地域内での侵入定着経路、残存した個体の分布状況や繁殖能力の確認
- ・ 保全（種・地域）対象の危機状況の検討
 - 外来種以外の問題の整理
- ・ 生物間相互作用を考慮した対策の検討
 - 防除で侵略的外来種が減少することによるその他の外来種や在来種への影響、生物間の相互作用を考慮し、対策の手法や優先順位を検討する
- ・ 上記を包括する総合的な検討
 - 生態系の保管理や自然再生・および及び自然国立公園管理の一部としての機能を持ち、総合的な環境保全にリンクしているか
- ・ 対策の費用対効果
 - 推進する対策のコストと得られる成果（目標の達成度）

3 侵略的外来種の導入の防止(予防)

外来種には、人間がさまざまな目的のもとに意図的に導入（輸入や移動）しているものと、人間の意図していないところで物資に付着・混入し、非意図的に侵入してしまうものがあります。いずれも外来種被害予防三原則に基づいた対応が前提ですが、具体的な対策は両者で異なるため、それぞれの状況に応じた侵略的外来種の対策が必要です。

1. (1) 意図的に導入される外来種の適正管理

(1) ー現状

日本には多数の動植物が生きたまま輸入され利用されています。その利用目的は産業用（緑化、天敵利用、受粉利用等）、食用（養殖等）、飼料用（釣り餌や飼育動物の生き餌等）、観賞用（ペット・園芸用）、学術研究用（展示・実験等）があり、平成 23 年の輸入量は、哺乳類が 20 万個体以上、爬虫類が 30 万個体以上、観賞魚が 3 千万個体以上、昆虫類が 4 千万個体以上に上ります。特に在来のカメ類との競合等の被害が見られるミシシッピアカミミガメの年間輸入量は、平成 17 年に比べ平成 23 年には半分以下となっているものの、依然として年間 20 万匹程度が輸入されていると推測されます。またカブトムシ類、クワガタムシ類の年間輸入量は、平成 21 年をピークに年々減少しているものの、平成 23 年時点で年間 15 万匹程度が輸入されています。

外来生物法の対象となる特定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物の輸入件数は平成 20 年以降、概ね年間 8 千～1 万件で推移しており、最も多いのは植物で、次いで昆虫類となっています。通関で輸入が許可された特定外来生物については、その大部分が生業の維持のための輸入です。甲殻類と魚類はそのほとんどが食材用で、昆虫類は農業用（花粉媒介）、哺乳類は医療用です。また、種類名証明書の添付が必要な生物については、ほとんどが愛玩用や園芸用の輸入でした。

特定外来生物については、飼養等に際して許可が必要であることから、許可件数に基づき飼養の実態を把握できます。平成 23 年度末時点で有効な特定外来生物の飼養等許可の件数は約 1 万 6 千件でしたが、その大部分を占める 1 万 3 千件以上が、「生業の維持」を目的としたセイヨウオオマルハナバチについてのもので、全体の傾向としては一定数が継続して更新されているため、飼養等許可の有効件数に大きな変動は見られません。なお、外来生物法の指定以前から愛がん用として飼育していた特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ、オオクチバスなど）への飼養等許可の件数は徐々に減少傾向にあります。

セイヨウオオマルハナバチの飼養状況に関する立ち入り調査では、温室へのネットの設置が不適正であるなどの不備が確認され、環境省及び農林水産省が連携して指導監督を強化しています。セイヨウオオマルハナバチの代替種としての、本州の在来種であるクロマルハナバチの利用は、現状ではセイヨウオオマルハナバチの利用の 1 / 3 程度です。さらに、北海道でも使用可能な種類としてエゾオオマルハナバチの研究が進めら

1 れています。一方で、たとえ在来種であっても、人工増殖の過程で偏った遺伝的形質を持
2 つ集団の代替利用が進み、野外への無秩序な放出が行われた場合は、当該在来種の自然分
3 布域外への侵入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることが指摘されています。

4 このように、セイヨウオオマルハナバチについては、飼養施設の不適切な管理に加え、
5 セイヨウオオマルハナバチやその代替種の利用に関連して生じるさまざまなリスクを踏ま
6 えた利用方針が明確に示されていないことが問題となっています。

7 また、特定外来生物を野外に放出等することは、外来生物法で禁止されており、自然湖
8 沼等で飼養等することはできませんが、特定外来生物に指定の際、当該外来生物が漁業法
9 に基づく第五種共同漁業の対象となっていたオオクチバスについては、生業の維持の観点
10 から、特例として、湖沼の流出口に3重の網を設置する等の基準を満たすことで「特定飼
11 養等施設」と見なし、飼養等許可を受けることができます。山梨県の河口湖、山中湖、西
12 湖、神奈川県のアノ湖はこの特例が適用され、外来生物法の飼養等許可を得て、オオクチ
13 バスの飼養、放流等を行っています。

14 緑化植物のうち法的な規制のないものについては、環境省や国土交通省、林野庁などで
15 検討が進められ、「自然公園における法面緑化指針（案）平成20年3月 環境省自然環
16 境局」、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き 平成23年1月
17 林野庁計画課施工企画調整室」、「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き 平
18 成25年1月 国土交通省 国土技術政策総合研究所」が作成されています。緑化植物の公
19 共事業での取扱いについて、22都道府県において独自の取り決めが公表されています。

21 (2)―基本的な考え方

22 意図的に導入される（導入されようとする）侵略的外来種を適正に管理するためには、
23 「入れない」「捨てない」「拡げない」の外來種被害予防三原則の遵守が重要です。「入れ
24 ない」ことが最も効果的、効率的な対策ですが、既に導入されている外来種については、
25 利用を控えることが困難な場合は、生態系等への影響が従来より小さく、産業において同
26 等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種の開発を進めることが重要です。
27 なお、こうした代替種がない等によりやむをえず利用する場合は、利用者の理解と協力の
28 もとに「捨てない」「広げない」といった適正な管理の実施や利用の抑制に向けた普及を
29 促すことが必要です。

30 また、産業分野で利用されており、すぐに控えることが困難な場合は、生態系等への影
31 響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代
32 替種の開発を進めることが重要です。なお、こうした代替種がない等によりやむをえず利
33 用する場合は、利用者は適切な管理を実施するとともに、それに要する費用が発生する場
34 合や、利用している外来種が逸出等することで生じる被害を防止するための費用が発生す
35 る場合は、それらについて負担する責任が生じる場合もあることも認識した上で、利用す
36 る必要があります。(P)

1 なお、すでにまん延している外来種については、手遅れだと誤解して外来種被害予防三
2 原則を守らない行為も見られますが、根気強く防除を継続した結果、外来種が低密度化し
3 在来種の回復がみられた事例もあることから、決して手遅れでは無く外来種被害予防三原
4 則の遵守を徹底するよう普及することが必要です。

6 1) 外来種被害予防三原則の徹底

7 三原則については、下記のとおり定義し、外来種問題を予防する観点から呼びかける用語
8 として、ここではそれぞれについて、対策の考え方を整理します。

10 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れな
11 い」。

12 捨てない：飼養している外来種を一般環境中に意図的に「捨てない」。

13 拡げない：既に野外にいる外来種を他地域に意図的に「拡げない」。

15 【入れない】

16 外来種被害予防三原則の中でも、「入れない」ことが最も効果的、効率的な対策であり、
17 日本で侵略的外来種となり得る生物の利用を控えることが極めて重要です。すぐに利用を
18 控えることが困難な場合でもは、外来種の利用量を抑制する方法の採用や、生態系への影
19 響がより小さく産業において同等程度の社会経済的效果が得られるというような代替性が
20 ないか検討し、代替性がない場合は、適切な管理の実施が必要です。代替種の開発を進め
21 ることが重要です。代替種の開発と利用に際しては、その種が新たな生態系等に係る被害
22 を及ぼすことがないよう留意しつつ、促進することが重要です。

23 特定外来生物等については外来生物法で輸入等の規制がなされていますが、それ以外の
24 外来種については法的な規制がないものもことから、新たな外来種の導入に際しては、
25 環境省及び農林水産省が作成する侵略的外来種リスト（仮称）等を参考にした、外来種を
26 利用する各主体による慎重な評価・判断が期待されます。また、新たに緊急に侵略性の極
27 めて高い種が確認された場合は、海外からの更なる導入や緊急的な防除が早急に必要とさ
28 れる際には、すみやかに特定外来生物に指定する必要があります。

29 また、飼育施設から外来生物が逸出するケースも少なくなく、侵入経路のリスクとなっ
30 ていることから、適正管理の徹底が求められます。

31 またさらに、大量に飼養され、特定外来生物に指定すると飼い主が野外に放つこと等が
32 懸念されるミシシippアカミミガメ等の侵略的外来種については、今後、大量に野外に放
33 たれること等の影響が生じないよう配慮した対策を行った上で段階的な規制を行い、まず
34 は入れないような取組についてうこと等を検討することが必要です。

36 【捨てない】

1 「捨てない」対策については、適正飼養の重要性と野外に放つことの悪影響についての
2 普及啓発の強化が必要です。日本ではさまざまな生きた動植物が一般家庭や学校などで飼
3 育栽培されており、それらを適切に管理し続けることは、新たな外来種を増やさないため
4 の極めて重要な行為です。また、飼養している動物を不用意に繁殖させ増やすことは、結
5 果的に管理が出来なくなり遺棄することにもつながりかねないため、それらを防ぐ対応が
6 必要です。また、動物愛護管理法では人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類等を遺棄し
7 た場合は、罰則が適用されます。動物愛護管理法における所有者による動物の「逸走の防
8 止」や「終生飼養」の努力義務規定（平成 25 年 9 月 1 日施行の改正法）や、ペット業者に
9 による販売時の適正な飼養や保管のために必要な事項（寿命、大きさ、飼育方法等）の説明
10 義務についても、周知徹底を図ることが必要です。外来のクワガタムシなど動物愛護管理
11 法の対象ではない動植物を飼育する場合であっても、野外に逃がすことや放すことは外来
12 種の自然への定着を引き起こす原因となるため、「捨てない」ことが重要です。野外に逃が
13 さないよう最後まで飼育することが必要です。なお、ペットとして広く飼養されている種
14 が、今後、特定外来生物に指定されることによって大量に遺棄されるおそれが想定される
15 場合は、例外的に飼育放棄個体の受け入れ等に関するシステムの検討も必要ですが、基本
16 的にはあくまでも飼養者が責任をもって対応（終生飼育）することが原則です。

17 ~~飼育・栽培下からの逸出を防止するため、セイヨウオオマルハナバチを始めとする飼養~~
18 ~~等を許可された特定外来生物については、適正な管理を徹底する必要があります。~~

19 ~~また、水産物や釣り餌等についても野外放出に伴う新たな外来種の定着が進行している~~
20 ~~可能性が指摘されており、生態系への影響について実態把握が必要です。~~

21 【広げない】

22 オオクチバスやブルーギルなど、レクリエーションの対象となるような種については、
23 意図的に広げられないことがないよう、定着・未定着水域ともに、侵入の監視、早期発見・
24 通報を進めるすること、また、定着水域は他水域への拡散源となり得るため、逸出防止策
25 を実施することも重要になります。

26 さらに、野外に生息する外来種に餌を与えることは、繁殖力を高め個体数の増加を助長
27 することから、外来種が広がるおそれが高まることを認識し、餌付けを行わないことが重
28 要です。

29 ~~緑化植物や牧草は大量に産業利用されていますが、河川敷や自然草原等に定着すると競~~
30 ~~争等によって在来種を減少させ、生態系を変化させてしまうものも知られており、利用に~~
31 ~~際しては、侵略的外来種リスト(仮称)を参考にして、可能な限り管理下から生態系へ広~~
32 ~~げないような対策が必要です。~~

33 2) 意図的に導入される外来種の適正管理の徹底

34 緑化植物や牧草、セイヨウオオマルハナバチ等の特定外来生物を含む産業利用される外

1 来種については、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が
2 得られるというような代替性がないか検討し、代替性がない場合は、侵略的外来種リスト
3 (仮称)を参考にして、生物多様性保全上重要な地域へ逸出しないよう適切な管理を実施を
4 することが重要です。

5 特に緑化植物は産業利用されている量も多く、野外で利用されているため、自然環境中
6 に逸出する場合もあり、河川敷や自然草原等に定着すると競争等によって在来種を減少さ
7 せ、生態系を変化させてしまうものも知られています。特に開発により、外来種に適した
8 立地が提供されたことも一因と考えられます。利用に際しては上述のように代替種の利用
9 を検討する必要があり、それが困難な場合は、利用による効果と用いる植物の生態的特徴
10 (植生遷移においてその植物が位置する段階等)を踏まえ、利用する場所ごとに土地利用
11 と周囲の環境の2つの観点から、利用する種や工法を選定することが必要です。

12 土地利用の観点としては、生物多様性保全上重要な地域(自然公園などの保護地域)に
13 においては、地域生態系に配慮した工法を採用する必要があります。また、周囲の環境の観
14 点として、生物多様性保全上重要な地域以外の地域(例えば都市域など)においては、外
15 来種を利用しないことが必ずしも求められる訳ではないものの、利用する外来種の特長や
16 周辺環境から侵略性を振る舞う可能性がある場合は、被害が発生しないよう適切な対応
17 が必要です。

18 なお、地域性種苗を用いた緑化など地域生態系に配慮した工事を発注する場合は、従来
19 の工法に比べ費用や時間、管理等を必要とするものになることから、事業の発注・管理・
20 検査方法等を見直すことが必要です。

21 また、利用している外来種が不要になった際は適正に処理する必要があります。外来植
22 物の刈り取りなどを伴う生業の場では、外来植物の結実後に刈り取りを行って移動させる
23 ことで、移動中に種子がこぼれ外来植物の拡散につながるおそれがあることから、刈り取
24 り時期やその取り扱いに留意する必要があります。

25 動物園等では、多くの外来種を展示目的で利用していることから、それらが逸出しない
26 よう適正に管理することが求められます。

27 生業の維持の観点から特例的に飼養等許可を受けている地域におけるオオクチバスの飼
28 養、放流等は、地域経済への影響も考慮しつつ、生態系の保全に配慮していくことが重要
29 です。

31 ~~1.~~ (2) 非意図的な導入に対する予防

32 (1) 現状

33 非意図的な導入としては、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混
34 入、バラスト水(船舶が空荷となった時に、船体を安定させるために「おもし」として積
35 載する海水)や船体付着などに伴う導入が考えられます。

1 【輸入の際の非意図的導入】

2 わが国は多種多量の物資を輸入しているため、輸入される物資に付着・混入して生きた
3 動植物が日本に持ち込まれ、野外に逸出して外来種となる例が多くあります。たとえば、
4 膨大な量を輸入に頼っているダイズやトウモロコシ、コムギなどの穀類、畜産用の飼料な
5 どに外来の雑草種子が混入していることが確認されており、多くの外来雑草の侵入経路と
6 して、その危険性が研究者によって指摘されています。さらに、中国や朝鮮半島に生息す
7 るサキグロタマツメタが東北地方等に侵入し、アサリを食害する被害が発生していますが、
8 これは中国から輸入したアサリを放流する際に混入した可能性が大きいと考えられていま
9 す。また、特定外来生物のカワヒバリガイは、中国から輸入されたシジミ類に混入して持
10 ち込まれたことが指摘されています。このように、水産動植物の増殖用として輸入される
11 種苗等に外来種が混入し、定着している場合があります。

12 また、アルゼンチンアリ等の侵入や分布拡大の経路はほとんど特定されておらず、侵入
13 や分布拡大の阻止はできていません。植物や畜産物等が輸入される場合には、農作物へ
14 の被害の防止や感染症の予防の観点から、植物検疫や動物検疫が実施されており、こうし
15 た植物検疫等における検査において、特定外来生物が非意図的に付着・混入していること
16 が発見された場合には、環境省に通報がなされる等、関係機関で連携をしているものの、
17 植物や畜産物だけでなく、わが国には膨大な量の輸入品が輸入されており、こうした検査
18 の対象となるものは一部のみです。また、通関時の検査等において、特定外来生物が非意
19 図的に付着・混入していることが確認された場合の消毒方法等の具体的なガイドラインは
20 整備されていない等、特定外来生物を確実に取り除くための手段が明確化されていません。
21 植物防疫所における検疫で発見され、環境省に通報のあった外来種の中では、特定外来生
22 物のアルゼンチンアリはイタリアからの生花に混入する事例が、特定外来生物のアカカミ
23 アリはアジアからの果物や野菜を中心とした植物に混入する事例が、未判定外来生物の両
24 生類は中国からの観葉植物に混入する事例が、多く確認されています。

25 【バラスト水に伴う非意図的な導入】

26
27 バラスト水の中に多くの水生生物が含まれることがあり、積荷港となる別の港でそれを
28 排出することで外来種を移動させることから、海洋生態系の攪乱が危惧されています。バ
29 ラスト水の排出に伴う有害な水生生物の移動を防止するため、平成 16 年にバラスト水管理
30 条約が採択されていますが、未だ条約が発効しておらず、わが国も批准していません。国
31 際海事機関（IMO）では、円滑な条約実施のための課題として、現行条約によるバラスト水
32 管理システム搭載期限では搭載工事が過度に集中する懸念が示されてきましたが、**我が国**
33 **わが国**が主導し、搭載工事の平滑化を目的とした搭載期限の見直しについて議論を進めて
34 きたところ、平成 25 年 5 月の第 65 回海洋環境保護委員会（MEPC65）において見直し案が
35 原則合意され、平成 25 年 11 月末開催の第 28 回 IMO 総会において採択される見込みとなっ
36 ています。

1 また、寄港国検査（PSC）におけるバラスト水サンプルの採取に関し、試行版サンプリン
2 グガイドライン案が MEPC65 で承認されており、条約発効後、同ガイドラインに基づき試行
3 （2～3年）が行われることとなっています。

4 なお、国土交通省のバラスト水管理条約に規定されるバラスト水管理システムに係る型
5 式承認制度に準じ、国土交通省及び環境省においてバラスト水管理システムの審査・承認
6 がなされており、わが国でも一部の船舶については、それらの承認を得たバラスト水管理
7 システムが搭載されています。

8 9 【船体付着に伴う非意図的導入】

10 船体付着により発生する問題としては、付着による生物の移動による生態系への被害、
11 船舶の燃費低下等が挙げられます。また、生物の付着を抑制するために用いる防汚塗料に
12 は、海洋汚染をもたらすものがあります。対応策としては、ダイバーによる船底清掃があ
13 りますが、船底清掃は経済的に頻繁には実施できないことや、清掃によりかえって生物の
14 移動を促進する危険性が存在するといった課題が存在します。そのため、船体への生物の
15 付着を防ぐ効果があり、かつ化学的環境リスク（化学物質の残留毒性などによる沿岸生態
16 系への危険性）の低い防汚塗料の開発等が研究されています。また、平成 23 年には IMO に
17 より船体付着生物の管理ガイドラインが採択されています。現在、「2001 年の船舶の有害
18 な防汚方法の規制に関する国際条約（AFS 条約）」により、有機スズを防汚塗料に使うこと
19 が禁止されており、わが国も条約を批准しています。また、有機スズ以外にも海洋環境へ
20 の影響が指摘される物質があるため、「船舶防汚システムの活性物質のリスク評価方法」の
21 国際標準（ISO）化が行われました。

22 23 【国内の他地域からの非意図的導入】

24 外来種の移動に関係している可能性のある土砂や植木の運搬等の行為の実態把握や規制
25 はなされていないのが現状です。ただし、貴重な生態系を保全する観点から国立公園等の
26 一部において対策を実施している例もあります。例えば、尾瀬、白山等では、靴底に付着
27 した種子を落とすためのマットを登山口に敷設しています。また、世界自然遺産登録地域
28 である小笠原諸島においては、生物の持込みを防止するための消毒マットを港の下船口に
29 敷設しているほか、国有林野の保護林において、指定ルート等の入り口に、靴や衣服につ
30 いた種子を除去するためのマットや粘着テープを設置しているなど、新たな外来種の侵入
31 や島間での拡散を防止するための方策について検討を進めています。

32 33 **（2）—基本的な考え方**

34 わが国にいつの間にか導入され、分布が拡大する非意図的導入は、意図的導入に比べて
35 はるかに対処しにくい課題です。海外からの非意図的な導入に対する予防については、経
36 路を特定した上での輸入品の生産、移動段階における対策、水際対策、モニタリング及び

1 確認された場合の早期防除といった観点から対策を行うことが重要です（このうちモニタ
2 リング及び早期防除については、「4 効果的、効率的な防除の推進」で記述します）。

3 4 【輸入の際の非意図的導入】

5 輸入品等の付着・混入については、外来種の侵入経路を特定し、輸入品の生産、移動段
6 階での予防的対策を行うことが有効と考えられます。すなわち、「どこから、どうやって、
7 何が侵入してくるか」を予測しつつ、生産、輸入業者に対してどのような配慮を求めるこ
8 とが可能かを分析することが重要です。まずは、侵入経路や輸入品の種別に、具体的に注
9 意すべき分類群、地域、産品を明確にすることが望まれます。一方、非意図的導入に関す
10 る経路解析の研究は、外来種対策にとって重要な分野であるものの、ほとんど研究が進ん
11 でおらず、研究の推進が必要です。また、水際対策として、通関時の検査等で特定外来生
12 物が確認された際に適切にくん蒸等が実施される等の駆除を命令する等の法的な仕組みの
13 整備等が必要です。特にヒアリについては、人の生命・身体に重大な被害を与えるため、
14 ヒアリについて国民が広く認識するための普及啓発の実施と、早期発見と早期対応のため
15 の連携体制を整えることが必要です。

16 17 【バラスト水に伴う非意図的な導入】

18 バラスト水管理条約の発効に備え、バラスト水管理システムの承認を進めていくことが
19 必要です。

20 21 【船体付着に伴う非意図的な導入】

22 船体付着については、化学的環境リスク（化学物質の残留毒性などによる沿岸生態系へ
23 の危険性）と外来生物侵入リスクの相反するリスクを踏まえた防汚塗料の評価、開発等を
24 進めていくことが必要です。

25 26 【国内の他地域からの物流に伴う非意図的導入】

27 国内全域における物流の状況も踏まえつつ、オオヒキガエル、シロアゴガエル等の生態
28 系等に係る被害が特に大きく、かつ拡散するおそれの高い侵略的外来種、及び島嶼など生
29 物多様性保全上重要な地域については、注意すべき行為や経路の把握に努め、実行可能な
30 対策を検討することが必要です。

31 また、侵略的外来種の植物やアリ等の昆虫、クモ類等が生息・生育していた土砂や資材
32 等を他の地域に移動させる場合は、侵略的外来種の分布拡大を防止するため、埋土種子や
33 侵略的外来種の付着・混入などに留意することが必要です。

34 35 4 効果的、効率的な防除の推進

36 外来種防除にあたっては、限られた予算や人材を有効に活用し、効果的、効率的な防除

1 を実施することが必要です。そのためには、各関係主体が連携をとりながら、対策の優先
2 度や科学的知見に基づいた戦略的・順応的な防除を行うことも必要です。特に、早期発見・
3 早期防除は、最も低いコストで高い効果を得ることが期待できますが、分布が拡大してい
4 る場合でも、それぞれの地域で定着段階に応じた戦略を立て、長期的な視野で対策を実行
5 することが重要です。

7 (1) 現状

8 外来種の防除、技術開発、普及啓発が進んだことにより、外来種の地域的根絶（小笠原
9 諸島弟島におけるウシガエル、ノブタ、小笠原諸島父島以外におけるノヤギ、八重山諸島
10 鳩間島におけるオオヒキガエルなど）や希少種の生息状況の回復（奄美大島におけるアマ
11 ミトゲネズミやアマミノクロウサギなど）農業被害の緩和等、一定の成果が得られた事例
12 もあります。しかしながら、わが国に定着した特定外来生物について、現時点で国レベル
13 で根絶に成功した事例はなく、広域に定着した特定外来生物についても一部で上記のよう
14 な事例はあるものの、わが国全体で防除により外来種の分布拡大阻止に成功しているとは
15 言い難い状況です。また、一部の地域で野外に生息する外来種を餌付けしたり、防除の理
16 解が得られない等、外来種問題や外来種対策に関する地域住民等の理解や協力が十分得ら
17 れていません。防除に取り組む行政機関では、厳しい財政状況にある中で、防除に係る予
18 算や体制を十分に確保することが難しい状況にあります。

19 環境省、農林水産省、国土交通省では、広域に定着する外来種について、防除マニユ
20 アルを作成して公開するとともに、効果的、効率的な防除手法について、地方自治体と協力
21 して協議会、研修会等を通じて普及啓発を行っています。一方、侵略的外来種の分布は網
22 羅的に把握されておらず、広域に定着する侵略的外来種の分布拡大に伴う侵入初期で警戒
23 が必要な地域の特定等、分布の拡大に関する情報の整備も進んでいません。また、早期防
24 除により防除コストが削減されることの周知や地方自治体等が連携して広域防除を行うた
25 めの体制構築が十分に整備されていないことなどから、侵入初期の早期防除が実施される
26 場合は少なく、農林水産業被害等が顕在化してから対策が実施される場合が多くみられま
27 す。このことが、アライグマ等の広域に定着する特定外来生物について分布拡大の防止な
28 どの封じ込めが実現できていない大きな理由の一つと考えられます。

29 なお、非意図的に導入された外来種の早期発見・早期防除につなげるため、環境省では
30 全国の主要な港湾においてモニタリングを実施しています。その結果、特にアリ類につい
31 ては早期発見・早期防除につながっており、アルゼンチンアリは発見された場所において
32 速やかに防除が実施されています。

34 (2) 基本的な考え方

35 対策の優先度と科学的知見に基づく戦略的・順応的な防除を、各主体の連携の下、実施
36 していくことが重要です。

1) 戦略的・順応的な防除

防除の実施にあたっては、対象種の定着状況（未定着、定着初期、分布拡大期、まん延期）によって取るべき戦略が大きく異なってくるため、定着段階に応じた戦略を立てて対策を実施することが必要です。（図 4 参照）

未定着の段階では、輸入の際の法的な規制や監視体制の充実とともに、新たに侵入してくる外来種を早期に発見するためのモニタリングを、侵入の危険性の高い地域において集中的に実施していくことが必要です。

また、万一、定着してしまった場合には、定着初期段階におけるの侵略的外来種への対策としては、早期発見と早期防除が極めて重要です。あり、被害が顕在化する前に対応する方が、被害が顕在化してから対応するのに比べ、被害が顕在化する前に迅速に対応する方が根絶がはるかに容易であり、生態系に与える影響も少なくてすみます。長期的にみた場合、また、防除コストがかかる期間も短くてすみを抑えることができ、また殺処分等を行う個体数も少なくてすみます最小限に抑えることができます。そのため、新たな侵略的外来種の侵入が確認された際には、緊急性や対応の優先順位などを速やかに判断し、組織的に取り組むことが必要です。

分布拡大期になると、根絶ができない極めて困難な場合や根絶のための費用や労力が不足することが想定されますが場合には、このような場合には、広域的な地域連携に基づく封じ込め（拡散の防止）や低密度管理（被害の低減）を行う必要があります。特に、分布拡大地域における早期防除を徹底する必要があります。

まん延期においては、生物多様性保全上重要な地域において地域的な根絶や低密度管理を行う必要があります。鳥嶼部などでは、防除による在来種の回復等の効果が確認されている事例も生まれてきています。しかしが、外来種の根絶や広域に分布を拡大するした外来種の封じ込めは容易ではありません。

また、既にまん延した外来種を根絶する場合において、防除を開始した初期段階から根絶に至るまでには、段階ごとにそれぞれ留意点があります。防除を開始した初期段階では、効果的な防除手法を採用すれば、密度を減らしていくことが可能ですが、一方、低密度状態になるにつれ、防除の単価は急速に上昇し、同じ手法を継続するだけでは防除さらなる個体数の低減が難しくなってきます。そのため、低密度状態になってからは防除の開始当時とは異なる手法を取り入れる必要があります。例えば奄美大島ややんばる地域におけるマングース対策で低密度状態の段階で探索犬を導入したように、低密度状態になってからは防除の開始当時とは異なる手法を取り入れる必要があります。低密度状態から根絶させるには、低密度状態での防除に適した手法の開発や防除の単価が高い中での事業の継続が必要になります。また同時に、低密度になるほど防除従事者の知識や技術が必要となる一方で、捕獲が難しくなるにつれ防除従事者の捕獲意欲が低下してしまう傾向もみられることから、長期的な視野にたった人材の育成・確保が重要となります。

1 また、防除初期の高密度状態の時と防除後期の低密度状態でのコストを比較した場合、
2 防除単価（1頭当たりまたは一定量の防除にかかる費用）は低密度状態の方が相対的に高
3 くなりますが、1頭（または一定量）当たりの根絶に向けた貢献度はより高いものとなり
4 ます。さらに、根絶と再侵入防止が可能な場合は、低密度管理を続けるよりも、根絶させ、
5 再侵入を防止すること方が、長期的にみた場合、コストを抑えることができ、また殺処分
6 等を行う個体数も少なくてすみます。

7 <図5 まん延した侵略的外来種を根絶させるまでの防除段階ごとの防除の留意点>
8

9 戦略的な防除の実施のためには、対策の優先度（被害の深刻度・規模、対策の実行可能
10 性・実効性・効率性等）を踏まえ、定着段階や実施可能な防除の規模、防除にかかるコス
11 トの試算等に基づく現実的な目標設定（根絶、拡大防止、低密度管理等の最終目標及び段
12 階的な目標の設定）を行い、防除計画を立案した上で、防除を実施することが重要です。
13 また、対象とする外来種の生活史や生物季節を考慮し、効果的な時期・季節に防除が実施
14 できるような仕組みづくりが必要です。さらに、モニタリングを行い、適切な指標に基づ
15 き状況を把握・評価し、結果を還元することにより、順応的な防除を実施することが重要
16 です。

17 また、防除で侵略的外来種が減少することによるその他の外来種や在来種への影響、生
18 物間の相互作用を考慮し、侵略的外来種の対策の手法や優先順位を検討するなど、当該地
19 域の生態系管理の一環として、自然国立公園等の管理や希少種の保全等のほか、広域的な
20 土地利用計画、農林水産や国土管理の各分野とも連動させて実施することが重要です。定
21 着してからある程度の年月が経過している外来種は生態系の中で食物連鎖の重要な位置を
22 占めていることがあり、1つの外来種を防除することにより、他の外来種が爆発的に増加
23 するようなことも起きる可能性が考えられます。例えば、オオクチバスを取り除くとアメ
24 リカザリガニが増加したり、小笠原諸島におけるノヤギの根絶後に、ギンネムやモクマオ
25 ウ等の外来樹種が増加しているような事例が挙げられます。防除の効果を大きなものとし
26 るためには、生物間相互作用を考慮した生態系管理の考え方も重要です。この分野の方法
27 論は未だ確立されているとは言えず、今後調査研究を重ね、よりよい手法の開発を推進す
28 る必要があります。加えて、生物多様性の保全上重要な地域の侵略的外来種の防除にあた
29 っては、ヤギ等の家畜、イヌ、ネコ等のペットの管理を含めた対策が必要になります。

30 さらに、より汎用性が高く、きめ細やかな防除マニュアルの作成と共有、技術的な助言
31 を行う防除の専門家の参画、防除手法及び分布拡大の予測評価手法等の研究開発を推進す
32 ることが必要です。また、外来種の分布拡大を抑制するためには、外来種が入りにくい健
33 全な生態系を維持することも重要です。侵略的外来種を防除するとともに、本来の生物多
34 様性豊かな自然を再生していくことで、生態系の回復力（レジリエンス）が高まり、外来
35 種が侵入しにくくなります。外来種対策は防除だけでなく、このように容易に侵入できる
36 ようなニッチ（生態的地位）を作らないことに配慮することが必要です。

【コラム】和歌山の台湾ザル問題

和歌山県北部で、1950年代に観光施設で飼育されていた台湾ザルが施設から逃げ出し、後背の山地に定着して個体数と群れ数が増加し、次第に農作物被害を起こすようになった。また、この群れに入り込んでくるニホンザルとの間で交雑も進んだ。

被害を背景に地元住民からの捕獲要求が高まる中で、和歌山県は1999（平成11）年に調査を開始し、外来生物法がまだ制定されていない2000（平成12）年に、全頭捕獲という方針を決めた。これは、農業被害の防止だけではなく、紀伊半島におけるニホンザルの遺伝的固有性を保全するという、生物多様性保全のための方針でもあった。

この方針を研究者や自然保護関係者は強く支持したが、一部の市民や愛護団体からは反対や非難の声が寄せられ、社会的な論議となった。主な論点は2つで、「交雑個体という理由で排除することは倫理的に問題かどうか」と、「捕獲した個体をどう処置すべきか」という点であった。

前者については、当初「**混血ザル問題**」という言葉で報道されたこともあり、人間の種間問題に結びつけてレイシズムの発想だという批判も行われ、反発が起きた。これに対しては、野生生物の種間問題であり人間の問題とは別次元の問題であること、人為的に持ち込まれた台湾ザルの遺伝子がニホンザル個体群に入り込むことは自然現象ではなく、数十万年の歴史によって形成されたニホンザルという種の特性を破壊することであり、容認すべき問題ではない、という反論が行われた。その結果、台湾ザルとその交雑個体を捕獲することに対する反対論は弱まった。

一方、捕獲した個体の扱いに関しては殺すべきではないとする意見が根強かった。そのため県は、当初の安楽死案と代替え案（無人島への放獣、不妊化処置・去勢をした上での放獣など）との比較検討を行うと共に、検討会やパブリックコメントといった通常の手続きの他に、それぞれの方法の長所・短所と見込まれる経費に関する情報を添えた県民へのアンケートを行い、その結果を踏まえて**安楽死**という処置を決定した。

この2つの論点は、外来種防除、特に鳥獣が対象となる場合には常に問題となる可能性がある。外来種防除に取り組む際には、この2つの問題に関する考え方と実施計画を整理し、適切な情報提供と説明を行うことが重要である。なお、捕獲個体の安楽死処分を行わずに防除目標が達成するためには、技術、労力、資金的な制約が大きく、困難なことがほとんどである。

2) 各主体の連携

全国各地のさまざまな環境において、さまざまな侵略的外来種によって被害が生じている又は生じるおそれがあることから、国、地方自治体、企業、民間団体、国民などさまざまな主体が連携して、各主体の特色を活かした防除を推進していくことが必要です。**具体**

1 的な役割としては、例えば、国は輸入段階における侵入防止や全国スケールでの分布情報
 2 の集約・情報提供、分布拡大予測に基づくリスクマップの作成などを担い、都道府県レベ
 3 ルの地方自治体は、流域スケールでの分布情報、侵入が警戒される地域およびモニタリン
 4 グ地域の特定、市町村レベルの地方自治体、NPO・NGO、住民、農協などは、実際に防除や
 5 管理を行う等、役割分担を明確にすることが効果的です。

6 さまざまな主体が同一の種や地域で防除を実施している場合は、これらの主体が情報を
 7 共有し、合意形成を図った上で連携した防除を実施することが必要です。防除にあたって
 8 は、各主体の役割分担を踏まえ、連携して防除実施計画を策定し、必要に応じて情報交換
 9 の場を設定すること、防除に必要な基礎情報を収集・共有し、被害の未然防止（初期防除
 10 の重要性）や分布拡大予測を踏まえた防除実施計画を策定すること、各防除実施主体にお
 11 いて得られた個別の防除成果や教訓を共有・公開することが重要です。

12 また、地域における活動は、種単位の防除に留まらず、地域の生態系を保全するための
 13 きめ細やかな外来種対策が必要です。そのためには、「地域における多様な主体の連携によ
 14 る生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づき、市町村が地域連携
 15 保全活動計画を作成し、多様な主体と連携した外来種防除を実施することも有効です。

16
 17 <九州地方のアライグマ対策のための協議会の事例をコラムとして記載>

18 19 3) 防除にあたっての留意事項

20 外来種の防除に伴い動物愛護管理法の対象動物を殺処分する場合には、同法を遵守する
 21 ことが必要であり、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う必要があります。

22 また、外来植物の刈り取りなどを行う場合、外来植物の結実後に刈り取りを行って移動
 23 させるケースがみられますが、移動中に種子がこぼれ外来植物の拡散につながるおそれ
 24 あることから、刈り取り時期やその取り扱いに留意することが必要です。

25 26 5 国内由来の外来種への対応

27 外来種の問題は、国境によらず自然分布域外に導入されることにより発生します。国内
 28 由来の外来種の問題については、国内の分布域から非分布域に自然分布域を越えて生物種
 29 が導入されることにより、これらの地域で被害をもたらす場合には、国内由来の外来種に
 30 対する対策が必要となります。

31 32 (1) 現状

33 外来種の問題は、国境によらず自然分布域外に導入されることにより発生します。国内
 34 に分布する在来種が国内外から国内の自然分布域外に人為的に導入されることにより、こ
 35 れらの地域で被害をもたらす場合には、国内由来の外来種に対する対策が必要となります。

36 国内由来の外来種による被害は、特に小面積の島嶼部等で深刻な状況が多くあります。

1 ~~であることが多く、~~例えば、もともと上位捕食者が少なかった伊豆諸島や南西諸島におい
2 て、~~導入されたニホンイタチが在来種の激減をもたらした~~例や、南西諸島から小笠原諸
3 島に持ち込まれたアカギが繁茂して在来植物を駆逐した事例もあります。また、白山では
4 低地性のオオバコが非意図的に高山帯に導入され、高山植物であるハクサンオオバコとの
5 間で交雑が確認されています。富山県神通川において、本来サクラマス（ヤマメ）の分布
6 域に別亜種のサツキマス（アマゴ）が放流された結果、両亜種の交雑が進行しました。

7 自然公園法及び自然環境保全法により、国土の約 0.9%（国立・国定公園特別保護地区
8 及び原生自然環境保全地域）において全ての動植物の放出等が規制されているほか、国土
9 の約 6.4%（国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区）のうち指定した地
10 域において指定した動植物の放出等を規制することが可能となっています。

11 防除の事例としては、小笠原諸島におけるアカギ、三宅島におけるヒキガエル、白山の
12 オオバコ等についての防除が挙げられます。また、いくつかの地方自治体においては、国
13 内由来の外来種も対象にした独自の地域版外来種リストを作成したり、国内由来の外来種
14 も対象とした条例を有しています。

16 (2) 基本的な考え方

17 国内由来の外来種への対策としては、特に注意すべき生態系タイプや分類群の傾向につ
18 いて整理分析することが必要です。希少な固有種が生息・生育し、上位捕食者のいない島
19 嶼部における食肉類、脆弱な生態系を有する島嶼や高山地域における侵略的な植物類にお
20 いては、生態系への被害が想定され、生物多様性を保全する上で特に重要な地域について
21 は対策を検討する必要があります。

22 また、産業利用されている国内由来の外来種については、社会経済活動への影響に十分
23 な配慮をしつつ、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が
24 得られるというような代替性がないか検討し、代替性がない場合は、社会経済活動への影
25 響に十分な配慮をしつつ適切な管理の実施が重要です。可能な対策を実施していくことが
26 必要です。

27 地方自治体による地域ごとの外来種リストの作成がさらに進められ、「侵略的外来種リス
28 ト（仮称）」や地域ごとの外来種リスト等を踏まえて、特に被害の大きいものを特定した上
29 で防除を進めたり、高山、島嶼などの脆弱な生態系を有する地域への持ち込みを規制する
30 などの対策を進めることが必要です。

31 なお、国内由来の外来種への対応を検討するにあたっては、沖縄県慶良間諸島の天然記
32 念物である外来種ケラマジカのように他の法令で保護されている例や、魚類の種苗放流の
33 ように産業振興のために実施されている例があることに留意する必要があることから、学
34 識経験者や地元関係者と十分に議論し、調整を図る必要があります。

36 6 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応

1 多くの生物には、集団間で遺伝的形質に変異が認められることから、同一種の分布域内
 2 であっても、生物の移動・野外放出が時として遺伝的攪乱に繋がります。次のような場合
 3 には、生物の導入による遺伝的攪乱が懸念されることから、慎重な判断が求められます。

4 — 在来種の自然分布域内に遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が人為的に導
 5 入される場合（海外に自然分布域を有する在来種を含む）
 6 — 在来種の形質を改良した系統等が人為的に導入される場合

7 8 (1) 現状

9 ~~多くの生物には、集団間で遺伝的形質に変異が認められることから、同一種（亜種を含~~
 10 ~~む）の分布域内であっても、生物の移動・野外放出が時として遺伝的攪乱に繋がります。~~
 11 ~~次のような場合には、生物の導入による遺伝的攪乱が懸念されます。~~

12 ~~— 在来種の自然分布域内に遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が人為的に導~~
 13 ~~入される場合（海外に自然分布域を有する在来種を含む）~~
 14 ~~— 在来種の形質を改良した系統等が人為的に導入される場合~~

15 例えば在来種の自然分布域内に、遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が人為的
 16 に導入されている例としては、緑化植物のコマツナギ等では、~~があります。~~これらは、わ
 17 が国の在来種と同種とされるが遺伝的形質の異なる外国産種苗が輸入され、国内産でも遺
 18 伝的形質の異なる種苗がさまざまな地域で利用されています。水産動物においても在来種
 19 と同種とされる外国産種苗が輸入され、養殖や放流に用いられていますが、国内産と遺伝
 20 的形質が異なるもののあるが含まれていることが指摘されています。例えば、我が国わが
 21 国に輸入されている中国産のアサリは、日本のアサリとは少なくとも亜種レベルの遺伝的
 22 分化を示していますが、近年、両者の交雑集団の存在が確認されています。さらに、国内
 23 において、ゲンジボタル等で典型的に見られるように、種としては同じとされていても地
 24 理的に遺伝的形質が異なる場合に、他地域の個体や個体群が導入されることによる遺伝的
 25 攪乱が懸念されています。また、ヒメダカ等、観賞用等の目的で在来種の形質の人為的改
 26 変が行われた生物が、野外に遺棄された場合の遺伝的攪乱が懸念されています。しかし、
 27 種内の遺伝的な多様性について十分に明らかにされていない生物が多く、現状では遺伝的
 28 攪乱に関する科学的知見が十分に蓄積されてはいません。特に、メダカはこれまで1種の
 29 みとされ、環境保全等を目的としたものも含め各地で放流がおこなわれてきましたが、最
 30 近になって北日本集団と南日本集団が別種であることが明らかとなりました。このように、
 31 種の実態が十分に把握されていない状況での移植放流は大規模な遺伝的攪乱を招く危険性
 32 をはらんでいることから、十分な留意が必要となります。

33 遺伝的攪乱が生じないよう配慮した導入の例としては、三宅島における大規模な森林消
 34 失の後、迅速かつ大量に植栽が行われる必要があった場合でも、三宅島産の植物を優先的
 35 に使用することがガイドラインに定められた事例があります。

1 (2) 基本的な考え方

2 遺伝的攪乱はあらゆる生物の移動・導入で起きる可能性があることから、このための対
3 策は、さまざまな生物の移動・導入を伴う社会経済活動に大きな影響を与える可能性があ
4 ります。また、種内の遺伝的な変異は外見上判らず、DNA 分析などの生化学的な手法によ
5 る解析によって初めて明らかになる場合が多くあります。従って、実態解明のためにはこ
6 のような解析を実施できる調査研究機関による調査・データ収集が必要であり、まずは具
7 体的な影響の把握、保全を要する保全単位の範囲の検討等を事例収集して科学的知見を集
8 積し、公表することが必要です。

9 遺伝的攪乱への対策については、上述のとおり、あらゆる生物の移動・導入で起きる可
10 能性があり、このための対策は社会経済活動に大きな影響を与える可能性があることから、
11 特に生物多様性保全上重要な地域における対策や社会経済活動への影響に十分な配慮が可
12 能な対策から検討を始める必要があります。また最終的な導入の可否については、科学的
13 知見を踏まえ、社会経済的な状況も考慮して、個別に、~~自主的に~~判断していくことが必要
14 です。希少種等の保全を目的とした再導入や国内移植を行う場合にも、「絶滅のおそれのあ
15 る野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方(環境省 2011)」に基づき、遺伝的攪
16 乱に留意する必要があります。

18 7 情報基盤の構築及び調査研究の推進

19 外来種対策は、国際的にも比較的新しい分野の環境問題であり、技術的に確立されてい
20 ない部分も多くあります。今後、外来種対策を効果的、効率的に進めていく上で、さまざ
21 まな情報基盤を構築し、調査研究を推進することが必要です。

23 (1) 現状

24 ~~外来種対策は、国際的にも比較的新しい分野の環境問題であり、技術的に確立されてい~~
25 ~~ない部分も多いことから、対策を効果的、効率的に推進する上で、さまざまな情報及び調~~
26 ~~査研究が必要とされます。~~情報基盤の構築及び調査研究の推進については、国や研究機関
27 等により取組がなされています。また、愛知目標の個別目標 19 において、「2020 年までに
28 生物多様性、その価値や機能、現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学基盤及
29 び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される」ことが目標として掲げられてい
30 ます。

31 【情報基盤の構築】

32 外来種を含む生物の分布情報の収集に関する事業として、環境省による自然環境保全基
33 礎調査、国土交通省による河川水辺の国勢調査(河川環境データベース [http://mizukoku.
34 nilim.go.jp/ksnkankyo/](http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/))などが挙げられます。環境省が推進する「いきものログ」は環
35 境省が所有するデータのほか、専門家や地方自治体、市民などさまざまな主体が所有する
36 データを集約してデータベース化し、ウェブサイト上で提供するシステムです。また、「モ

1 ニタリングサイト 1000」では里地里山の外来哺乳類や外来鳥類、高山帯のマルハナバチ類
2 などについても調査を実施しています。「東北地方太平洋沿岸地域自然環境調査」では、同
3 地域の外来植物の分布状況が把握されています。平成 25 年度より、環境省の地方環境事務
4 所が中心となって各地方ブロック毎に国の関係機関、地方自治体等から構成される連絡会
5 議を開催すること等により、環境省が中心となって収集・整理する主な外来種の分布情報
6 等の情報提供を進めています（事務局注：現時点では予定）。

7 また、科学的な情報の提供を中心とした、外来種に関する情報基盤に関する事業として、
8 環境省による外来生物法ホームページ(<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>)
9 (独)国立環境研究所による侵入生物データベース([http://www.nies.go.jp/biodiversity](http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/)
10 /invasive/)などが挙げられます。前者においては法律の概要や特定外来生物等の指定状
11 況、指定された種の概要等について整理されており、後者においては外来生物や国内由来
12 の外来種について、その種の生物学的な基本情報（種名、形態・サイズ、自然分布、生息・
13 生育環境、生態特性など）と侵入情報（侵入分布、侵入時期、侵入経路など）が整備・公
14 開されています。

15 【調査研究の推進】

16 多様な主体（研究機関・組織）との連携・協力として、国立環境研究所のほか、独立行
17 政法人等の国が管理する農林水産や国土管理の各分野における等の研究機関等で、外来種
18 に関する研究が実施されています。また、都道府県立の試験研究機関や自然系博物館には、
19 地域における外来種の分布や影響等の調査研究を実施している機関があります。毎年、自
20 然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）が開催されており、国や地方の研究機関、行政機関、
21 博物館等における研究成果の情報交換の場となっています。

22 研究分野・分類群ごとに多くの学会があり、所属する研究者により外来種の研究が実施
23 されています。たとえば日本生態学会の自然保護委員会や日本哺乳類学会の哺乳類保護管
24 理専門委員会・外来生物対策作業部会等、外来種対策の専門的な委員会等を設置している
25 学会もあります。調査研究を通じた外来種対策への基礎的知見の提供のみならず、意見書
26 等を通じて施策への提言を行ってきた学会もあります。

27 外来種の調査研究を推進する上で、国が管理する研究資金を具体的な防除や予防に資す
28 るよう効果的に活用していくことが必要です。平成 17 年の外来生物法の施行以降に実施さ
29 れた研究は、環境研究総合推進費 8 件、地球環境保全等試験研究費 6 件、生物多様性関連
30 技術開発推進事業 1 件であり、応用的な調査研究を主な対象としています。また、農林水
31 産省研究費による外来種研究は、外来生物法の施行以降、先端技術を活用した農林水産研
32 究高度化事業 3 件、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5 件があります。国
33 土交通省による外来生物調査研究では、河川環境の保全・維持管理に関するものが 6 件あ
34 ります。文部科学省の実施する科学研究費助成事業（科研費）は人文・社会科学から自然
35 科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」を格段に発展さ
36

1 せることを目的とする競争的研究資金です。外来生物法の施行以降に採択された科研費に
 2 より実施された外来種に関する研究は 119 件で、そのうち外来種の生物学的な調査研究が
 3 40 件（33.6%）、侵入状況及び被害状況に係るものが 65 件（54.6%）と多く、防除と管理の
 4 実践に係る研究は 16 件（13.0%）と、それほど多くない現状があります。

5
 6 以上のように、外来種に関する調査研究は進展しているものの、外来種全般の生息・生
 7 育の現況と動向、その影響に関する情報を始め、以下のような分野についての取組が不足
 8 しています。

- 9 ・特に侵入初期における外来種の分布とその経年変化、及び個体数等の動態に関する情
 10 報の収集と分析
- 11 ・低密度段階から根絶を達成するための捕獲・除去等の技術や根絶を確認するためのモ
 12 ニタリング手法の開発
- 13 ・外来種の生息・生育環境及び、生物間の相互作用を踏まえたに応じた効果的、効率的
 14 な防除技術の開発
- 15 ・外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- 16 ・非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- 17 ・産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代替種の探
 18 索と利用法の確立
- 19 ・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価

21 (2) 基本的な考え方

22 【情報基盤の構築】

23 外来種対策を進める上で、外来種に係る情報（生態学的情報、侵入・定着・被害状況等）
 24 の収集、整理を行うことが不可欠であるとともに、さまざまな対策を行う主体がこれらの
 25 情報にリアルタイムでアクセスできる情報基盤を国が連携して構築し、国民を含む各主体、
 26 特に地方自治体はその情報基盤に情報を提供していくことが必要です。

27 一方、外来種対策を進めるためには種の分類・同定が不可欠ですが、近年になって新た
 28 に侵入した外来種は一般的な図鑑類には掲載されていないことが多く、種の同定ができな
 29 いことがネックとなっているケースもあることから、これをサポートするような分類・同
 30 定システムの構築が必要です。

31 また、侵入初期における緊急性の判断、緊急時におけるの初動体制の確立のための情報
 32 基盤の構築が今度の課題といえます。

34 【調査研究の推進】

35 外来種の多くはまだ根絶が困難な状況にあり、対策手法も確立されていないことから、
 36 やみくもに防除に手をつけてコストをかけるのではなく、防除や管理手法の開発に主眼を

1 おいた調査研究を行い、科学的な知見を蓄積し基盤を構築することが重要です。また、第
2 2章第1節7(1)【調査研究の推進】で挙げた取組が不足している分野についての調査研
3 究を関係省庁や各主体が連携して推進し、得られた成果を社会に還元するとともに、防除
4 の際に得られたデータは教訓・失敗例も含め速やかに公開し、防除する側と研究する側が
5 連携した順応的管理を行うことが必要です。

6 さらにまた、調査研究の成果は、今後の外来種問題への対策に活用し、外来種問題の緩
7 和と生物多様性の保全に結び付けることが必要です。

8 その他の対策

10 ここでは、侵略的外来種の被害を防止するための基本的な事項のうち、上記1から7に
11 含まれないものとして、国際貢献・国際連携に関する対策、及び寄生生物・感染症対策に
12 ついてものをいくつか列記します。

【国際貢献・国際連携】

15 外来種に関連した国際的な枠組や取決めとして、生物多様性の保全とその構成要素の持
16 続的な利用等を目的とする生物多様性条約(CBD)、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を
17 目的とするワシントン条約(CITES)、獣疫に関する国際機関である国際獣疫事務局(OIE)、
18 植物に有害な病害虫の侵入・まん延防止を目的とする国際植物防疫条約(IPPC)、船舶のバ
19 ラスト水の管理を通じて有害水生生物の移動により発生する環境等への危険を防ぐことを
20 目的とするバラスト水管理条約があります。外来種問題は国際的な問題であることから、
21 わが国の対策を進める上でもこれらの枠組や取決めを踏まえた国際貢献・国際連携が必要
22 です。日本では外来生物法が整備され、マングース、アライグマ、オオクチバス等につい
23 て、防除の取組がなされています。これらの経験や技術の蓄積は、諸外国が新たに外来種
24 対策の枠組を整備し、防除を進める上で参考になると考えられ、生物多様性及び生態系サ
25 ービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)への情報提供など、今後は外
26 来種対策等に係る情報発信や技術移転が重要です。

27 日本原産の生物が海外で定着し、侵略的外来種となっている事例もあります。昆虫のマ
28 メコガネは北アメリカに侵入し、リンゴ、モモなどの果樹をはじめとするさまざまな農作
29 物を食害する大害虫となったことで知られます。他にもモツゴ、イタドリ、クズなどの例
30 があります。自国への外来種の持込対策に加えて、IUCNの侵略的外来種ワースト100の掲
31 載種をはじめ、海外で外来種として問題になりそうな在来種を極力持ち出さないことも重
32 要であり、普及啓発を行う必要があります。

【寄生生物・感染症対策】

35 目に見えない外来種として、外来種を宿主とする寄生生物や、感染症を引き起こす病原
36 体が挙げられます。例えば、在来種のニホンザリガニは外来種のウチダザリガニが媒介す

1 　　る水カビ病（ザリガニペスト）への抵抗性がなく、感染すると 100%致死します。感染症
2 　　の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では人の感染症予防、植物防疫法では
3 　　農業生産の安全及び助長、水産資源保護法では漁業の発展、家畜感染病予防法では畜産の
4 　　振興を目的として、感染症や寄生生物に対する施策が規定されています。これらの法規制
5 　　で対応しているもの以外で、明らかに国外由来の感染症の病原体・寄生生物であって、野
6 　　生動植物の大量死を発生させる等、我が国わが国の生態系に甚大な被害を及ぼすおそれの
7 　　あるものについては、注意喚起をすることが必要です。

8

第 2 節 各主体の役割と行動指針

< 図 7 . 各主体の連携・協力の体制と役割分担 >

1 . 国

【現状分析】

国は、平成 17 年に外来生物法を施行し、本法に基づき、特定外来生物の輸入、飼養等の規制を行い、生物多様性保全上重要な地域における防除、防除手法の技術開発、各種所管事業における外来種対策等を実施してきました。

特に外来種対策の司令塔となるべき環境省において、外来種問題を正しく理解するための普及啓発、外来種の分布情報等の把握・提供、関係行政機関や地方自治体等と連携した広域の防除の推進等について、十分実施できていません。

【求められる役割】

わが国全体の外来種対策の方針を示すとともに、以下の外来種対策を総合的に推進します。

- ・ 外来種に関連する法令を整備し、適切に運用することとします。
- ・ 各種事業に関わる外来種の適正な管理や代替種の開発及び利用等により、外来種の利用に伴う被害の防止を図ることとします。
- ・ 外来種に関する情報（生態学的情報、侵入状況、被害の実態等）を収集、整理し、普及啓発を実施して防除の重要性に係る認識の向上を図るとともに、各主体が効果的、効率的、戦略的な防除等を連携して実施できるよう、全国的な観点から幅広く情報を提供することとします。
- ・ 国または地域ごとに優先すべき防除対象を明確にするため、侵略的外来種リスト(仮称)の策定などにより、対策の優先度の考え方を整理し、公表することとします。
- ・ 全国的な観点から新たな外来種の導入を防止するため、侵入の可能性の高い地域におけるモニタリングや早期防除を関係機関と連携して支援もしくは実施することとします。
- ・ 世界自然遺産地域など国際的にもその保全を図ることが求められる地域や、全国的な観点から生物多様性の保全上優先度の高い重要な地域において、侵略性が高い等の防除の優先度の高い種について、関係機関と連携して自ら防除を実施しますこと。
- ・ 各防除実施主体に対しても、優先度に基づいた効果的、効率的な防除を推奨し、特に広域的な防除が必要であり防除の優先度が高い場合は、防除方法などの技術開発、防除方法に関するマニュアル等の作成等の技術的、資金的な支援を行うほか、多様な主体の協力、参加による連携を推進、支援し、効果的、効率的に実施できるようにすることとします。

以上の事項について、環境省、農林水産省、国土交通省は、以下の役割分担の下、連携

1 して施策を推進します。また、河川や湖沼における生態系被害及び水産業被害を発生させるオオクチバス、アライグマの防除等、複数の省の管轄にまたがる場合は、互いに緊密に
2 連携をとりながら施策を推進します。
3

4 環境省

5 外来生物法を所管し、主に生物多様性保全の観点から施策を推進するとともに、各省
6 庁の外来生物対策の連携のための調整を行います。

7 農林水産省

8 外来生物法を所管し、主に農林水産業被害防止及び関連する生態系保全の観点から検
9 疫をはじめとした施策を推進するとともに、外来種との適切な関わり方を考慮した農林
10 水産業の推進を行います。

11 国土交通省

12 道路や河川の管理及び都市の緑地保全・緑化推進等を所管する観点から、各所管事業
13 ごとに必要に応じて策定する外来種対策の手引き等に基づき、外来種との適切な関わり
14 方を考慮した事業を実施します。

15 【関係省庁の連携の確保】

16 また、河川や湖沼における生態系被害及び水産業被害を発生させるオオクチバスの防除
17 等、複数の省の管轄にまたがる場合は、互いに緊密に連携をとりながら施策を推進します。
18

19 2. 地方自治体（都道府県及び市町村）

20 【現状分析】

21 外来生物法の成立を踏まえ、一部の地方自治体では外来種対策を含む条例や独自の侵略
22 的外来種リストを作成するとともに、主に農林水産業及び人の生命・身体に係る被害を及
23 ぼす外来種を中心に防除を実施してきました。特に侵略的外来種の防除の担い手として、
24 これまで大きな役割を果たしてきました。しかし、多くの地方自治体において、外来種対
25 策の予算や実施体制は脆弱で、それらの対策の実施は過重な負担となっています。さらに、
26 関係者の多くは地方自治体における外来種対策の役割を理解が十分ではありません。

27 【求められる役割】

28 地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、
29 住民の安全確保に責任を有する立場から、外来種対策の推進に大きな役割を担っています。
30 また、環境基本法及び生物多様性基本法において、「国の施策に準じた施策及びその他のそ
31 の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有
32 する。」と定められていることから、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、以下の外
33

1 来種対策を実施することが求められます。なお、地方自治体のうち、都道府県と市町村の
2 果たすべき役割は一部重複するものの異なる役割もあります。特に市町村においては地域の
3 実情に応じた防除の実施が中心となりますが、都道府県においては、地域の自然的社会的
4 的条件に応じて、防除も含めた以下の総合的な外来種対策を推進することが期待されます。

5 また、自治体によっては外来種問題に携わる部署が複数にまたがる場合もあるため、適
6 切な対策を講じていく上では、自治体内の部署間において密接に連携をすることや役割分
7 担を明確にすることが必要になる旨、留意が必要です。

- 8 ・ 地域の生物多様性を保全及び持続可能な利用を図る観点から、地方自治体では、生物
9 多様性地域戦略を策定することが求められており、当該戦略を踏まえ、侵略的外来種
10 に関する条例、侵略的外来種リスト等を策定する等、当該地域における優先すべき防
11 除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。
- 12 ・ 地域に生態系等に係る被害を及ぼす侵略的外来種について、地域の自然的社会的条件
13 に応じた普及啓発を実施すること、地域への新たな侵略的外来種の被害を未然に防止
14 するため、侵略的外来種の早期発見・早期防除を目的とした侵略的外来種のモニタリ
15 ングや、専門家や市民から情報の収集を図ること。
- 16 ・ 地域の生物多様性、地域の住民の安全、財産を確保する観点から、その地域に初期侵
17 入した侵略的外来種の緊急的な防除、さらに既に定着し、大きな被害を及ぼす侵略的
18 外来種について周辺の地方自治体と連携した計画的な防除を実施すること。
- 19 ・ わが国における外来種の防除の多くは地方自治体が担っており、将来にわたって、外
20 来種の防除を維持、より発展させるためには、防除実施者に対して研修を行う等、防
21 除を実施する人材を育成すること。

22
23 地方自治体は、環境基本法及び生物多様性基本法において、「国の施策に準じた施策及び
24 その他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施す
25 る責務を有する。」と定められていることから、生物多様性保全のための外来種対策に対し、
26 一定の責務を有しています。地方自治体は、地域に精通し、その基本的な行政サービスを
27 担い、地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、住民の安全確保に責任を有する立場か
28 ら、飼養動物の適正管理、外来種問題やその対策についての普及啓発や分布情報の収集と
29 共有、さらには侵略的外来種の防除に対しても重要な役割を担っています。特に、外来種
30 は生活環境にも侵入してきていることから、地域住民の安全や財産を確保する観点からの
31 緊急的な防除を行うほか、地域の事情に精通している地方自治体が地域の生態系に配慮し
32 た公共事業や地域の生物多様性を保全するための防除等の外来種対策を積極的に実施す
33 ること及びその実施を後押しする生物多様性地域戦略、外来種に関する条例、外来種リスト
34 を早期に策定することが求められます。新たな侵略的外来種の被害を防止するには、外来
35 種の早期発見、早期防除が最も効果的で経済的であるため、必要に応じて外来種のモニタ

1 リングを地方自治体が行うほか、侵略的外来種を発見した場合は被害が発生する前の早期
2 の段階で防除することが必要です。

3 また、これらの防除にあたっては、必要に応じて、他の地方自治体、事業者、民間団体、
4 国民等の多様な主体の協力、参加による連携を推進、支援し、効果的、効率的に実施でき
5 るようにすることが重要です。さらに、生態系被害及び農業被害等を発生させるアライグ
6 マの防除など、対策の管轄が複数の部署の管轄にま

7 たがる場合は、関連する部署が互いに緊密に連携をとりながら施策を推進することが求
8 められます。

10 3 . 事業者

11 【現状分析】

12 事業者は生産、加工、流通をはじめとするさまざまな業を担い、経済活動をはじめとし
13 て、社会の根幹となる経済活動を支えています。今日、事業活動においては一定の社会的
14 責任を果たすことが求められており、その中にはわが国の生物多様性を損なわないことも
15 含まれます。

16 一部の事業者はその事業において積極的な外来種対策を進めていますが、関係者の多く
17 は外来種被害防止に係る事項を十分に理解しているわけではなく、全体としては、事業の
18 中で外来種対策が普遍的な取組課題になっているとは言い難いのが現状です。

20 【求められる役割】

21 事業者は、そのさまざまな活動を通して外来種問題をこれ以上悪化させないように努め
22 るとともに、事業地における外来種対策の推進など、生物多様性の保全に一定の役割を担
23 っています。具体的には、生物多様性民間参画パートナーシップの行動指針及びその手引
24 きや環境省自然環境局が平成 21 年に策定した生物多様性民間参画ガイドラインを踏まえ、
25 事業活動及び社会貢献活動における外来種対策を実施するとともに、事業活動において外
26 来種被害予防三原則である「入れない」「捨てない」「広げない」を遵守することが重
27 要です。ペット取扱業者には、動物愛護管理法により、販売時に適正な飼養や保管のため
28 に必要な事項（寿命、大きさ、飼育方法等）の説明義務があり、これを徹底することが求
29 められます。

30 また、産業利用として、侵略的外来種の利用を控えることが困難な場合は、生態系等へ
31 の影響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというよう
32 な代替種の開発を進めることが重要です。こうした代替種がない等によりやむをえず侵
33 略的外来種を利用する場合は、「捨てない」「広げない」といった利用する外来種の特
34 性に応じた適正な管理を実施することが必要です。事業活動に伴う非意図的な侵略的外来
35 種の侵入が確認された場合は適切に対応するとともに、自己所有地内において非意図的に
36 侵入した侵略的外来種を発見し、周辺の生態系に被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあ

1 る場合は、所有地を適切に管理する立場から、積極的に防除や封じ込め等を行うことが重
2 要です。また、企業の社会的責任（CSR）を踏まえ、地域において甚大な生態系等の被害を
3 及ぼしている侵略的外来種については、国、地方自治体、民間団体等と連携して、ファン
4 ド等による資金的な支援や自ら積極的に防除を行う等の地域における防除の一定の役割を
5 担うことが求められます。

7 【事業者の取り組み】所有地における外来種対策の先進事例

8 一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）は一般社団法人企業と生物多様性イ
9 ニシアティブ（JBIB）が開発した「いきもの共生事業所 推進ガイドライン」を評価基準
10 とした認証制度を平成 26 年に開始しました。ガイドラインには外来種対策に関する項目も
11 設けられており、認証を受けるために独自の外来種対応マニュアルを整備している事業者
12 も見られます。

14 4．メディア等関係者

15 【現状分析】

16 ここでは、メディア等関係者として新聞社、出版社、放送局などを想定します。メディ
17 ア等関係者は新聞や雑誌、ラジオ・テレビ放送等を通して情報を提供することにより国民
18 の基本的な認識の向上や、世論の形成にも大きな役割を果たしています。報道や出版にお
19 いて動植物は高い頻度で取り上げられており、生物多様性に関する国民の科学的知見を踏
20 まえた適切な理解と、保全のための合意形成の両面において、メディア等の果たす役割は
21 たいへん大きいと言えます。

22 平成 17 年の外来生物法施行時には新聞やテレビ放送において外来種問題が頻繁に取り
23 上げられ、社会的な関心が高まりました。一方で、野外に定着している侵略的な外来種を
24 肯定的に取り上げる報道、出版も見受けられます。

25 また、インターネットを介した情報共有は、外来種対策を効果的・効率的に実施するう
26 えで、大きな役割を果たしています。

28 【求められる役割】

29 わが国の国民の基本認識の形成に極めて大きな影響力を持つ者として、外来種問題の背
30 景や外来種対策の必要性を正確に国民に広く伝えるとともに、国内外の先進的または模範
31 的な取り組みの発掘・発信、メディアを活用した適切な広報や教育、普及啓発等を推進し、
32 国民をはじめとしたさまざまな主体の外来種対策に対する科学的知見を踏まえた適切な理
33 解と知識を深め、外来種対策に向けた行動へ結びつけていくことが求められます。

35 5．NGO・NPO 等の民間団体

36 【現状分析】

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1 NGO・NPO等の民間団体の中には、外来種の問題に長年継続して取り組んでいる団体、も
2 しくは外来種や地域の生物・生態系に精通し、専門的知見を有する団体もあります。こう
3 した団体は、侵略的外来種の防除、及び継続的な保全活動・モニタリングを通じて地域の
4 生物多様性の保全に大きく貢献しています。

6 【求められる役割】

7 NGO・NPO等の民間団体の中には、外来種の問題に長年継続して取り組む、もしくは外来
8 種に係る専門的知見を有する団体もあり、こうした団体は、侵略的外来種の防除等を通じ
9 て地域の生物多様性の保全に大きく貢献しており、今後ますます重要な役割を果たすこと
10 が求められます。既に外来種対策に取り組んでいる民間団体については、地域的な、また
11 は全国における実践者として、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されます。ま
12 た、さまざまな主体と連携して、活動や支援を行い、情報共有を進めることにより、より
13 効果的、効率的な防除となを実践し、将来的には地域の土地利用や環境保全活動の中心的
14 な役割を担っていくことが求められます。一方、さらに、これまで防除外来種対策に関
15 わっていない団体においても、従来の活動に加え、防除等の活動にも貢献していくことが
16 求められます。また、これらの団体が実施する外来種の防除活動は、メディアの注目度も
17 高いものもあり、これらの活動に参加することにより、外来種問題の深刻さをより一層実
18 感できるものであることから、外来種問題の普及啓発においても大きな役割が期待されま
19 す。

6 . 動物園・水族館・植物園・自然系博物館等

【現状分析】

23 これらの主体は社会教育機関として動植物を扱っており、それらの専門家を有し、一般
24 の国民に対して生物多様性の重要性を伝える重要な役割を果たしています。動物園、水族
25 館、植物園では生きた動植物を保有、展示しており、実物を用いた普及啓発を行う観点か
26 らも、地域住民と専門家との接点としても、また外来種の適正な飼養管理が求められる点
27 からも、これらの事業のあり方は外来種被害防止と密接に関連しています。

28 侵略的外来種の展示解説を行ったり、野外で得られた外来種の同定を担う等、外来種対
29 策を積極的に進めている園館は多数ありますが、取組状況には園館による温度差があるの
30 が現状です。さらに、これらの施設からの外来種の逸走事例が散見される等、一部では外
31 来種の不適切な取り扱いも見られます。

【求められる役割】

34 動植物を扱って普及啓発をする機関として、飼養動物の適正飼養の推進、外来種被害予
35 防三原則、外来種がわが国の生物多様性に与える影響や外来種問題が起きている背景等に
36 ついての普及啓発に加え、科学的知見の収集を行うほか、防除手法の検討に係る研究への

1 協力や種の同定等の専門的な助言を、各機関の特色を活かして効果的に行うことが求めら
2 れます。また同時に、これらの機関は実際に動植物を飼育・飼養している施設でもあり、
3 新たな外来種の侵入・定着経路の一つになり得るというリスクを持ち合わせていることか
4 ら、適正管理の徹底が強く求められます。

6 7．教育機関

7 【現状分析】

8 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関は、国民の基本認識の形成に大
9 きな影響力を持つ機関と言えます。近年、中学校及び高等学校の学習指導要領に外来種が
10 取り上げられ、教科書にも外来種問題が掲載される等、国民に対して外来種被害防止の重
11 要性を伝える役割を果たしています。一方で、学校教諭が外来種問題についての十分な知
12 識を有していない点や、授業に用いられる適切な教材が少ない点なども指摘されています。

14 【求められる役割】

15 わが国の国民の基本認識の形成に極めて大きな影響力を持つ機関として、小学校、中学
16 校、高等学校等での教育の現場において、飼養動物の適正飼養の推進や、外来種被害予防
17 三原則、外来種がわが国の在来種や生物多様性や、社会等に与える影響や、及び外来種問
18 題が起きている背景等について教育していくことが求められます。同時に、外来種問題に
19 ついて教育するための人材育成とツールの確保も求められます。

22 8．研究者・研究機関・学術団体

23 【現状分析】

24 大学をはじめとした研究機関や学会等の学術団体は、それぞれが対象とする地域や分野
25 において、外来種の生物学的特性、侵入や分布状況等を把握し、効果的な防除手法、被害
26 予測等に関する調査研究を進めて、科学的知見を蓄積しています。さらに、研究成果を社
27 会に還元することを通じて、効果的、効率的な防除を推進するために必要不可欠な役割を
28 担っていると考えられ、わが国の生物多様性の保全に大きく貢献しています。

29 ただし取組の温度差は大きく、一部の研究者は積極的に外来種研究を行い、対策を進め
30 ているものの、わが国の研究機関、学術団体の全体としては、外来種対策が必ずしも普遍
31 的な取組課題とはなっていないのが現状です。さらに、外来種を対象としていても基礎的
32 な生物学的知見の解明にとどまっており、防除等の対策には結び付かない研究の例も見ら
33 れます。

35 【求められる役割】

36 研究機関、学術団体が推進している外来種の研究は外来種の生態的特性、侵入や分布状

1 況等を把握し、効果的な防除手法、被害予測等に関する調査研究を進めて、科学的知見を
2 蓄積し、さらに社会に還元することを通じて、効果的、効率的な防除を推進するために必
3 要不可欠な役割を担っていると考えられます。わが国の生物多様性の保全に大きく貢献し
4 ており、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されます求められます。外来種の分
5 類、生態、進化等に係る基礎的な研究に加えて、野外に定着した侵略的な外来種の防除手
6 法の開発など、防除の実践において役立つ研究をさらに発展させることが求められます。
7 また、大学にはおいて、研究機関としての役割があるほか、さらに外来種生物問題に取り
8 組む次世代の研究者・技術者・プランナーを育成する教育機関、一般への社会教育・普及
9 啓発などを行う機関としての役割も求められます。

10 日本産の動植物リスト作成において、分類学関連学会が果たす役割はきわめて大きくな
11 っています。新たに確認された外来種を検討してリストアップすると同時に、加えて、外
12 来種に新たな和名を与える場合にの検討にあたっては、外来種であることが一般にもと
13 分わかるように配慮することが求められます。

14 9 . 国民

15 【現状分析】

16 国民は、消費者として商品やサービスを選択したり、居住者として所有地の管理を行っ
17 たり、地域住民として地域のコミュニティ活動を行ったり、また保護者として次世代を担
18 う子供達に教育する等の活動を通して、生物多様性と関わっています。外来生物法の成立
19 を機に、国民による外来種問題の認知度は上昇傾向にあります。問題を認知していない
20 国民も多く、外来種被害防止のための実践をしている人は一部に限定されています。また、
21 ペットの遺棄等が原因と思われる外来種の問題も発生しています。

22 【求められる役割】

23
24 外来種被害予防三原則である「入れない」「捨てない」「広げない」を遵守すること
25 が求められます。特に動植物を飼養等する場合は、野外に捨てることなく、最期まで飼養
26 等することが必要です。自己所有地内で侵略的外来種を発見した場合は、周辺の生態系に
27 被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあるため、安全性を確認した上で、必要に応じて確
28 認情報の地方自治体への提供、さらには駆除等の実施、参加協力を努めることが求められ
29 ます。また、民間団体等と連携して防除等の侵略的外来種の被害防止対策に参加すること
30 のほか、周辺の自然環境における外来種の分布を把握し、情報提供すること等の担い手と
31 しての役割も求められます。
32
33
34

第3章 国による具体的な行動

第1節 外来種対策の理解と協力を得るためのに関する普及啓発と・教育の推進と人材の育成

1 基本的な考え方

国は、「第2章第1節1(2)基本的な考え方」を踏まえ、率先して外来種問題とその対策について、全ての主体が正しく理解するための普及啓発と教育を推進します。普及啓発にあたっては、学校教育パンフレット、ホームページなどの広報媒体、学校教育パンフレット、ホームページなどの広報媒体、動物園、博物館、メディア等の関係機関・団体等を通じて、外来生物法や動物愛護法等の法律に関する事項、外来種の利用や被害などの影響に関する事項、導入の防止、防除の推進、利用の抑制、代替種の利用等に関する事項、等について全国レベルで情報を収集し、共有を進めることにより、国民全体の外来種問題に対する認識を深めていきます。

第3章第1節の目標として、以下の目標を掲げます。

【現状】

- ・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：64.7%
- ・外来生物法の内容を知っている人の割合：11.8%

【目標（2020年）】

- ・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80%
- ・外来生物法の内容を知っている人の割合：30%

2 具体的な行動

(1) 普及啓発における3つの段階

【認識の段階（知ること）】

外来種問題の存在に気づき、外来種がさまざまな被害をもたらす存在であるという認識を国民全体に広く浸透させるため、以下の施策を実施します。

国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した各種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たにパンフレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。（環境省）

国有林野で実施している保護林における外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、新たな外来種の侵入・拡散予防措置等についてパンフレット等を作成し、普及啓発を実施します。（農林水産省）

外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し配布するとともに、セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。また、普及指導員向け説明会等においても

1 周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。(農林水産省、環境省)

2 学校教育においては、中学校と高等学校で外来種問題を学習できるよう、平成 20 年に中
3 学校の学習指導要領が、平成 21 年に高等学校の学習指導要領が改訂されたところです。既
4 に国土交通省で河川における外来種対策について教科書出版社への説明会を実施しており、
5 それらを参考に、環境省が中心となって教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催
6 し、情報提供に努めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)

7 平成 20 年度から行っている教科書出版社への説明会を引き続き行っていくことや小中
8 学校を中心に河川管理者と市民団体等が連携して活動する「子どもの水辺」再発見プロジ
9 ェクト等との活動と連携・支援していくことで、生物多様性保全と外来種対策の必要性等
10 についての普及啓発に努めます。(国土交通省)

11 **【コラム】川に学ぶ人材育成の取り組み**

12 多様な主体が活動する「子どもの水辺再発見プロジェクト(水辺の楽校)」では、河川
13 における様々な体験活動や環境学習の場を拡大し、地域の子どもたちの体験活動の充実
14 を図ることで、地域の教育関係者、地方自治体、民間団体が協力し、子どもの遊びやす
15 い水辺の登録、利用促進を図っている。そうした中、活動団体の中には、摂南大学理工
16 学部「エコシビル部」の様に外来植物駆除への取り組みを自主的に行っている大学等も
17 あり、将来教育現場又は河川事業の現場に携わる可能性の高い人材として国土交通省で
18 は「川に学ぶ」人材育成の取り組みとしてホームページで紹介し普及啓発を図っている。
19 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/ikusei.html>
20

21 エコシビルとは『環境』を表す“eco”と、『市民』や『土木』を表す“civil”を
22 組み合わせた造語(エコシビル部HPより)

23
24 現行の学習指導要領は中学校においては平成 24 年度、高等学校においては平成 25 年度
25 入学生から順次実施されていることから、教育者や指導者向けに、外来種問題に関する教
26 材や教育プログラムの開発を行い、学校教育や社会教育の現場に広く提供します。(環境省)

27 分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するた
28 めのウェブサイト(愛称:「いきものログ」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般
29 市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の
30 結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、
31 地図情報や GIS 情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促
32 進します。(環境省)

33 また、市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、効果的な
34 普及啓発手法であると考えられ、それらの取り組みを推進するため、NGO・NPO 等や区市町
35 村等の行政機関の取り組みを支援する制度について整理し積極的に情報提供を行います。
36 (環境省)

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1

2 【理解の段階（わかること）】

3 外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「**広げない**」の理解・遵守など、外来
4 種問題や外来種対策の必要性について国民全体の理解を深めるため、以下の施策を実施し
5 ます。

6 外来種に関する既存のホームページについて、平成 25 年度に改正した外来生物法の改正
7 部分の解説や、生態系に係る被害についてわかりやすい実例を加える等の改良を加えると
8 ともに、各地で外来種に関する出張授業や説明会を実施します。（環境省）

9 多様なセクターで構成される「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(UNDB-J)において、
10 委員会が推奨する連携事業の認定や、子供向け推薦図書「生物多様性の本箱」の選定をは
11 じめ、さまざまな取組を進めてきたところであり、今後とも、外来種問題を含む生物多様
12 性に関する理解が国民一人ひとりに広がるよう、引き続き UNDB-J を通じた取組を推進して
13 いきます。（環境省）

14 環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会が協定を結び、連携を強化することにより、
15 動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種にかかる普及啓発を更に推進させる
16 とともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、
17 種の同定や防除に係る助言を得る等、外来種対策を実施します。（環境省）

18 改正動物愛護管理法（平成 25 年 9 月 1 日施行）では飼い主等の責務として、飼養動物の
19 逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第 1 種動物取扱業者が購入者に販売する際の
20 現物確認、対面説明の義務づけ、動物の遺棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれて
21 います。動物愛護管理法の改正も踏まえ、動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、
22 パンフレットやポスターを作成、配布し、広く普及啓発を行っていきます。（環境省）

23

24 【行動の段階（行動すること）】

25 外来種対策への参加・協力・主催といった具体的な行動に繋げるため、以下の施策を実
26 施します。

27 さまざまな主体による広域に分布する侵略的外来種の防除を推進するため、環境省の事
28 業の取組事例とともに、

29 さまざまな主体による防除活動やその広報周知活動、防除マニュアル等について一元的
30 に把握し、情報発信するホームページを作成します。（環境省）

31 外来生物対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を
32 図るべく、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必
33 要とされる取組を整理・分析します。また、分析結果を用いて、事業者や消費者の行動を
34 促進するために必要な措置を検討し、情報発信や普及啓発を図るなど効果的な施策を実行
35 します。（環境省）

36 分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するた

1 めのウェブサイト（愛称：「いきものログ」）を構築しています。「いきものログ」を通じ、
 2 さまざまな関係機関・専門家・国民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を
 3 実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等
 4 で得られた外来種等の情報を、地図情報や GIS 情報として配信していくことで、生物多様
 5 性情報の相互利用、共有化を促進します。（環境省）

6 (2) 人材育成

7 地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連絡会議
 8 を各地方ブロックごとに開催する等し、連携の強化を図ります。連絡会議では、特定外来
 9 生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手法、優良事例、共有できる普
 10 及啓発ツール等についての情報を収集し、提供する（環境省、農林水産省、国土交通省）
 11 とともに、分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討しま
 12 す。（環境省）なお、この連絡会議の開催により侵略性の極めて高い種が発生した場合は、
 13 科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげてい
 14 くとともに、地方環境事務所が中心となって、外来種問題に関する地方自治体等からの相
 15 談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を進めていきます（環境省）。
 16 さらに、連絡会議の開催等を通じて、専門家による外来種防除のセミナーを開催するなど、
 17 外来種対策を担う者の人材育成に努めます。（環境省）

19 第2節 侵略的外来種リスト（仮称）の作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

20 1 基本的な考え方

21 国は、侵略的外来種リスト（仮称）の作成・更新等を通じて、外来種に関する基礎情報を
 22 収集し、「第2章第1節2」に記載した対策の優先度の基本的な考え方を踏まえ、侵略的外
 23 来種対策に係る各省庁の所管事業ごとに必要に応じて対策の優先度を明らかにし、対策の
 24 優先度を踏まえた外来種対策を推進していきます。また、地方自治体による生物多様性地
 25 域戦略、外来種リスト等の作成を支援することにより、地域の実情に応じた優先度を踏ま
 26 えた外来種対策を促進します。

27 第3章第2節の目標として、以下の目標を掲げます。

28 【現状】

- 29 ・生物多様性地域戦略の策定自治体数：~~2623~~都道府県（参考：11 政令指定都市、~~2148~~
 30 市区町）
- 31 ・外来種に関する条例の策定自治体数：20 都道府県
- 32 ・外来種リストの策定自治体数：14 道府県

33 【目標（2020年）】

- 34 ・生物多様性地域戦略の策定自治体数：47 都道府県
- 35 ・外来種に関する条例：47 都道府県

1 ・外来種リストの策定自治体数：47 都道府県

3 2 具体的な行動

4 生物多様性国家戦略や外来種被害防止行動計画第2章第1節2(2)基本的な考え方に
5 基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省、
6 国土交通省)

7 環境省及び農林水産省が作成した「付属資料 侵略的外来種リスト作成の基本方針」に
8 基づき、「侵略的外来種リスト(仮称)」を作成し、リストを適切に活用して、外来種対策
9 への各主体のより積極的な参加・協力の促進、調査研究・モニタリングや防除等の普及・
10 促進のほか、代替種の開発・普及、リストに記載された留意事項を踏まえた適正な管理を
11 推進するとともに、地方自治体における外来種の条例による規制等の地域独自の取組の強
12 化等を促進します。(環境省、農林水産省)

13 周辺の自然環境を踏まえ、必要に応じて地域制種苗や自然侵入促進工等を用いた緑化な
14 ど地域生態系に配慮した工法を積極的に採用します。(環境省)

15 地方自治体による生物多様性地域戦略の策定や改訂を、「生物多様性地域戦略策定の手引
16 き」の活用を促すなどして支援します。「生物多様性地域戦略策定の手引き」の改定に際し
17 ては、各地域固有の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るために、外来種による被害
18 防止の重要性を啓発する内容を盛り込みます。(環境省)

19 「侵略的外来種リスト作成の基本方針」を示すこと等により、地方自治体による外来種
20 リストの策定を促進させます。(環境省)

21 各主体における外来種対策に資する科学的根拠として活用されるよう、外来種の侵入状
22 況や生態等に関する新たな知見の集積に対応するため、侵略的外来種リスト(仮称)の見
23 直しを継続的・定期的に実施します。特に分布情報について、対策優先種を中心に、モニ
24 タリング体制の構築・実施を通じて継続的な情報の収集に努めます。(環境省、農林水産省)

25 また、外来生物による生態系等への被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制
26 度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物被害防止基本方針に基づき、特定外来生物への
27 指定について適切に検討します。(環境省、農林水産省)

29 第3節 侵略的外来種の導入の防止(予防)

30 1 意図的に導入される外来種の適正管理

31 (1) 基本的な考え方

32 国は、意図的に導入される外来種対策について、

33 「入れない」対策としては、侵略的外来種の特定外来生物への指定、代替種の開発やそ
34 の利用の促進を図るとともに、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会
35 経済的効果が得られるというような代替性がないか検討し、代替性がない場合は、適切な
36 管理の実施を行います。等を進めます。

1 「捨てない」対策としては、動物愛護管理法に基づく動物の遺棄の防止や終生飼養を推
2 進するとともに、外来生物法に基づく特定外来生物の適正管理を徹底させることをはじめ、
3 侵略的外来種の適正管理を推進します。

4 「広げない」対策としては、侵略的外来種リスト(仮称)を活用して、侵略的外来種対
5 策に係る各省庁の所管事業ごとに、周辺の自然環境や侵略的外来種の生態に応じた適正管
6 理を推進します。

7 第3章第3節1の目標として、以下の目標を掲げます。

8 【現状】

9 ・外来種が適切に管理されておらず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例があ
10 る

11 【目標(2020年)】

12 ・侵略的外来種リスト(仮称)の内容を知っている人の割合:50%

13
14 (2) 具体的な行動

15 1) 外来種被害予防三原則の徹底

16 【入れない】

17 侵略的外来種リスト(仮称)を踏まえ、特定外来生物被害防止基本方針における特定外来
18 生物の選定に関する基本的な事項に沿って、輸入や飼養等の法規制が必要なものについて、
19 追加的に特定外来生物や未判定外来生物の指定を行います。(環境省、農林水産省)

20 大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシippアカミミガメ等について、大量に
21 捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法規制の導入を行
22 うこと等を検討します。(環境省)

23 利用する外来種の選定にあたり緑化やペット等に関わる各主体が適切な行動をとれるよ
24 う、科学的知見を踏まえて、侵略的外来種リスト(仮称)の作成・更新等を行うとともに
25 (環境省、農林水産省)、各種事業に使用されているマニュアルや仕様書等を適宜改訂し、
26 普及啓発を推進するとともに効果的な外来種対策を推進します。その普及啓発を推進しま
27 す。(環境省、農林水産省)

28 オオキンケイギクの防除実験を行い、都市公園等を対象とした効果的、効率的な防除手
29 法を示した管理マニュアルを作成し、生態系の保全に配慮した都市の緑化に取り組みます。
30 (国土交通省)

31 また、特定外来生物への新規指定により、生態系等の影響のおそれがある代替種の流通
32 が懸念される場合、その侵略性等を踏まえ、輸入規制等について検討します。(環境省)

33 地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地
34 域性種苗利用工について平成25年1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モ
35 ニタリング調査による植生遷移の把握を実施します。(国土交通省)

36 平成22年度にとりまとめた生物多様性に配慮した緑化工の計画、設計の基本的な考え方

1 ~~(外来緑化植物等の取扱いの考え方を含む)を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工~~
2 ~~の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の~~
3 ~~攪乱を防ぐよう、郷土種のみによる緑化工等を実施します。(農林水産省)~~

4 ~~平成 19 年度に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針(案)」を成案化する~~
5 ~~ため、平成 20~24 年度に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リ~~
6 ~~スク評価手法」により得られた研究成果及び平成 24 年度に実施した法面緑化に知見を有す~~
7 ~~る専門家・団体へのヒアリング結果をふまえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に~~
8 ~~向けた検討を進めます。(環境省)~~

10 【捨てない】

11 改正動物愛護管理法(平成 25 年 9 月 1 日施行)では飼い主等の責務として、飼養動物の
12 逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第 1 種動物取扱業者が購入者に販売する際の
13 現物確認、対面説明の義務づけ、動物の遺棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれま
14 した。こうした改正を踏まえ、動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、パンフレッ
15 トやポスターを作成、配布し、広く普及啓発を行います。(再掲、環境省)

16 外来クワガタムシ等の動物愛護管理法の対象とならない飼養動物についても、終生飼養
17 を推進する等、野外へ逸出しないための普及啓発を行います。(環境省)

18 大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシippアカミミガメについて、大量に捨
19 てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法規制の導入を行う
20 こと等を検討します。(再掲、環境省)

21 ~~セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を~~
22 ~~持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域外への導入や地~~
23 ~~域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイヨウオオマル~~
24 ~~ハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していきます。(環境省、農林水産省)~~

25 ~~セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進~~
26 ~~するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。(農林水産省)~~

27 ~~セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普~~
28 ~~及啓発を行います。(農林水産省、環境省)~~

29 普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周
30 知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助
31 事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件とし
32 ていきます。(農林水産省)

33 外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養施設園芸
34 農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を検討するため、アン
35 ケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農林水産省、環境省)

1 **【広げない】**

2 緑化植物や牧草について、人の管理下から生態系へ広げることのないよう、周辺の自然
3 環境を踏まえ、侵略的外来種リスト(仮称)に記載する種ごとの利用上の留意事項に配慮し
4 た利用がなされるよう、普及啓発を推進します。(環境省、農林水産省)

5 オオクチバス等が意図的に違法放流されることのないよう、外来種による生態系等への
6 被害について、パンフレットの作成・改訂・配布や教科書出版社への説明会を通じて普及
7 啓発を実施します。(環境省)

8 野生動物(外来種)への餌付けにより、外来種による被害が助長されないよう、引き続
9 き野生動物への餌付けがされないよう普及啓発します。(環境省)

10
11 **2) 意図的に導入される外来種の適正管理の徹底**

12 セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を
13 持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域外への導入や地
14 域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイヨウオオマル
15 ハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していきます。(環境省、農林水産省)

16 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進
17 するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。(農林水産省)

18 セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普
19 及啓発を行います。(農林水産省、環境省)

20 普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周
21 知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助
22 事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件とし
23 ていきます。(農林水産省)

24 外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養施設園芸
25 農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を検討するため、アン
26 ケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農林水産省、環境省)

27 緑化植物や牧草について、人の管理下から生態系へ広げることのないよう、周辺の自然
28 環境を踏まえ、侵略的外来種リスト(仮称)に記載する種ごとの利用上の留意事項に配慮し
29 た利用がなされるよう、普及啓発を推進します。(環境省、農林水産省)

30 地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地
31 域性種苗利用工について平成 25 年 1 月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モ
32 ニタリング調査による植生遷移の把握を実施します。(国土交通省)

33 平成 22 年度にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の
34 手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道
35 ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や
36 森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(農林水産省)

1 また、山梨県の3湖におけるオオクチバスの第五種共同漁業権の特例による飼養等許可
2 については、オオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と引き続き検討します。
3 (環境省、農林水産省)

4 また、地域性種苗を利用した緑化等、生物多様性に配慮した事業を発注する場合の発注・
5 管理・検査方法の留意点等について検討します。(環境省)

6 平成 19 年度に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針(案)」を成案化する
7 ため、平成 20～24 年度に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リ
8 スク評価手法」により得られた研究成果及び平成 24 年度に実施した法面緑化に知見を有す
9 る専門家・団体へのヒアリング結果をふまえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に
10 向けた検討を進めます。(環境省)

11 2 非意図的な導入に対する予防

12 (1) 基本的な考え方

13 国は、海外から非意図的に導入される特定外来生物が輸入時に確認された際に法律に基
14 づく消毒を命令する等適切な措置を講じるとともに、非意図的に導入される経路を特定し、
15 生産や流通経路に応じた対策の検討を進めます。また、バラスト水対策については、バラ
16 スト水管理条約の発効に備え、バラスト水管理システムの承認を進めます。さらに、船体
17 付着に伴う非意図的な導入に対しては、国際海事機関(IMO)により策定された船体付着生
18 物の管理ガイドラインの更なる改善に向けて IMO での議論に積極的に参加し、それらを踏
19 まえた対策を進めます。国内の他地域からの非意図的な導入に対しては、生物多様性保全
20 上重要な地域において、優先的に対策を進めます。第3章第3節2の目標として、以下の
21 目標を掲げます。

22 【現状】

- 23
24 ・非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価するこ
25 とができていない。

26 【目標(2020年)】

- 27 ・どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、
28 特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施する。

29 (2) 具体的な行動

30 【輸入の際の非意図的導入】

31 輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準を定め、主務大臣が輸
32 入者に対し、消毒等の措置を命令できるように平成 25 年度に外来生物法の改正を行って
33 おり、改正した外来生物法に基づき、消毒等の基準を策定し、基準に沿って輸入物資に付着、
34 混入した外来生物の除去を、植物防疫所等との緊密な連携の下、推進します。(環境省、農
35 林水産省)

1 非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、海外での生産、
2 輸入、流通段階における侵入経路を特定します。こうした情報を踏まえ、導入や定着を防
3 止するための経路の管理のための方策について、より効果的な対策を検討します。(環境省)

4 水産物や飼料への外来生物の混入状況や釣り餌として流通する外来生物の実態把握につ
5 いては、水産物や飼料への外来生物の混入状況等のサンプリング調査等により状況を把握
6 します。(環境省)

7 侵略的外来種の侵入のリスクが高い空港、港湾地域等において、種群(アリ類等)を対
8 象として、早期発見及びモニタリングを行います。(環境省)

9 10 【バラスト水に伴う非意図的導入】

11 バラスト水管理条約で要求されているバラスト水排出基準に適合するためには、船舶は
12 バラスト水管理システムの搭載が必要となります。また、日本国籍船に搭載されるバラス
13 ト水管理システムについては、日本政府の承認が求められています。これを受け、日本国
14 籍船に搭載可能な管理システムの承認を進めます。(国土交通省、環境省)

15 バラスト水管理条約の実施に関する課題(バラスト水管理システムの船舶への搭載スケ
16 ジュール等)を解決するためのIMOにおける国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条
17 約の発効と実施に貢献します。(国土交通省、環境省)

18 19 【船体付着に伴う非意図的導入】

20 平成23年にIMOにおいて策定された船体付着生物の管理ガイドラインの更なる改善に向
21 け、IMOでの議論に積極的に参加します。(国土交通省)

22 23 【国内の他地域からの非意図的導入】

24 小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除による固
25 有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略的外来種の侵入・拡
26 散予防措置等を推進します。(農林水産省)

27 小笠原諸島世界自然遺産地域における新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を防止する対
28 策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来種の侵入・拡散防止に
29 関するワーキンググループにおいて検討し、その結果を踏まえ、関係機関との連携の下、
30 必要な対策を実施します。(環境省、農林水産省)

31 小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター(仮称)に、非意図的導入を防
32 止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検討します。(環境省)

33 白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置や侵略的
34 外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成などを引き続き実施しま
35 す。(環境省、農林水産省)

第 4 節 効果的、効率的な防除の推進

1 基本的な考え方

国は、被害の深刻度（保全対象地域の重要性を踏まえた評価）、対象種の侵略性、緊急性（拡散・定着時間の長短、定着段階、拡散の速度等）と潜在的な被害の規模（広拡がり）から優先度を明らかにして、それらを踏まえて防除を推進します。さらに、「潜在的な被害の規模（広拡がり・量）」の観点から「広域に分布する外来種への対策」については、全国の分布状況、防除手法、優良事例等の情報を提供することなどにより、各主体が実施する侵略的外来種の防除を支援します。

第 3 章第 4 節の目標として、以下の目標を掲げます。

【現状】

- ・各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封じ込めに成功した特定外来生物はいない。

【目標（2020 年）】

- ・「第 3 章第 4 節「2（2）及び（3）」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。

2 具体的な行動

（1）侵入初期のモニタリングと早期防除

第 2 章第 1 節 2 に記載されている対策の優先度の考え方のおり、対策の優先度は、「被害の深刻度（質）（保全対象地域の重要性（保護地域×希少種）としての優先度評価）、対象種の侵略性、緊急性（定着段階、拡散の速度等、拡散・定着時間の長短）」と「潜在的な被害の規模（広拡がり・量）」から評価できます。特定外来生物等の「対象種の侵略性」が高く、「潜在的な被害の規模（広拡がり・量）」が大きい種が侵入して間もない場合は、「緊急性」が高いと判断できます。このため、侵略的外来種についての侵入初期のモニタリングと早期防除は、対策の優先度が高いと考えられます。

このため、非意図的な侵入のリスクが大きい地域（特定外来生物等を所定の手続きを経た上で輸入できる 4 つの空港及び、外貿輸入貨物量等が大きな港湾周辺等）及び種群（特に特定外来生物のアリ類等）については、早期発見のためのモニタリングを実施し、外来種の侵入を監視します。また、新たに侵略的外来種が発見された場合には速やかに対応を検討し、地方自治体や当該地域の管理者等と連携して、防除にかかる情報の提供や早期防除を支援もしくは実施します。（環境省）

（2）生物多様性保全上重要な地域における外来種対策

1）生物多様性保全上重要な地域における侵略的外来種対策の考え方

第 2 章第 1 節 2 に記載されている対策の優先度の考え方のおり、対策の優先度は、「被害の深刻度（質）（保全対象地域の重要性（保護地域×希少種）としての優先度評価）、対象種の侵略性、緊急性（定着段階、拡散の速度等、拡散・定着時間の長短）」と「潜在的な

1 被害の規模（広拡がり・量）」から評価できます。

2 世界自然遺産地域、ラムサール条約登録地等の国際社会に対して責任を持って保全すべ
3 き地域や、原生自然環境保全地域、国立公園、保護林、国指定鳥獣保護区、国内希少野生
4 動植物種の生息・生育地等の法律等に基づき国として保全すべき地域において大きな被害
5 をもたらしめている侵略的外来種は、「被害の深刻度（質）」が大きく、国として防除を最も
6 優先すべき種であり、関係機関との適切な役割分担の下、国と関係機関が連携・協働して
7 防除の効果を高めつつ、防除を進めていく必要があります。

8 また、全国的に自然環境保全上重要な箇所で優先度の高いところから取り組んでいく必
9 要があり、世界自然遺産地域、ラムサール条約登録地等の国際社会に対して責任を持って
10 保全すべき地域、原生自然環境保全地域、国立公園、保護林、国指定鳥獣保護区、国内希
11 少野生動植物種の生息・生育地等の法律等に基づき国として保全すべき地域において対象
12 とする侵略的外来種を取り除くのみならず、そのことが他の外来種を含む生態系全体に及
13 ぼす影響にも配慮して、生態系管理の考え方に基づいた防除を実施します。（環境省、農林
14 水産省）

16 2) 生物多様性保全上特に対策を優先すべき地域

17 日本における生物多様性の損失の状況を評価した「生物多様性総合評価」では、わが国
18 の生態系を森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋、島嶼の6つに区分して各々の評価を実
19 施しています。この区分の中で、島嶼生態系と陸水生態系では外来種の影響がとりわけ顕
20 著であり、侵略的外来種による危機が増大していることが指摘されています。

21 このため、1)で例示した国として生物多様性保全上重要とする地域の中でも、侵略的
22 外来種による危機が増大している島嶼生態系と陸水生態系における対策が特に重要です。

24 島嶼生態系

25 島嶼生態系は、規模が小さく、外来種の侵入、定着の抑止力となる上位捕食者を欠いて
26 いる場合もあり、環境負荷に対して特に脆弱であるとされています。特に対策を優先すべ
27 き主要な地域としては以下が挙げられます。

29 【奄美群島及び琉球諸島南西諸島】

30 <当該地域の概要>

31 国内希少野生動植物種や国際的な希少種を含む多くの固有種・希少種の重要な生息・生
32 育地となっていますが、侵略性の高い種が侵入しており、被害の深刻度が大きいと判断で
33 きます。

34 特に、この地域には南西諸島の中でも、奄美・琉球は特に固有の生物相を有しており、
35 系統群の上位分類群での固有性の高い、遺存固有種が多いことが特徴です。その代表的な
36 種として、アマミノクロウサギ、ナミエガエルなどが挙げられます。

1 また、島嶼間の種分化は現在も進行中です。島嶼の形成過程で海峡や島によって地理的
2 に異なる集団に隔離されたことで遺伝的な分化が生じた結果、島嶼ごとに固有種や亜種に
3 分化している事例が豊富に見られます。

4 **特になかでも**、陸生爬虫類及び両生類の固有種率の高さが特筆されます。陸生爬虫類で
5 は、奄美・琉球の在来種 59 種のうち 47 種が固有種であり、固有種率は約 80%と非常に高
6 い割合を示しています。また、両生類では、奄美・琉球の在来種 24 種のうち 19 種が固有
7 種であり、固有種率は約 79%となっています。

8 奄美・琉球は国立公園及び世界自然遺産の候補地となっています。

10 【小笠原諸島】

11 <当該地域の概要>

12 固有種・希少種が特に数多く分布しており、侵略性の高い種が侵入しており、被害の深
13 刻度が大きいと判断できます。

14 小笠原諸島の植物相は固有性が高く、在来の維管束植物の約 40%（木本植物に限れば約
15 64%）が固有種といわれています。動物相は国内だけでなく世界的にも特異です。海洋島の
16 ため在来の哺乳類は 1 種、爬虫類は 1 種のみです。鳥類の固有種は 4 種が知られていま
17 が、環境省レッドリストではそのうち 3 種は既に絶滅（EX）となっています。しかし、暖
18 海性の海鳥 13 種の繁殖地となっています。

19 無脊椎動物のうち、昆虫類は記録がある 540 種のうち 4 分の 1 以上、陸産貝類の 65 種
20 のうち 49 種が固有種と言われ、固有種率が高いですが、移入種や人為により絶滅に瀕し
21 ているものも多くあります。

22 国立公園の指定、国有林野における森林生態系保護地域（保護林）の設定、国指定鳥獣
23 保護区の指定及び世界自然遺産への登録がなされていますが、世界自然遺産登録時に、日
24 本政府に対して「侵略的外来種対策を継続すること」が世界遺産委員会より要請されてい
25 ます。

27 陸水生態系

28 陸水生態系に生息する多くの種が減少傾向を示す一方で、平成 2 年以降行われている河
29 [川・水辺の国勢調査](#)では、全国の一級河川での魚類、底生動物、植物における外来種の確
30 認種数は全体として増加する傾向がみられ、定着、拡大が生じている事例もあります。と
31 りわけ、侵略的外来種として知られるオオクチバスとブルーギルは全国の河川・湖沼への
32 定着が確認されており、在来種の捕食などによる生態系への被害や漁業被害が懸念されて
33 います。

34 植物ではアレチウリやシナダレスズメガヤの分布の拡大が指摘されています。外来植物
35 の侵入と拡大は玉石河原の環境を変化させ、カワラバタやカワラノギクなどの生息・生
36 育地としての質を低下させるとして懸念されています。特に対策を優先すべき主要な地域

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1 としては以下が挙げられます。

2
3 **【琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等】**

4 <当該地域の概要>

5 ラムサール条約湿地（ラムサール条約湿地の国際登録基準の「基準 2：絶滅のおそれの
6 ある種や群集を支えている湿地」もしくは「基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な
7 割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸
8 段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような
9 湿地」に該当する湿地）または国内希少野生動植物種が生息・生育する湿地であって、生
10 態系に対するオオクチバス等の侵略性の高い種が侵入しており、被害の深刻度が大きいと
11 判断できる湿地として、琵琶湖、伊豆沼・内沼（宮城県）、蘭牟田池（鹿児島県）等が挙げ
12 られます。

13
14 **【釧路湿原、奥日光の湿原等】**

15 <当該地域の概要>

16 ラムサール条約湿地のうち、ラムサール条約湿地の国際登録基準の「基準 1：特定の生
17 物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地」に該当する湿地であって、
18 生態系に対するオオハンゴンソウ等の侵略性の高い種が侵入しており、被害の深刻度が大
19 きいと判断できる湿地として、釧路湿原や奥日光の湿原等が挙げられます。

20
21 これらの地域においては、関係機関の適切な役割分担と連携の下、侵略的外来種による
22 被害を軽減するための効果的、効率的な防除が必要です。

23
24 **3) 個別の外来種に対する行動計画**

25 2) で掲げた地域で「対策の必要性」が高く、「対策の実行可能性・実効性・効率性」が
26 認められ、優先的に防除を実施すべき侵略的外来種は以下のとおりです。

27
28 **【奄美大島・沖縄島北部（やんばる）地域のマンガース】**

29 <当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- 30 ・ 当該地域の固有種であり、国内希少野生動植物種であるアマミノクロウサギやヤン
31 バルクイナ等の減少に大きな影響を与えており、対策を講じないとこれらの種が絶
32 滅する危険性があります。
- 33 ・ これまでの取組により、在来種の回復が確認されています。

34
35 <取組の現状>

- 36 ・ 奄美大島では平成 12 年より環境省が、やんばる地域では平成 13 年より環境省が沖

1 縄県（平成 12 年より実施）米海兵隊（平成 14 年及び平成 18 年以降実施）と共同
 2 で事業を継続しています。マンガースの推定生息密度は事業の進展と共に奄美大島、
 3 やんばるの両地域において著しく減少しており、固有種であるヤンバルクイナ、ケ
 4 ナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミシカワガエル等の回復が確認されていま
 5 す。

6
 7 <今後の方向性>

- 8 ・ これまでの事業の結果を踏まえ、防除実施計画を見直し、根絶に向けた具体的な口
 9 ードマップに沿って、戦略的な防除を実施します。（環境省）
 10 ・ 捕獲ワナの改良、探索犬の活用等の新たな技術の開発、導入により、効果的、
 11 効率的な防除を実施し、得られた成果や知見はわかりやすく情報提供します。（環境省）
 12

13 <目標>

- 14 ・ 関係機関との協力の下、2020 年（平成 32 年）までに複数の小区画で地域根絶を達
 15 成し、2022 年度（平成 34 年度）までに奄美大島及びやんばる地域において根絶を
 16 達成します。（環境省）
 17

18 <目標達成の評価指標>

- 19 ・ 奄美大島及びやんばる地域（防除実施地域内（2012 年度（平成 24 年度）時点））に
 20 おけるマンガースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサ
 21 ギ及びヤンバルクイナの生息状況（生息確認メッシュ数）（環境省）
 22

23 【小笠原諸島の外来種】

24 世界自然遺産である小笠原諸島では、平成 25 年 3 月末に兄島への侵入が初めて確認され
 25 たグリーンアノールに対する重点的な取組をはじめ、外来種対策の効果的、効率的な取組
 26 が必要となっています。関係機関（環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）により
 27 作成した小笠原諸島管理計画や生態系保全アクションプラン等に基づき、科学委員会の助
 28 言を受けて、対策が必要な外来種について関係機関による対策を進めます。（環境省、農林
 29 水産省）

30 参考：世界自然遺産推薦地 小笠原諸島 管理計画 生態系保全アクションプラン
 31 http://ogasawara-info.jp/pdf/isan/ActionPlan_nihongo.pdf
 32

33 【琵琶湖、伊豆沼・内沼、藺牟田池等のオオクチバス等（オオクチバス、コクチバス、ブ
 34 ルーギル）】

35 <当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- 36 ・ オオクチバスは捕食性が高く、大型に成長し、湖沼、河川、ため池などさまざまな

1 水域に定着しています。またブルーギルは食性の幅がより広く、さまざまな底生動物
2 物に加えて水草なども利用します。コクチバスはより寒冷な水域に生息でき、これ
3 までオオクチバスが生息しにくかった寒冷地や河川の上流部での侵入が懸念されま
4 す。

- 5 ・ これら 3 種は、ラムサール条約湿地や国内希少野生動植物種の生息・生育地を含む
6 陸水域において、生態系に大きな被害を与えています。
- 7 ・ これまでの事業により、一部で被害を低減し、在来魚等が回復傾向にある実績があ
8 ります。
- 9 ・ 市民参加型・体験型のオオクチバス等防除の取組は各地で実施されるようになって
10 きています。

11 < 取組の現状 >

- 12 ・ 平成 17 年度から各地域 3 年間程度で、伊豆沼・内沼、羽田沼、片野鴨池、犬山市内
13 のため池群、琵琶湖内湖、藪牟田池、岡山県吉井川の 7 箇所において、防除手法の
14 開発や地域の防除体制の確立を目的とした防除モデル事業を実施しています。(環境
15 省)
- 16 ・ オオクチバス等は広域に分布するため、これらの事業で得られた成果を防除マニ
17 ュアルとしてまとめ、環境省ホームページ ([http://www.env.go.jp/nature/intro/in
18 dex.html](http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html)) に掲載しています (環境省)。
- 19 ・ オオクチバス、ブルーギル等の効果的な駆除のための「有害外来魚駆除マニュアル」
20 を作成するとともに、内水面漁業者の行う駆除活動に対して支援を行っています。
21 (農林水産省)

22 < 今後の方向性 >

- 23 ・ 事業対象地において、具体的な目標を設定した防除実施計画を策定し、戦略的な防
24 除を実施するとともに、得られた知見や取組事例を公開し、さまざまな主体の防除
25 に活用されるよう情報発信します。(環境省)
- 26 ・ 地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の復
27 元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します (農林水産省)
- 28 ・ 市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、効果的な普
29 及啓発手法であると考えられ、それらの取組みを推進するため、NGO・NPO 等や県
30 市町村等の行政機関の取組みを支援する制度について整理し積極的に情報提供を
31 行います。(再掲、環境省)

32 < 目標 >

- 33 ・ 2020 年 (平成 32 年) までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のた
34

1 めの地域の体制が構築される。(環境省)

2
3 < 目標達成の評価指標 >

- 4 ・ 防除実施計画の策定状況及び防除実施計画の目標の達成状況(環境省)

5
6 【釧路湿原、奥日光の湿原のオオハングンソウ】

7 < 当該外来種による被害と対策の実行可能性 >

- 8 ・ オオハングンソウは寒さや湿地に強く盛んに繁殖するため、自然性の高い国立公園
9 の湿原などへの侵入が多く見られます。
10 ・ ラムサール条約湿地や国立公園を含む湿原において、生態系や景観に大きな被害を
11 与えています。
12 ・ 奥日光の戦場ヶ原におけるオオハングンソウの駆除など、これまでの事業により、
13 分布を縮小し、地域的に根絶させた実績があります。

14
15 < 取組の現状 >

- 16 ・ 釧路湿原については、平成 22 年度より、環境省がオオハングンソウの分布調査を行
17 い、保全上重要な地域において防除を実施しています。
18 ・ 奥日光の湿原については、1970 年代から栃木県、日光市、環境省、林野庁、自然公
19 園財団、地元温泉組合、観光協会等により防除が行われ、在来種の生息環境として
20 重要な戦場ヶ原においては根絶し、現在、周辺地域の防除を実施しています。

21
22 < 今後の方向性 >

- 23 ・ 釧路湿原については、具体的な目標を設定した防除実施計画を策定し、戦略的な防
24 除を実施し、得られた成果を公開します。(環境省)
25 ・ 奥日光の湿原については、戦場ヶ原等の重要地域に再侵入しないための予防策を講
26 じます。(環境省)

27
28 < 目標 >

- 29 ・ 2020 年(平成 32 年)の時点で、釧路湿原では事業対象地において、根絶もしくは
30 低密度管理のための地域の体制が構築され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の
31 重要地域にオオハングンソウが存在していない。(環境省)

32
33 < 目標達成の評価指標 >

- 34 ・ オオハングンソウの分布状況、防除実施計画の策定状況及び防除実施計画の目標の
35 達成状況(環境省)

1 そのほか、沖縄島のタイワンスジオ、タイワンハブ、グリーンアノール、オオヒキガエル
2 エル等、八重山諸島のシロアゴガエル、オオヒキガエル等についても対策が必要です。

4 (3) 広域に分布する外来種への対策

5 第2章第1節2に記載されている対策の優先度の考え方のとおり、対策の優先度は、「被害の深刻度(質)(保全対象地域の重要性((保護地域×希少種)としての優先度評価)、対象種の侵略性、緊急性(定着段階、拡散の速度等拡散・定着時間の長短))」と「潜在的な被害の規模(広拡がり・量)」から評価できます。「潜在的な被害の規模(広拡がり・量)」は「生態系・人体・経済への影響の大小、分布の広拡がり」から判断できます。全国に広く分布している、もしくは今後分布を広拡げる可能性が高い外来種で、かつ、生態系被害もしくは農林水産業被害等をもたらしており、「対策の実行可能性・実効性・効率性」が認められる外来種を、優先的に防除を進めるべき種として選定します。これらの種については、国が効果的、効率的な防除手法の開発やモデル地域における防除体制の確立などを行い、成果をマニュアルとしてとりまとめ、共有することで、各主体の防除を支援していきます。

16 以下の種以外の特定外来生物等については、先進的な取組に対して国が支援を実施するほか、第3章第5節4に記載しているとおり、全国の分布状況、防除手法、優良事例などの情報を収集し、提供していくことで、各主体が実施する侵略的外来種の防除を支援していきます。

20 また、外来植物の多くは、河川の一部だけに生育していることは少なく、供給源となっている場所を含め、広く流域全体で取り組むことが大切であるため、土地利用区分毎に策定される外来植物対策の手引き(仮称)等を参考に、関係省庁、地方公共団体、企業、民間団体、専門家、地域住民など多様な主体間と法令等に基づく適切な役割分担の上、連携した取り組みに努めます。(国土交通省)

26 1) 個別の外来種に対する行動計画

27 【アライグマ】

28 <当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- 29 ・ 全国全ての都道府県で記録され、サギ類のコロニーの破壊やサンショウウオの捕食
30 などの生態系への被害が報告されているほか、平成 24~~3~~年度には全国で約3億 ~~3~~⁸
31 千万円の農業被害をもたらしています。
- 32 ・ これまでの事業により、農作物等の被害を低減させた実績があります。

33 <取組の現状>

- 34 ・ 平成 17 年度から各地域 3 年間程度で、北海道、関東、近畿、四国、九州地方において、防除手法の開発や地域の防除体制の確立を目的とした防除モデル事業を実施し、
36

1 事業で得られた成果を防除マニュアルとしてまとめ、環境省ホームページに掲載し
2 ました。(http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html)(環境省)

- 3 ・ アライグマによる農作物被害への対策を効果的に進めるため、本種の生態等に関す
4 る知識や必要な防除技術を農業者等へ普及する補助教材として、平成 22 年に「野生
5 鳥獣被害防止マニュアル - 特定外来生物編」を作成し、関係自治体等へ配布しまし
6 した。(農林水産省)
- 7 ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19
8 年法律第 134 号)に基づく市町村被害防止計画において、アライグマを対象鳥獣と
9 して定めた場合、鳥獣被害防止総合対策交付金により農作物被害防止対策を支援し
10 ています。(農林水産省)

11 < 今後の方向性 >

- 12 ・ 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行
13 う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を地域が実施するための
14 体制構築を促します。(環境省)
- 15 ・ [農作物被害を防止するための地域ぐるみの取り組み引き続き、鳥獣被害防止総合対
16 策交付金により農作物被害防止対策を支援します。](#)(農林水産省)

17 < 目標 >

- 18 ・ 2020 年(平成 32 年)までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が
19 整っている。(環境省)
- 20 ・ 2020 年(平成 32 年)までに分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の
21 確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築される。(環境省)

22 < 目標達成の評価指標 >

- 23 ・ アライグマの分布状況、アライグマの捕獲実績及び地方自治体の確認手続の実施
24 状況(環境省)

25 【オオクチバス等】

26 < 当該外来種による被害と対策の実行可能性 > (再掲)

- 27 ・ オオクチバスは捕食性が高く、大型に成長し、湖沼、河川、ため池などさまざまな
28 水域に定着しています。またブルーギルは食性の幅がより広く、さまざまな底生動
29 物に加えて水草なども利用します。コクチバスはより寒冷な水域に生息でき、これ
30 までオオクチバスが生息しにくかった寒冷地や河川の上流部での侵入が懸念されま
31 す。
32 ・ これら 3 種は、ラムサール条約湿地や国内希少野生動植物種の生息・生育地を含む

1 陸水域において、生態系に大きな被害を与えています。

- 2 ・ これまでの事業により、一部で被害を低減し、在来魚等が回復傾向にある実績があ
3 ります。

4
5 <取組の現状> (再掲)

- 6 ・ 平成 17 年度から各地域 3 年間程度で、伊豆沼・内沼、羽田沼、片野鴨池、犬山市内
7 のため池群、琵琶湖内湖、藺牟田池、岡山県吉井川の 7 箇所において、防除手法の
8 開発や地域の防除体制の確立を目的とした防除モデル事業を実施しています(環境
9 省)。
10 ・ オオクチバス等は広域に分布するため、これらの事業で得られた成果を防除マニ
11 ュアルとしてまとめ、環境省ホームページ([http://www.env.go.jp/nature/intro/in
12 dex.html](http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html))に掲載しています(環境省)。
13 ・ オオクチバス、ブルーギル等の効果的な駆除のための「有害外来魚駆除マニュアル」
14 を作成するとともに、内水面漁業者の行う駆除活動に対して支援を行っています。
15 (農林水産省)

16
17 <今後の方向性>

- 18 ・ 分布拡大を防止するため、効果的な防除・モニタリング手法の開発と防除マニ
19 ュアルの改訂作業によりそれらの普及を進めるとともに、分布情報の把握と分布拡大地
20 域への迅速な情報提供を行う体制を構築します。(環境省)
21 ・ 地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の復
22 元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します。(農林水産省)
23 ・ 深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法
24 により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。(農林水産省)
25 ・ 「有害外来魚駆除マニュアル」の周知や駆除活動の推進により、外来魚による漁業
26 被害の低減に努めます。(農林水産省)

27
28 <目標>

- 29 ・ 2020 年(平成 32 年)までに、効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域
30 等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国で防除が進展する。(環境
31 省)

32
33 <目標達成の評価指標>

- 34 ・ オオクチバス等の分布状況及び提供の体制の構築状況(環境省)

35
36 【ヌートリア】

1 <当該外来種による被害と対策の実行可能性>

- 2 ・ 定着域は岐阜から島根にかけての 10 府県と限られていますが、除々に分布域を拡大
3 しています。ヌートリアによる農作物被害は増加傾向にあり、平成 2423 年度には全
4 国で 1 億円の農業被害を出しています。
5 ・ イギリスにおいて最大推定生息頭数が 20 万頭に増加しましたが、対策実施から 11
6 年間で根絶することができた事例があります。

7
8 <取組の現状>

- 9 ・ ヌートリアによる農作物被害への対策を効果的に進めるため、本種の生態等に関す
10 る知識や必要な防除技術を農業者等へ普及する補助教材として、平成 22 年に「野生
11 鳥獣被害防止マニュアル - 特定外来生物編」を作成し、関係自治体等へ配布しまし
12 た（農林水産省）。
13 ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19
14 年法律第 134 号）に基づく市町村被害防止計画において、ヌートリアを対象鳥獣と
15 して定めた場合、鳥獣被害防止総合対策交付金により農作物被害防止対策を支援し
16 ています（農林水産省）。

17
18 <今後の方向性>

- 19 ・ 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行
20 う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を地域が実施するための
21 体制構築を促します。（環境省）

22
23 <目標>

- 24 ・ 2020 年（平成 32 年）までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整って
25 いる。（環境省）
26 ・ 2020 年（平成 32 年）までに、分布が見られる地方自治体に隣接した地方自治体が
27 外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築さ
28 れる。（環境省）

29
30 <目標達成の評価指標>

- 31 ・ ヌートリアの分布状況及び地方自治体の確認手続の実施状況（環境省）

32
33 そのほか、台湾リス、アルゼンチンアリ等についても対策が必要です。

34
35 **（４）各主体の連携体制の構築**

36 必要に応じて関係省庁の連絡会議を環境省が中心となって開催する等、関係省庁の連携

1 強化を図ります。(再掲、環境省、農林水産省、国土交通省)

2 地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連絡会議
3 を各地方ブロックごとに開催する等し、連携の強化を図ります。連絡会議では、特定外来
4 生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手法、優良事例、共有できる普
5 及啓発ツール等についての情報を収集し、提供する(再掲、環境省、農林水産省、国土交
6 通省)とともに、分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検
7 討します。(環境省) なお、この連絡会議の開催により侵略性の極めて高い種が発生した
8 場合は、科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につ
9 なげていきます(再掲、環境省)。

10 外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の情報や外来種の分布情報等の収集・提
11 供の仕組みについて、国立環境研究所が整備を進めてきた「侵入生物データベース
12 (<http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>)」、国土交通省による「河川環境デー
13 タベース(<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>)」、環境省生物多様性センターによ
14 る「いきものログ」等と連携を図ります。(環境省、国土交通省)

15 生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通じて、外来生物対策を含め、事業者
16 が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。(環境省)

17 生物多様性民間参画パートナーシップ等の事業者間の枠組みと連携・協力して、外来生
18 物対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化に向けた効
19 果的な施策を実行します。(環境省)

20 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関す
21 る法律に基づき市町村が作成する地域連携保全活動計画に沿った、地域の多様な主体の連
22 携による外来種防除等の活動を支援します。(環境省)

23 生物多様性保全推進支援事業による地域の外来種対策の支援を引き続き推進するととも
24 に、地域の取組を支援する事業の拡充に努めるなど、地方自治体などが主体となった効果
25 的な外来種対策を推進します。(環境省)

27 第5節 国内由来の外来種への対応

28 1 基本的な考え方

29 国は、国内由来の外来種がもたらす影響について、科学的知見を収集し、それらを踏ま
30 えて考え方の整理を行い、それを普及啓発することにより、地域の取組を促進させます。
31 また、国立公園や保護林等において特に島嶼や高山帯の希少な生態系に被害を及ぼしてい
32 る国内由来の外来種については、被害の状況を踏まえ必要な対応策を実施します。

33 第3章第5節の目標として、以下の目標を掲げます。

34 【現状】

- 35 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数：13 都道府県
- 36 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む外来種リストの作成数：13 都道府県

【目標（2020年）】

・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数：47 都道府県

・地方自治体による国内由来の外来種を含む外来種リストの作成数：47 都道府県

2 具体的な行動

外来種被害防止行動計画の策定及び侵略的外来種リストの作成により、国内由来の外来種への対応を含む事項について基本的な考え方を整理し、さまざまな主体の取組を促進させます。（行動計画：環境省、農林水産省、国土交通省/リスト：環境省、農林水産省）

国内由来の外来種が引き起こす被害や対応策について情報収集を行い、事例集を作成することで、被害や対応策の周知を図ります。（環境省）

「侵略的外来種リスト作成の基本方針」を示すこと等により、地方自治体による外来種リストの策定を促進させます。（再掲、環境省）

地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について平成 25 年 1 月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を実施します。（再掲、国土交通省）

平成 22 年度にとりまとめた「[林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き計画、設計の基本的な考え方\(外来緑化植物等の取扱いの考え方を含む\)](#)」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、[自然侵入促進工や森林表土利用工等郷土種のみ](#)による緑化に[取り組み等を実施](#)します。（農林水産省）

平成 19 年度に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針（案）」を成案化するため、平成 20～24 年度に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得られた研究成果及び平成 24 年度に実施した法面緑化に知見を有する専門家・団体へのヒアリング結果をふまえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた検討を進めます。（再掲、環境省）

小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略的外来種の侵入・拡散予防措置等を推進します。（再掲、農林水産省）

小笠原諸島世界自然遺産地域における、新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を防止する対策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループにおいて検討し、それらの結果を踏まえ、関係機関との連携の下、必要な対策を実施します。（再掲、環境省、農林水産省）

小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター（仮称）に、非意図的導入を防止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検討します。（再掲、環境省、農林水産省）

白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置や侵略的外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成などを引き続き実施しま

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1 す。(再掲、環境省、農林水産省)

4 第6節 同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

5 1 基本的な考え方

6 国は、同種の生物の導入による遺伝的攪乱について、事例の収集等、科学的知見を集積
7 し、それらを公表して、共有を行います。また、社会経済活動への影響に十分な配慮が可
8 能な場合は、遺伝的攪乱を引き起こさないよう配慮した水産物や緑化植物の利用を推奨す
9 る等の対策を進めます。

10 第3章第6節の目標として、以下の目標を掲げます。

11 【現状】

12 事務局注：平成25年度に事例収集調査を予定（ウェブ検索などで把握）

13 【目標（2020年）】

- 14 ・同種の生物の導入による遺伝的攪乱の被害を防止するために実施された取組の数：
15 （事務局注：目標値については平成25年度に実施する事例収集調査で現状を把握し、
16 検討）

18 2 具体的な行動

19 外来種被害防止行動計画の策定により、遺伝的攪乱への対応を含む事項について基本的
20 な考え方について普及啓発を行い、さまざまな主体に取組の検討を促します（環境省）。

21 同種の生物導入による遺伝的攪乱が引き起こす問題に関する事例を収集し、ホームペー
22 ジへの掲載や配布により普及啓発を行います。（環境省）。

23 地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地
24 域性種苗利用工について平成25年1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モ
25 ニタリング調査による植生遷移の把握を実施します。（再掲、国土交通省）

26 平成22年度にとりまとめた「[林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の](#)
27 [手引き計画、設計の基本的な考え方（外来緑化植物等の取扱いの考え方を含む）](#)」を活用し、
28 生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃
29 地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、[自然侵入促進工や森林表土利用工等郷](#)
30 [主種のみによる緑化に取り組み工等を実施](#)します。（農林水産省）

31 平成19年度に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針（案）」を成案化する
32 ため、平成20～24年度に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リ
33 スク評価手法」により得られた研究成果及び平成24年度に実施した法面緑化に知見を有す
34 る専門家・団体へのヒアリング結果をふまえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に
35 向けた検討を進めます。（再掲、環境省）

36 第6次栽培漁業基本方針に基づき、「放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、

1 生物多様性の保全に努める」とともに、「外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響
2 が明確でないことから当面の間、行わない」としています。(農林水産省)

3 さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物としてもつ種
4 の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工
5 種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖
6 事業を推進します。(農林水産省)

7 種苗放流が遺伝的多様性に与えるリスクの評価と低減技術の開発については、平成 19 年
8 度から平成 23 年度の 5 力年で、農林水産技術会議の「新たな農林水産政策を推進する実用
9 技術開発事業」において、水産総合研究センターを中心に関係県・大学が共同で実施しま
10 す。(マダイ、ホシガレイを対象)(農林水産省)

11 遺伝的多様性に配慮しつつ、溪流の天然魚を増やすための手法を開発し、パンフレット
12 等により漁業者に周知します。(農林水産省)

13 遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の移植を推進します。(農林水産省)

15 第 7 節 情報基盤の構築及び調査研究の推進

16 1 基本的な考え方

17 国は、情報基盤の構築としては、全国的な外来種の分布情報等の収集と公開を行い、関
18 係機関が実施する分布調査の結果の相互利用、調査研究機関のネットワークの強化等の連
19 携の強化を促進します。調査研究の推進としては、行動計画第 2 章第 1 節 7 で挙げられた
20 外来種対策に係る調査研究を推進します。

21 第 3 章第 7 節の目標として、以下の目標を掲げます。

22 【現状】

- 23 ・侵略的外来種に関する分布情報は限定的である
- 24 ・侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している

25 【目標(2020年)】

- 26 ・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブ上で公開す
27 る
- 28 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する

30 2 具体的な行動

31 【情報基盤の構築】

32 昭和 48 年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に
33 努めつつ、アライグマ等の外来種を含めた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視
34 を進めます。(環境省)

35 「モニタリングサイト 1000」事業の一部として、里地里山の外来哺乳類や外来鳥類、高
36 山帯のマルハナバチを含め、各生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収

1 集し、指標生物群の種組成や個体数等を定量的に調査します。(環境省)

2 「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川水辺における外来種の分布情報を河川環境
3 データベース (<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>) で検索・閲覧できるようにし
4 ます。(国土交通省)

5 環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会が協定を結び、連携を強化することにより、
6 動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種にかかる普及啓発を更に推進させる
7 とともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、
8 種の同定や防除に係る助言を得る等、外来種対策を実施します。(再掲、環境省)

9 分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するた
10 めのウェブサイト(愛称:「いきものログ」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般
11 市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の
12 結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、
13 地図情報や GIS 情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促
14 進します。(環境省)

15 「いきものログ」等で地域において初めて確認された生物や全く知見のない生物が確認
16 された場合に収集した情報を基に、学会等の協力を得る等により種の同定や早期の対応策
17 を検討する等の体制を構築することについて検討します。(環境省)

18 環境省で整備している生物多様性情報システム(J-IBIS)は、自然環境保全基礎調査や
19 モニタリングサイト 1000 の調査結果など、外来種を含めた自然環境情報をインターネット
20 を通じて広く提供しています。今後は、環境省が保有する情報に加えて、地方自治体や民
21 間団体、一般市民が主体となって実施される自然環境調査の成果についても一元管理・提
22 供するための新たなシステムを構築します。(環境省)

23 「いきものログ」や「河川環境データベース(<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>)
24 」、国立環境研究所による「侵入生物データベース([http://www.nies.go.jp/biodiversity/
25 invasive/](http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/))」等の情報基盤システムについて、データの相互利用等の連携を進めます。(環
26 境省、国土交通省)

27 国や都道府県等の自然系(自然環境保全、野生動植物保全の分野等)の調査研究を行っ
28 ている機関相互の情報交換、情報共有化を促進し、ネットワークの強化等を図っていくこ
29 と、科学的情報に基づく自然環境施策の推進に寄与することを目的として、年 1 回以上の
30 自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を引き続き開催します。各構成機関における、外来
31 種を含めた調査研究・活動事例の発表等を通じて情報の共有化を図ります。(環境省)

32 今後の防除をより効果的、効率的なものにするため、これまで作成された各種外来種に
33 関する防除マニュアルを整理し HP で公開することを検討するとともに、防除に関する事例
34 も HP 等で情報提供を進めます。(環境省)

35 【調査研究の推進】

見え消しは H25 年度第 1 回行動計画策定会議からの修正箇所

1 環境研究総合推進費等により、取組が不足している分野（第 2 章第 1 節 7 参照）につい
2 て調査研究を推進します。（環境省）

3 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業により、研究課題「重要害虫ミカンコミバエ
4 及びナスミバエの誘引剤による侵入定着リスク軽減技術の開発」及び「新規侵入害虫チュウ
5 ゴクナシキジラミの拡散防止と被害軽減技術の開発」を実施しているところであり、引き
6 続き、侵略的外来種の防除と管理にかかる調査研究等を推進します。（農林水産省）

7 病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行う
8 ための技術を開発することを目的とした「森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技
9 術の開発」の重点課題の中で外来種対策研究を実施します。（農林水産省）

10 外来魚を抑制管理する手法について、水深の深い場所等で産卵するオオクチバスの効果
11 的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発
12 します。（農林水産省）

14 第 8 節 その他の対策

15 1 基本的な考え方

16 国は、外来種に関連する国際機関の取組に積極的に貢献するとともに、寄生生物や感染
17 症について必要な情報を収集し、提供します。

18 第 3 章第 8 節の目標として、以下の目標を掲げます。

19 【現状】

- 20 ・愛知目標の個別目標 9 の達成のための外来種被害防止行動計画を策定

21 【目標（2020 年）】

- 22 ・我が国わが国における愛知目標の個別目標 9 を達成するまでの取組の成果を締約国
23 会議等の国際会議で公表する

25 2 具体的な行動

26 【国際貢献・国際連携】

27 生物多様性条約における国別報告書は条約第 26 条に規定される締約国の義務であり、第
28 5 回国別報告書については、平成 22 年の第 10 回締約国会議において平成 26 年 3 月 31 日
29 までの提出が決定されています。侵略的外来種対策に関する愛知目標の進捗状況も含めた、
30 国別報告書を提出します。（環境省、農林水産省、国土交通省）

31 ~~GISP (Global Invasive Species Programme) への協力を進めることを検討します。（環~~
32 ~~境省）~~

33 生物多様性条約（CBD）、ワシントン条約（CITES）、国際獣疫事務局（OIE）、国際植物防
34 疫条約（IPPC）といった、外来種と関連の深い国際機関や条約に基づく、国際連携を推進
35 します。（環境省、農林水産省、国土交通省）

36 バラスト水管理条約の実施に関する課題（バラスト水管理システムの船舶への搭載スケ

1 ジュール等)を解決するための IMO における国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条
2 約の発効と実施に貢献します。(再掲、国土交通省、環境省)

3 **我が国わが国**の在来種が海外で侵略的外来種として被害を与えることを抑制、低減させ
4 るため、海外で侵略的な在来種に関する情報を収集し、それらについて国内で広く普及啓
5 発を実施します。(環境省)

6 7 【寄生生物・感染症対策】

8 寄生生物や感染症の生態系影響を抑制、低減するため、これらの情報を把握して、侵略
9 的外来種リスト(仮称)にとりまとめ、広く普及啓発を行います。(環境省)

10 11 第4章 実施状況の点検と見直し

12 愛知目標の目標年次が 2020 年(平成 32 年)であることを

13 踏まえ、2015 年度(平成 27 年度)を目途に進捗状況を把握し、各省庁の取組状況を確認
14 するとともに、2017 年度(平成 29 年度)を目途に行動計画の実施状況の点検と見直し
15 を実施します。

16 17 付属資料

18
19 侵略的外来種リスト作成の基本方針 / 参考文献一覧(条約法令一覧等) / 策定の流れ 等

外来種被害防止行動計画

全体の基盤となる対策

1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成 ……国民の理解・外来種対策の社会的主流化と外来種対策に携わる人材の育成
2. 優先度を踏まえた外来種対策の推進 ……各レベルにおける対策すべき対象の明確化
7. 情報基盤の構築 ……情報の収集と提供のための基盤の構築
調査研究の推進 ……侵略的外来種に関する生理生態・防除技術・被害軽減に関する知見の集積

導入・逸出の防止（予防）

3. 侵略的外来種の導入の防止
意図的に導入される外来種の適正管理
→外来種の特性及び、逸出の可能性を踏まえた対策
非意図的導入の予防
→侵略的外来種へのリスク評価と管理

防除の推進

4. 効果的、効率的な防除の推進
→被害防止・影響軽減
→限られた労力の選択と集中
→主体間の連携と役割分担

地域的固有性の維持保全

5. 在来個体群のある外来種への対応 →生物多様性の地域的固有性の保全
6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応 →種の多様性・固有性の保全

2020年愛知目標の達成

図1. 行動計画の構造
（「第1章 外来種対策に関する認識と目標」に挿入）

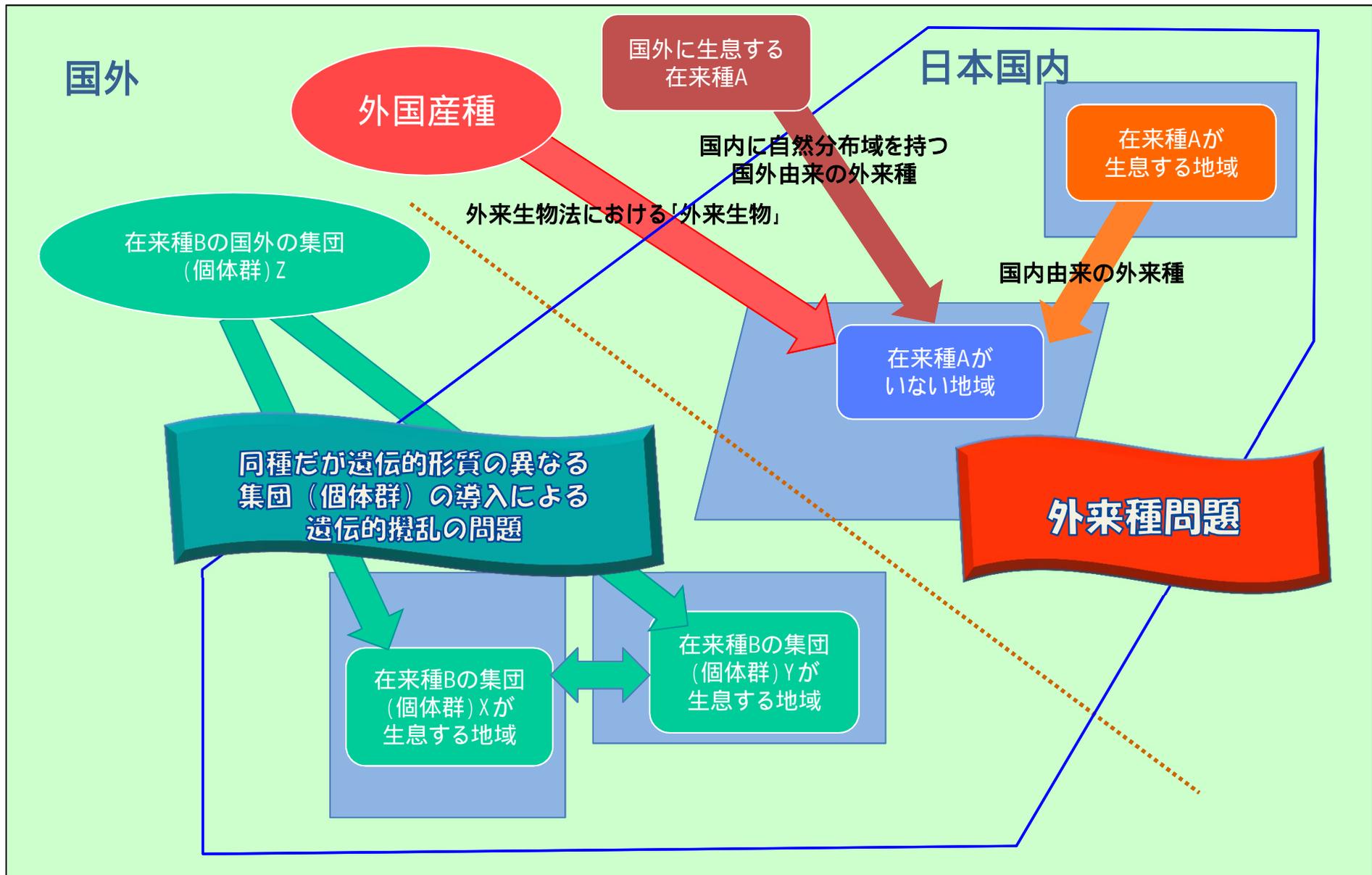


図2. 外来種問題の概念図
 (「第1章 外来種対策に関する認識と目標」に挿入)

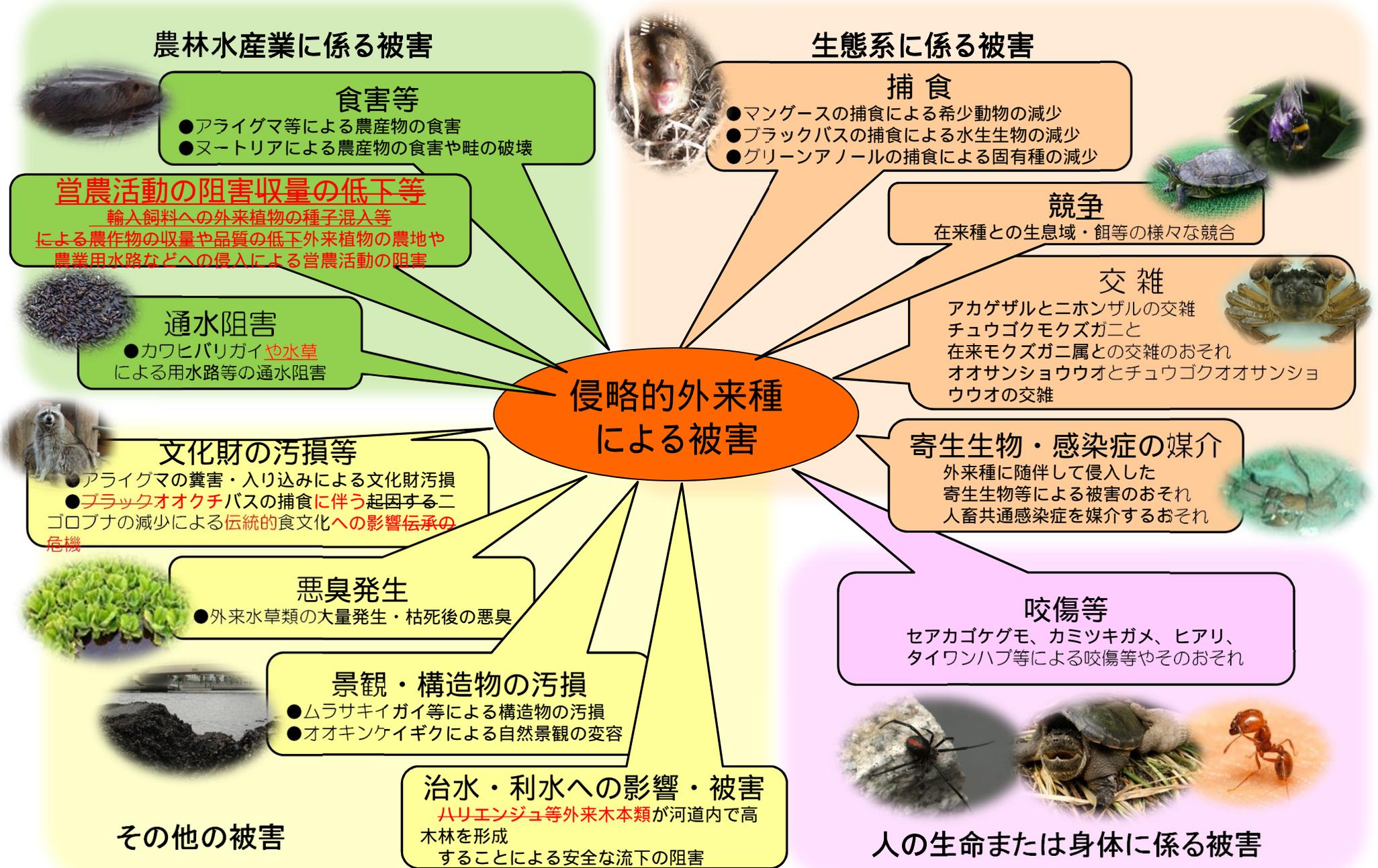
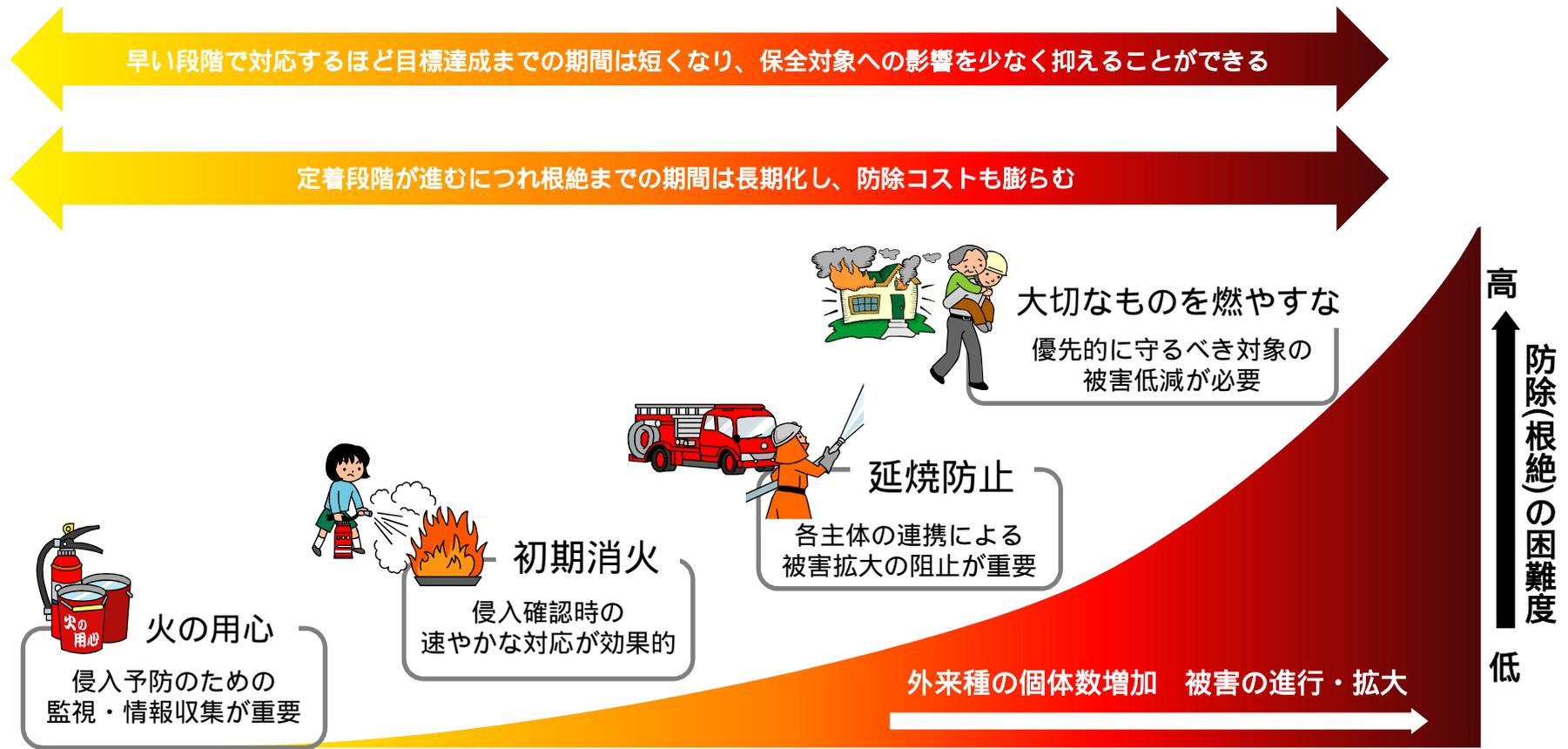


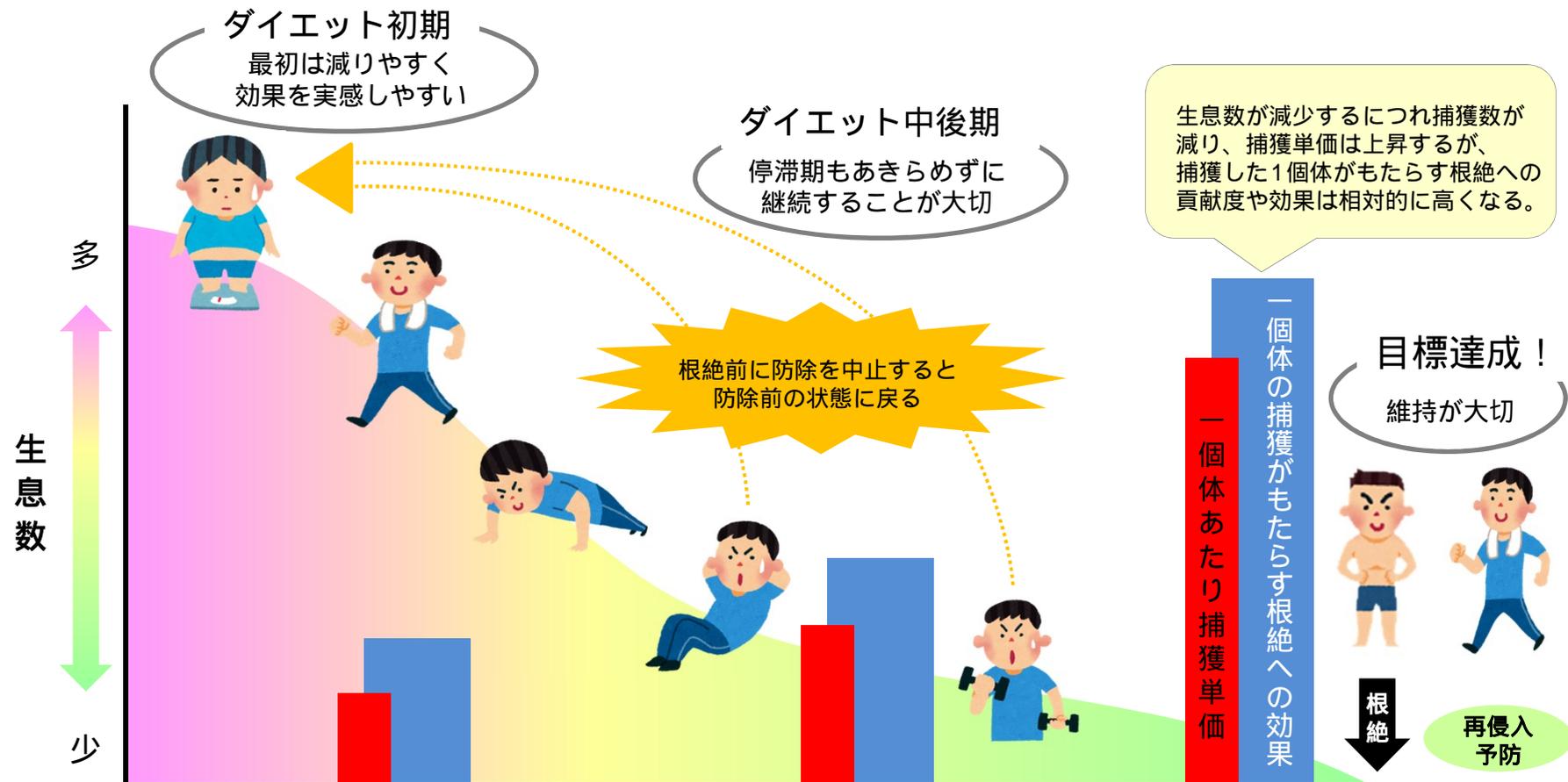
図3 . 侵略的外来種による様々な被害

(「第1章 外来種対策に関する認識と目標 第1節 外来種問題の基本認識」に挿入)



定着段階	未定着	定着初期	分布拡大期	まん延期
防除目標	侵入防止	拡散の防止 国内根絶	拡散の防止 地域根絶・被害の低減	保護地域等での 地域根絶・被害の低減
	大目標：生物多様性の保全 在来種及び在来生態系の保全・復元			
必要な行動	監視 情報収集	狭い範囲における 早期の集中的な防除	地域連携による拡散の防止 分布拡大地域における早期防除	重要地域における監視・ 被害防除対策・集中的な防除

図4. 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度
 (「第1章 外来種対策に関する認識と目標 第1節 外来種問題の基本認識」に挿入)



防除初期

防除後期

根絶間近

根絶後

防除のポイント	大目標：生物多様性の保全・在来種及び在来生態系の保全・復元		
	密度の低減化	低密度下における防除の継続 防除従事者のモチベーション維持	根絶までの見通しの把握・評価 極低密度下に即した防除手法の追加・変更 捕獲努力量を上げるか、維持する 在来生態系の回復状況の把握・評価 再侵入を予防する侵入監視・情報収集(根絶後)

図5. まん延した侵略的外来種を根絶させるまでの防除段階ごとの防除の留意点

(「第1章 外来種対策に関する認識と目標 第1節 外来種問題の基本認識」に挿入)

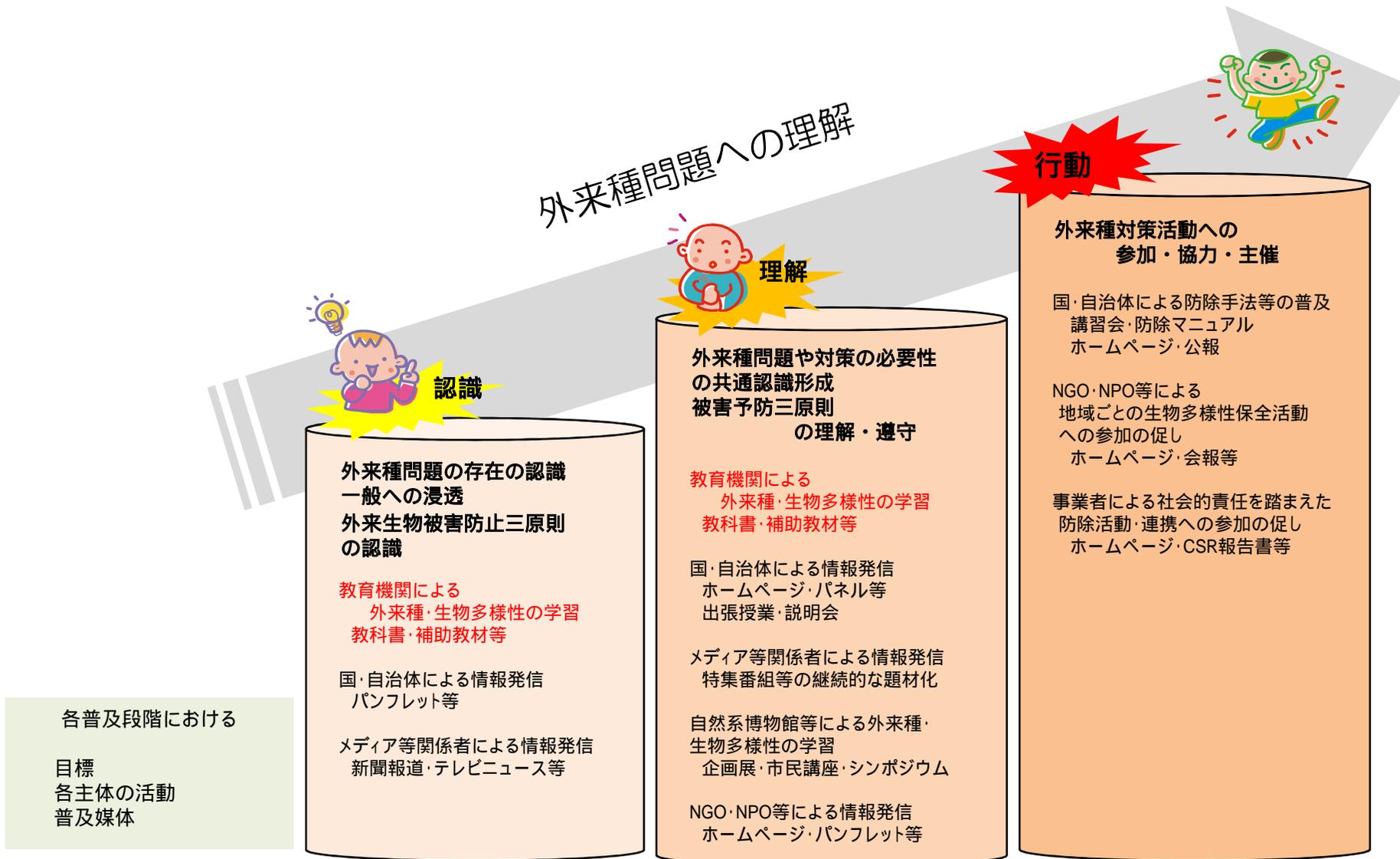


図6. 外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の段階と目標

(「第2章 外来種被害防止行動計画の考え方と指針

第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方

1 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成」に挿入)

国

環境省
国土交通省
農林水産省

外来種対策の司令塔

行動計画の策定・**推進**

優先度の高い種・地域の防除

外来種情報の収集整理

外来種情報の提供

技術的、資金的支援
国際機関との連携協力

外来法・外来種全般に係る普及啓発

地方自治体（各都道府県・市町村）

地域の生態系・農林漁業保全・住民安全のための積極的防除の推進

外来種防除を後押しする
生物多様性地域戦略、外来種関連条例、外来種リストの策定

地域的防除と実施時における他主体との連携体制、実施への環境・防除戦略(計画)づくり

侵入初期の緊急的防除
市民・地域社会への普及啓発

研究者・研究機関・学術団体

効果的かつ効率的な対策の推進のための知見の蓄積

科学的知見の蓄積

科学的知見の社会還元

国民

被害予防三原則の理解・遵守

被害防止対策への協力

各主体の連携・協力

情報提供・共有
防除の実施
普及啓発
その他の対策

動物園・水族館・植物園・自然系博物館等

各機関の特色を生かした対策への協力

動植物を扱う機関としての普及啓発
防除手法検討への助言・種の同定等、専門機関としての協力

事業者

被害予防三原則の理解・遵守

使用する外来種の特性に応じた適切な管理

企業活動に伴う外来種の非意図的侵入の予防、侵入時の適切な対応

社会的責任を踏まえた、他主体との連携・防除活動

外来種被害に関する一層の理解

教育機関・メディア等関係者

適切な理解を促す理解と協力を得るための普及啓発の推進

社会経済における外来種対策の主流化に向けた戦略的な普及啓発の実施

NGO・NPO等

侵略的外来種防除を通じた地域の生物多様性の保全への貢献

各主体と連携した防除活動

地域多様性保全と外来種に関する普及活動

・侵入予防・根絶・地域的根絶
・分布拡大の阻止・被害低減化

図7. 各主体の連携・協力の体制と役割分担

生物多様性の4つの危機

第1の危機	開発など人間活動による危機
第2の危機	自然に対する働きかけの縮小による危機
第3の危機	人間により持ち込まれたもの（外来種など）による危機
第4の危機	地球環境の変化による危機

愛知目標を受けた生物多様性国家戦略における外来種対策に関する各目標

個別目標

侵略的外来種が制御され根絶される。

国別目標

2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた対策を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。また、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

主要行動目標

- ・ 2014年までに侵略的外来種リスト（仮称）を作成し、定着経路に係る情報を整備
- ・ 2014年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進
多様な主体や地域レベルでの取り組みを促すため

「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定

- ・ 優先度の高い侵略的外来種についても制御もしくは根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復、人の生命・身体及び農林水産業に係る被害の防止を促進

図 生物多様性国家戦略と行動計画の関係

前文

第1章 基本認識と目標

外来種対策は生態系の保全、農林水産業及び人の生命等への被害の防止が目的あること示し、外来種問題の基本認識を整理。生物多様性国家戦略2012-2020の「100年計画」「長期目標」「短期目標」「国別目標」を念頭に、2020年目標を掲げる。

第1節
外来種問題の基本認識

第2節
外来種対策をめぐる主な動向

第3節
行動計画の目的及び役割

第4節
行動計画の対象及び目標

第2章 考え方及び行動指針

本計画では、4つの観点から外来種対策を推進

観点1 全体の基盤等なる対策

普及啓発・教育の推進
と人材の育成 (第1節1)
優先度を踏まえた外来種対策
の推進 (第1節2)
情報基盤の構築及び調査研究
の推進 (第1節7)

観点2 導入・逸出の防止

意図的に導入される外来種の
適正管理 (第1節3)
非意図的な導入に対する予防
(第1節3)

観点3 防除の推進

効果的・効率的な防除の推進
(第1節4)

観点4 地域固有性の維持保全

国内由来の外来種への対応
(第1節5)
同種の生物導入による遺伝的
攪乱に関する対応 (第1節6)

各主体の役割と行動指針 (第2節)

1. 国

2. 地方自治体

3. 事業者

4. メディア等

5. 民間団体

6. 動植物園・水族館・博物館等

7. 教育機関

8. 研究者・研究機関・学術団体

9. 国民

第3章 国による具体的な行動

普及啓発・教育の推進
と人材の育成 (第1節)
侵略的外来種リストの作成と優
先度を踏まえた外来種対策の推進
(第2節)
情報基盤の構築及び調査研究
の推進 (第7節)

意図的に導入される外来種の
適正管理 (第3節1)
非意図的な導入に対する予防
(第3節2)

効果的・効率的な防除の推進
(第4節)

国内由来の外来種への対応
(第5節)
同種の生物導入による遺伝的
攪乱に関する対応 (第6節)

第4章 実施状況の点検と見直し

外来種被害防止行動計画(仮称)の構成